

XVI. オーストリア共和国
(Republic of Austria)

<目次　～オーストリア～>

第1章 市場環境の特徴	3
第2章 金融制度概要	4
1. 金融機関の種類	4
(1) 株式銀行・プライベート・バンク (joint stock banks and private banks)	7
(2) 貯蓄銀行 (savings banks)	9
(3) フォルクスバンク (Volksbank credit cooperatives)	10
(4) ライファイゼンバンク (Raiffeisen credit cooperatives)	12
(5) 建築貸付組合 (building and loan associations)	12
2. 監督官庁と指導体制	13
(1) 重要度の高い金融機関に対する監督制度	15
(2) 重要度の低い銀行に対する監督制度	16
3. オーストリアの金融制度の特徴	19
4. 預金保険制度の枠組み	25
(1) 制度の概要	25
(2) EU レベルの預金保険制度と国内対応	25
5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制	27
第3章 郵便貯金の概要	30
1. 郵便貯金の設立目的・沿革概要	30
2. 組織・経営形態	32
(1) 経営形態	32
(2) 金融サービス提供の形態	33
(3) 窓口取扱時間	35
3. 主な業務内容	35
(1) 預金業務概要	35
(2) 資金運用方法	37
(3) 貸付業務概要	37
(4) 送金・決済業務概要	37
(5) 国際業務概要	38
(6) 付随業務概要	38
4. 会計基準と財務諸表	39
第4章 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	42
1. オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行	42
(1) オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の特徴	42
(2) 金融市場の中でのオーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の競争力	44
2. 貯蓄銀行	47

3. フォルクスバンク	50
4. ライファイゼンバンク	53
(1) ライファイゼンバンクの特徴	53
(2) 金融市場の中でのライファイゼンバンクの競争力	59
5. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け	60
6. 家計の金融資産負債の動向	60
第5章 最近の金融動向と今後の展望	62
1. 最近の金融動向	62
(1) マイクロファイナンス、ソーシャルファイナンス等の現況	62
(2) フィンテック技術の活用事例	65
2. 最近のリテール決済の動向	66
(1) キャッシュレス化の現状	66
(2) モバイル決済の動向	68
(3) リテール決済等に関する法規制の動向	69
3. オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の今後の動向	72
(1) 新たな個人金融サービスの提供の動向	72
(2) その他の郵便貯金の動向	74
<出所資料一覧>	75

＜略語集＞

略語	原語(英語, ドイツ語)	日本語訳
AQR	asset quality review	資産査定
BA	Bank Austria	オーストリア銀行
BaSAG	Federal Act on the Recovery and Resolution of Banks, Bundesgesetz über die Sanierung und Abwicklung von Banken	銀行再建及び破綻処理に関する連邦法
BAWAG	Bank für Arbeit und Wirtschaft AG	オーストリア労働・経済銀行
BAWAG P.S.K.	Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG	オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行
BMF	Federal Ministry of Finance, Bundesministerium für Finanzen	連邦財務省
BRRD	Bank Recovery and Resolution Directive	銀行再建及び破綻処理に関する指令
BWG	Austrian Banking Act, Bankwesengesetz	オーストリア銀行法
CA	Creditanstalt	クレディトアンシュタルト銀行
CESEE	Central Europe and Southeastern Europe	中欧・南東欧
CRDⅢ	European Capital Requirements Directive III	欧州資本規制指令Ⅲ
CRR	Capital Requirement Regulation	資本要求規制
DGS	Deposit Guarantee Scheme	預金保険制度
DGSD	Deposit Guarantee Scheme Directive, 2014/49/EU	預金保険制度指令
DIF	Deposit Insurance Fund	預金保険基金
EBA	European Banking Authority	欧州銀行監督機構
EC	European Commission	欧州委員会
ECB	European Central Bank	欧州中央銀行
EDIS	European Deposit Insurance Scheme	欧州預金保険制度
EEA	European Economic Area	欧州経済地域
EIB	European Investment Bank	欧州投資銀行
EIF	European Investment Fund	欧州投資基金
ESAEG	Act on Deposit Guarantee Schemes and Investor Compensation, Einlagensicherungs- und Anlegerentschädigungsgesetz	預金保険制度及び投資家補償法
ESRB	European Systemic Risk Board	欧州システミックリスク委員会

FMA	Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht	オーストリア金融市場機構
FMABG	Act on the institution and organisation of the Financial Market Authority	金融市場機構法
FMSB	Financial Market Stability Board, Finanzmarktstabilitätsgremium	金融市場安定性委員会
GDPR	General Data Protection Regulation	一般データ保護規則
HBInt	Hypo Alpe-Adria-Bank International AG	ヒポ・アルペ・アドリア銀行
Heta	HETA ASSET RESOLUTION AG	ヘタ・アセット・ レゾリューション
HVB	HypoVereinsbank AG	ヒポフェラインス銀行
IPS	institutional protection schemes	機関保証制度
JSTs	Joint Supervisory Teams	共同監督チーム
LLSFR	Loan-to-Local Stable Funding Ratio	地場貸出安定調達比率
MiFID II	Markets in Financial Instruments Directive II	第二次金融商品市場指令
OeNB	Österreichische Nationalbank	オーストリア国立銀行
ÖGB	Austrian Trade Union Federation	オーストリア労働組合 連合会
ÖVP	Austrian People's Party, Österreichische Volkspartei	オーストリア国民党
PSD2	Payment Services Directive 2	第2次決済サービス指令
P.S.K.	Austrian Postal Savings Bank, Österreichische Postsparkasse	オーストリア郵便貯蓄銀行
RBS	Royal Bank of Scotland	ロイヤルバンク・オブ・ スコットランド
RIB	Raiffeisen International Bank AG	ライファイゼン国際銀行
SPÖ	Social Democratic Party of Austria, Sozialdemokratische Partei Österreichs	オーストリア社会民主党
SREP	Supervisory Review and Evaluation Process	監督上の検証・評価プロセス
SRB	Single Resolution Board	単一破綻処理委員会
SRF	Single Resolution Fund	単一破綻処理基金
SRM	Single Resolution Mechanism	単一破綻処理メカニズム
SSM	Single Supervisory Mechanism	単一監督メカニズム
VAT	Value Added Tax	付加価値税
VBAG	Österreichische Volksbanken-AG	オーストリア・ フォルクスバンク
VBI	Volksbank International AG	フォルクスバンク・ インターナショナル

第1章 市場環境の特徴

図表1：オーストリアの概要

分類	項目	
一般事情	面積	8.4 万平方キロメートル (北海道とほぼ同じ)
	人口	895 万人 (2019 年、IMF 推計)
	首都	ウィーン
	民族	主としてゲルマン民族
	言語	ドイツ語
	宗教	カトリック約 63%、 プロテスタント約 4%、イスラム教約 7%
政治体制・ 内政	政体	連邦共和制 (9 つの州から構成)
	元首	アレクサンダー・ファン・デア・ベレン大統領
	議会	二院制 国民議会 (第 1 院) : 議席定数 183、 連邦参議院 (第 2 院) : 議席定数 61
	首相	セバスティアン・クルツ
経済	主要産業	機械、金属加工、観光
	GDP	4,477 億ドル (2019 年、IMF 推計)
	1 人あたり GDP	50,023 ドル (2019 年、IMF 推計)
	実質 GDP 成長率	1.6% (2019 年、IMF 推計)
	通貨	ユーロ。1 ドル = 0.90 ユーロ、1 ユーロ = 120.17 円 (2020/2/4)



(出所) IMF、外務省、ジェトロ等をもとに作成

図表2：オーストリアの主要経済指標

	単位	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
人口	万人	834	836	839	843	848	854	863	874	882	889	895
名目GDP	億ドル	4,013	3,926	4,316	4,097	4,302	4,427	3,820	3,942	4,177	4,562	4,477
1 人あたり GDP(名目)	ドル	48,112	46,995	51,452	48,617	50,747	51,814	44,266	45,105	47,389	51,344	50,023
実質GDP成長率	%	-3.8	1.8	2.9	0.7	0.0	0.7	1.1	2.0	2.6	2.7	1.6
消費者物価上昇率	%	0.4	1.7	3.5	2.6	2.1	1.5	0.8	1.0	2.2	2.1	1.5
経常収支	GDP比%	2.6	2.9	1.6	1.5	1.9	2.5	1.7	2.5	2.0	2.3	1.6
財政収支	GDP比%	-5.4	-4.5	-2.6	-2.2	-2.0	-2.7	-1.0	-1.6	-0.7	0.1	0.1
政府債務	GDP比%	79.6	82.4	82.2	81.7	81.0	83.8	84.4	82.9	78.5	73.8	70.7

(出所) IMF "World Economic Outlook October 2019"をもとに作成

第 2 章 金融制度概要

オーストリアの金融機関は、1994 年 1 月に施行されたオーストリア銀行法 (Austrian Banking Act, Bankwesengesetz, BWG) により、与信機関 (credit institutions, Kreditinstitut) と、リース会社・M&A アドバイザー・信用情報機関・資産保管会社等の金融機関¹ (financial institutions, Finanzinstitut) に分けられる。

与信機関は、同法第 1 条に規定されている預金業務、証券業務、投資信託業務等の銀行業務 (banking transactions) を実施するために、同法第 4 条により金融規制当局のオーストリア金融市場機構 (Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht, FMA) から取扱業務について許可を受けた機関と定義され、ユニバーサル・バンキング・サービスの提供が可能である。従って、銀行法では、銀行に対してユニバーサル・バンク、商業銀行、リテール銀行、投資銀行といった業態に基づく分類は行っていない。

1. 金融機関の種類

銀行法上の業態区分はないものの、オーストリア国立銀行 (Österreichische Nationalbank, OeNB) の統計では、銀行を以下の 8 つに分類している (図表 3)。

- ① 株式銀行・プライベート・バンク (joint stock banks and private banks, Aktienbanken und Privatbanken)
- ② 貯蓄銀行 (savings banks, Sparkassen)
- ③ 州不動産抵当銀行 (state mortgage banks, Landeshypothekenbanken)
- ④ ライファイゼンバンク (Raiffeisen credit cooperatives, Raiffeisenbanken)
- ⑤ フォルクスバンク (Volksbank credit cooperatives, Volksbanken)
- ⑥ 建築貸付組合 (building and loan associations, Bausparkassen)
- ⑦ 特定目的銀行 (special purpose banks, Sonderbanken)
- ⑧ 外国銀行支店 (branch offices of member state credit institutions, Zweigstellen ausländischer Banken)

¹ 「金融機関」の具体的な業務については、銀行法第 1 条 (2) 参照。

これらの銀行のうち、多くは上部組織を持たないが、貯蓄銀行やフォルクスバンクは、流動性資金を供給・管理する上部機関を持つ 2 層構造となっている。また、ライフアイゼンバンク（個別ライフアイゼンバンク、Raiffeisenbanks）は上部機関として 8 つのライフアイゼン州銀行（Raiffeisen regional headquarters, Raiffeisenlandesbank）、更にその上にライフアイゼンインターナショナル(entralbank Österreich AG, RZB) を配置した 3 層の構造となっている²。

² Raiffeisen Zentralbank Österreich AG “Company structure/RZB group“
http://www.rzb.at/eBusiness/01_template1/832624473864488257-832624426888283369_832626784288459505-832626784288459505-NA-2-EN.html -

図表3：銀行の分類（2019年9月末、金額単位：10億ユーロ）

階層	銀行 (本店数) (支店数)	総資産 (シェア)	預金残高 (シェア)	根拠法	特徴
1	株式銀行・プライベートバンク (Joint Stock Banks and Private Banks, Aktienbanken und Privatbanken) (42) (875)	225.0 (25.4%)	131.8 (30.5%)	銀行法	株式会社形態の銀行および個人所有の銀行。大企業向け業務（大口顧客の資金調達・輸出入を促進する貿易金融）に注力する場合が多い
	州不動産抵当銀行 (State Mortgage Banks, Landeshypothekenbanken) (8) (136)	55.4 (6.3%)	21.0 (4.9%)	銀行法/不動産抵当銀行法*	不動産を抵当とした貸付及びファンドブリーフ**の発行業務を行う銀行。地方の不動産抵当貸付に加え、ユニバーサル・バンクとしてコーポレート、リテール、プライベートバンキングを実施。不動産への融資も行う。特定州内で活動する株式会社形態の機関が多い
	建築貸付組合 (Building and Loan Associations, Bausparkassen) (4) (70)	22.0 (2.5%)	18.9 (4.4%)	銀行法/建築貸付組合法**	預金金利の州政府補助により住宅建築向け低利融資を行う組合。集合住宅や宅地、居住用建物の購入資金の融資を行う。資金は預金で集めるが、州政府から金利が上乗せされるので、組合としては低利で調達が可能
	特定目的銀行 (Special Purpose Banks, Sonderbanken) (59) (8)	64.0 (7.2%)	6.1 (1.4%)	銀行法	下記の特定の金融機能を果たす株式会社。 ・輸出金融 ・中長期の投資資金の融資 ・投資信託、不動産の資産運用・管理 ・クレジットカードの発行 ・退職手当資金の資産運用（顧客は会社が原則、個人からの預金受入れは不可）
	外国銀行支店 (Branch Offices of Member State Credit Institutions, Zweigstellen ausländischer Banken) (22) (8)	23.1 (2.6%)	15.1 (3.5%)	銀行法	EEA諸国（EU構成国及び欧州自由貿易連合加盟国）の銀行の支店。欧州経済地域(EEA)国以外の国の銀行と異なり、当該国の金融規制当局による事業計画や支店長名等の基本的な情報の通知のみによって、支店設立及び営業が原則として自動的に許可される。
2	貯蓄銀行 (Savings Banks, Sparkassen) (49) (835)	174.1 (19.7%)	83.3 (19.3%)	銀行法/貯蓄銀行法*	低所得者向けの貯蓄奨励を行う機関として、個人が設立した銀行をルーツとする金融機関。
	フォルクスバンク (Volksbank Credit Cooperatives, Volksbanken) (9) (265)	32.4 (3.7%)	21.0 (4.9%)	銀行法/商工協同組合法*	19世紀に職人や中小企業による業界団体が設立した信用協同組合。現在でも職人や中小企業が重要な組合員だが、個人顧客との取引も増大している。近年業績の低迷から前中央機関のフォルクスバンクAG(VBAG)の業務が、フォルクスバンク・ウィーンに移され、VBAGの残務処理が清算会社により行われている。
3	ライファイゼンバンク (Raiffeisen Credit Cooperatives, Raiffeisenbanken) (386) (1,364)	289.5 (32.7%)	134.9 (31.2%)	銀行法/商工協同組合法*	個別のライファイゼンバンクが、8つのライファイゼン州銀行を所有し、それらの州銀行等がライファイゼンインターナショナル(RBI)の株式を所有する3層構造を持つ。国内の金融機関の中で最大の機関数を占める。創立時は農家への融資が多かったが、近年は商工業の企業への融資が増えた州銀行は域内の個別銀行の流動性の確保等を行うほか、独自にユニバーサル・バンキング・サービスを提供。個別銀行に協力しつつ、広域な地方経済案件にも注力。RBIは元々中央機関のライファイゼン中央銀行(RZB)の100%子会社で海外事業を担当していたが、2017年にRBIとRZBが統合され、RBIが存続会社となった。RBIはコーポレート銀行業務、投資銀行業務と、中東欧諸国でユニバーサル・バンキング・サービスを提供している。
合計	本店数 579 支店数 3,561	885.5 (100.0%)	432.1 (100.0%)		

(注) 預金残高は内外の非銀行部門（個人・銀行以外の法人）に対する預金残高（貯蓄性預金・定期預金・要求払預金の合計）

* Mortgage Bank Act, Hypothekbankengesetz

**ファンドブリーフ（Pfandbriefe）とは住宅ローン債権などの資産を裏付けに発行する社債の一種で、一般の社債よりも信用力が高く、国債や公債に次ぐ金融商品である

*** 英語、ドイツ語ではそれぞれ Building Society Act, Bausparkassengesetz

† 出所の中央銀行統計に表示される外国銀行支店は、本店が EEA 諸国で営業許可を受けた銀行支店のみである。因みに EEA 以外の国による支店設立に際しては、国内銀行の設立に必要な情報に加えて、①過去3年間の財務諸表 ②取引内容と取引の発生場所 ③可処分初期投資額（ユーロ建） ④内部決定に必要な支店と本国本店の権限の証書 ⑤本国規制当局による、当該行のオーストリアにおける営業活動に対して異議なき旨の誓約書の5点を金融市場機構に提供する必要がある（銀行法第4条（4））。また、EEA に設立された銀行支店が行いうる業務内容は EU の資本規制指令（Capital Requirements Directive）によって定められている

*英語、ドイツ語ではそれぞれ Savings Banks Act, Sparkassengesetz

(出所) オーストリア国立銀行（OeNB）統計等をもとに作成

(1) 株式銀行・プライベート・バンク (joint stock banks and private banks)

株式銀行・プライベート・バンク (joint stock banks and private banks, Aktienbanken und Privatbanken) は、株式会社形態の商業銀行と個人所有の銀行を指し、大企業や大口顧客等の資金調達、輸出入を促進する貿易金融や、プライベートバンキングを行っている銀行である。貯蓄銀行や組合を基盤とする銀行が合併して大型化するのに伴い、株式会社化する銀行が増えている。そのうち資産規模の大きな銀行としては、オーストリア銀行 (Bank Austria, BA)、オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.) 及びオーバー銀行 (Oberbank) が挙げられる (図表 4)。

図表 4：オーストリアの主要銀行の総資産と当期純利益（2017 年 12 月末）

	銀行名	形態	総資産 (億ユーロ)	当期純利益 (百万ユーロ)
1	エアステ・グループ・バンク	貯蓄銀行	2,207	1,668
2	ライフアイゼン・バンク・インターナショナル	ライフアイゼンバンク	1,351	1,246
3	オーストリア銀行	株式銀行	1,021	673
4	オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行	株式銀行	461	467
5	ライフアイゼン州銀行・オーバーエスターライヒ	ライフアイゼンバンク	403	492
6	ライフアイゼン州銀行・ニーダーエスターライヒ＝ウィーン	ライフアイゼンバンク	257	559
7	オーバー銀行	株式銀行	208	201
8	ライフアイゼン州銀行・シュタイアーマルク	ライフアイゼンバンク	147	298
9	ヒポ・ノイエ・グループ	株式銀行	144	31

(注) オーストリア銀行は、2005 年 11 月からイタリアのウニクレディト (Unicredit) グループ傘下に入った
 (出所) Raiffeisenlandesbank Niederösterreich-Wien AG “Company Presentation”(2018 年 6 月)をもとに作成
<http://www.raiffeisenbank.at/eBusiness/services/resources/media/1015018521967-902421112535352750-1246818393902441242-1-30-NA.pdf>

このうちオーストリア銀行 (BA) は、他行との合併を通じてオーストリア最大手の株式銀行になった。同行は、ツェントラル貯蓄・商業銀行 (Zentral Sparkasse und Kommerzialbank) とオーストリア・レンダー銀行 (Österreichische Länderbank) の合併によって 1991 年に設立され、1997 年にクレジットアンシュタルト銀行 (Creditanstalt, CA) の株式を取得した。2000 年にドイツのヒポフェラインス銀行 (HypoVereinsbank AG, HVB) に買収され、更に 2005 年 11 月に HVB がイタリアの大手銀行ウニクレディト (Unicredito Italiano S.p.A.) に買収されたため、現在はウニクレディト・グループ傘下にある (株式の 99.996%をウニクレディト銀行が保有)。総

資産は 1,021 億ユーロである（2017 年 12 月末）³。

BAWAG P.S.K.は2017年10月にウィーン証券取引所に上場した株式銀行で、郵便局との提携により普通預金、定期預金等の預金商品と企業向け、個人向けのローンを提供しているほか、リテール部門以外にも不動産、プロジェクトファイナンス、リースなど多様な金融関連業務を行っている。総資産は 461 億ユーロである（2017 年 12 月末）⁴。

オーバー銀行は 1869 年に設立された、リンツ市（オーバーエスターライヒ州）に本店を持つオーバーエスターライヒ＝ザルツベルグ銀行（Bank für Ober - Österreich und Salzburg）を前身とする株式銀行で、総資産は 208 億ユーロである（2017 年 12 月末）⁵。

同行はオーストリア内の 2 地方銀行⁶と「3 銀行グループ」（3 Banken Group）を結成して互いに株式を持ち合っている。更に相乗効果を発揮するために 3 行は IT 業務、保険業務、投資信託業務等のための共同の子会社を有している。オーバー銀行はこのような協力関係を通じて、国内のみならず積極的にチェコ、スロバキア、ハンガリー等近隣諸国に展開している⁷。オーバー銀行の株式は 1980 年代半ばまでクレジットアンシュタルト銀行（CA）が過半数を保有していたが、1986 年にウィーン証券取引所（Vienna Stock Exchange, Wiener Börse）に上場し、2018 年 12 月における時価総額は約 28.9 億ユーロである⁸。

ヒポ・ノイエ・グループ銀行（HYPO NOE Gruppe Bank AG）は、1888 年設立の Landes-Hypothekenanstalt für Niederösterreich が前身の、ニーダーエスターライヒ州が 100%出資する銀行であったが、2017 年 9 月に子会社の HYPO NOE Landesbank AG と合併して名称を HYPO NOE Landesbank für Niederösterreich und Wien AG に変更した。総資産は 144 億ユーロである（2017 年 12 月末）⁹。

³ オーストリア銀行（BA）ウェブサイト https://www.bankaustria.at/files/Investor_Fact_Sheet_EN.pdf

⁴ オーストリア労働・経済・郵便儲蓄銀行 Annual Report 2017
<https://www.bawaggroup.com/linkableblob/BAWAGGROUP/413824/f31fd1917cb93d5bc4e46doda0095f78/consolidated-annual-report-2017-data.pdf>

⁵ Oberbank Annual Report 2017
https://www.oberbank.at/documents/20195/559187/irglobal_k_gb17.pdf/df66f1fc-2aed-4c3a-b749-0e3c08629f4d
https://www.oberbank.com/documents/20732/412157/ir_k_gb16_eng/23271fa9-1514-4701-bc71-16a07afae5b0

⁶ チロル州及びフォアアールベルク州を地盤とする地方銀行のチロル＝フォアアールベルク銀行（Bank für Tirol und Vorarlberg Aktiengesellschaft, BTV）と、ケルンテン州を地盤とする地方銀行のケルンテン銀行（BKS Bank AG、旧名 Bank für Kärnten AG）。

⁷ オーバー銀行 “Historical Summary”、“The 3 Banken Group”
http://www.oberbank.at/GBK_webp/GBK/oberbank_at/English/About_us/Investment_Portfolio/3_Banken_Group/index.jsp

⁸ ウィーン証券取引所ウェブサイト <http://en.wienerbourse.at/quote/?ISIN=AT0000625108&TYPE=AUC>
（閲覧日：2018 年 12 月 17 日）

⁹ HYPO NOE Investor presentation 2017
https://www.hypnoe.at/Media/Praesentationen/HYPO_NOE_IR_Presentation_exkl_Backup_2018-03_FINAL.pdf?ext=.pdf、JPX ウェブサイト 等

またプライベート・バンクには、Schoellerbank や Bankhaus Spangler 等がある。前者は創業が 1833 年、後者は 1855 年といずれも歴史は古く、信用に裏付けされて深く根付いている。

(2) 貯蓄銀行 (savings banks)

貯蓄銀行 (savings banks, Sparkasse) は貯蓄預金口座サービスを提供する、公共性の高い分野に融資を行う銀行である。

オーストリアの貯蓄銀行の歴史は 19 世紀初頭に遡る。18 世紀には多くの人々は財産を農産物の形で保有したり、タンス預金として保持したりしていたが、19 世紀に入り地主層や職人ギルドが影響力を喪失し、従来の共同体による安全保証が弱体化したことに伴い、将来の備えとしての貯蓄の習慣が一般化した。

貯蓄銀行の創設にはカトリック関係者が重要な役割を果たした。1819 年に神父ヨハン・バプティスト・ヴェーバー (Johann Baptist Weber) がドイツ及び英国の例をもとに、1 万グルデン (Gulden : 現在の 14 万ユーロ相当) を出資してウィーン郊外の教区にオーストリアで最初の貯蓄銀行である第一オーストリア貯蓄銀行 (First Austrian Savings Bank, Erste österreichische Spar-Casse) を設立し、中欧で第一号となる貯金通帳を発行した。

それ以降オーストリアの貯蓄銀行は第一オーストリア貯蓄銀行を中心に発展し、普仏戦争や第一次世界大戦に伴う貧困や社会混乱への対処に大きな役割を果たした。第二次大戦時にはドイツのオーストリア併合に伴ってオーストリアの貯蓄銀行はドイツの貯蓄銀行と合併され、ナチス・ドイツの戦費支出を強制された¹⁰。

戦後オーストリアが豊かな国になったことを反映して、貯蓄銀行は根拠法である 1979 年の貯蓄銀行法 (Savings Banks Act, Sparkassengesetz) の制定によってユニバーサル・バンクとなった。近年は住宅地開発、地域プロジェクト、製造業や貿易会社への融資にまで業務を拡張している。1997 年に株式を公開し、中欧・南東欧 (Central Europe and Southeastern Europe, CESEE) 諸国への展開を始めた。

現在、7 つの地域協会 (regional associations) の下にある貯蓄銀行 (本店数 49、支店数 835 : 2019 年 9 月末) が国全体を網羅し、370 万人が貯蓄銀行の顧客となっている¹¹。

¹⁰ Erste Bank “A History of Saving in Austria”

<https://www.sparkasse.at/erstebank-en/Private-Clients/Saving/A-History-of-Saving-in-Austria>

¹¹ Erste bank and Sparkassen Fact Sheet

<https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&cad=rja&uact=8&ved=2ahUKEwi8vZa9wJbnAhUVpNAKHfg-A3wQFjAAegQIAhAB&url=https%3A%2F%2Fwww.sparkassenverband.at%2Fcontent%2Fdam%2Fat%2Fspk-erstebank%2Fen%2Ffebspk-factsheet-en.pdf&usq=AOvVawoemV8xb86xIMoBDv-TdY2z>

(3) フォルクスバンク (Volksbank credit cooperatives)

フォルクスバンク (Volksbank credit cooperatives, Volksbanken) は商業信用協同組合 (commercial cooperative credit associations) をルーツとする金融機関で、伝統的に職人や中小企業、個人を主要な顧客とする。商業信用協同組合は 1850 年代から設立されていたが、組合間の流動性管理を行う中央機関が 1922 年に設立された¹²ことで、本格的に組織として編成された (図表 5)。

1974 年に中央機関のオーストリア・フォルクスバンク (Österreichische Volksbanken-AG, VBAG) は協同組合組織から株式会社組織 (co-operative public limited company) に転換し、更に 1991 年に独自の商業銀行機能を持つようになり、中欧・南東欧 (Central Europe and Southeastern Europe, CESEE) 諸国¹³に対して国際展開を始めた。近年は業績の低迷から国際部門の売却、中央機関の解散等のリストラクチャリングを行っている。

¹² immigon portfolioabbau ag “History”
<http://en.immigon.com/about-us/history>

¹³ ハンガリー、スロベニア、チェコ、クロアチア、ルーマニア、ボスニア・ヘルツゴビナ、セルビア・モンテネグロ、ウクライナ (いずれも国名は進出当時)。

図表 5：フォルクスバンクの沿革

年	
1850年代～	フォルクスバンクの設立
1922	フォルクスバンク中央機関の設立
1930	オーストリア協同組合協会（Österreichischer Genossenschaftsverband）が設立
1974	中央機関が協同組合組織から株式会社組織に変更
1991	中央機関オーストリア・フォルクスバンク（VBAG）が商業銀行機能を獲得し、その後中東欧諸国へ進出を開始
1996	オーストリア協同組合協会とドイツ協同組合協会が協力関係を構築
	ドイツ協同組合協会の中央機関DZ銀行がオーストリア・フォルクスバンクの株式を25%取得
1997	国際業務部門としてVB-International GmbH設立（当初有限会社、1999年株式会社化し2000年フォルクスバンク・インターナショナル：VBIAGに改称）
2001	ウィーン首都州のプレゼンス強化のため、フォルクスバンク・ウィーン設立
2004	この年までに、グループとして中東欧11か国に進出
2008	VBAG、保有するKommunallredit Austria AGの株式を連邦政府に売却
2011	ロシア・ズベルバンクとフォルクスバンク・インターナショナルの売却に合意
	VBAG、不動産部門のVBAG Eurpolisを売却
2012	2月15日、フォルクスバンク・インターナショナルの売却完了
	2月27日、フォルクスバンクと連邦政府の間で、フォルクスバンクの安定化に関する持続的戦略につき合意。VBAGの資本を70%に減少させ、同時に政府と4.8億の資本増強につき合意
	8月12日、国内金融規制当局FMAが銀行法30条aに基づきフォルクスバンクの新しい組合を承認
	9月28日、欧州委員会、VBAGのリストラチャリングに係る州の支援を承認
2014	VBAG、理事会において中央機関の分割移管を伴う組織再編を決定。VBAGの中央機関機能、個別フォルクスバンクへのサービス提供機能をフォルクスバンク・ウィーン・バーデン（現フォルクスバンク・ウィーン）に移管し、グループ共同の債務保証スキームからの脱退を決定（2015年上期）
2015	4月7日、ルーマニアの銀行バンカ・トランシルバニア（Banca Transilvania）に対するフォルクスバンク・ルーマニア（VBRO）の売却完了
	5月28日、VBAG株主総会においてVBAGの分割、整理会社への移管承認。中央機関機能については2014年の理事会決定通りフォルクスバンク・ウィーン・バーデンへ移管し、残余部分は「銀行再建及び破綻処理に関する連邦法」162条に基づき整理会社のimmigon portfolio agに移管されることが決定
	7月4日、VBAGの分割・移管実施 整理計画では、2017年末までに主要リスクアセットの除去を予定
2016	2016年末、顧客向け貸付残高は前年末の1,109百万ユーロから565百万ユーロに減少するなど、総資産残高も前年末の3,840百万ユーロから2,355百万ユーロにまで減少した。また、前年の資産移管等による金利収入、手数料収入の大幅減少により、2016年の当期損益は前年の196百万ユーロから△51百万ユーロと赤字に転落した。
2017	2017年末、フォルクスバンクの顧客向け貸付残高は19,768百万ユーロ、総資産残高は25,323百万ユーロへと回復した。同様に2017年の当期損益は61百万ユーロと黒字へと回復した。利息収入の増加、経費削減、貸倒引当金の戻りが要因。一方、immigon portfolio agは総資産残高は1,603百万ユーロへ資産圧縮が継続、当期損益は91百万ユーロへと黒字化した。
2018	2018年末、フォルクスバンクの顧客向け貸付残高は20,502百万ユーロ、総資産残高は26,564百万ユーロに増加した。同様に2018年の当期損益は115百万ユーロと黒字幅が拡大した。一方、immigon portfolio agは総資産残高は1,089百万ユーロへ資産圧縮が継続、当期損益は△2.6百万ユーロへと赤字に転落した。

（出所）immigon portfolioabbau ag “History” 及び “Annual Report 2018”をもとに作成（閲覧日：2019年12月9日）
http://en.immigon.com/m101/volksbank/m874_immig/en/individuelle_seite/geschaeftsberichte/geschaeftsjahr_16.jsp

(4) ライファイゼンバンク (Raiffeisen credit cooperatives)

ライファイゼンバンク (Raiffeisen credit cooperatives, Raiffeisenbanken) は、ドイツ発祥の農業協同組合運動をルーツとする協同組織金融機関であり、現在もリテール部門をサービスの中心とするものの、融資や預金に限らず幅広い金融サービスを提供する。

19 世紀に活動したドイツの地方名望家フリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン (Friedrich Wilhelm Raiffeisen) の運動がオーストリアに伝播し、1886 年に国内初の農業協同組合金融機関であるライファイゼンバンクが設立された。1898 年にオーストリア・ライファイゼンバンク・グループ (Austrian Raiffeisen Banking Group) が結成されて組織体制が整備され、1927 年にはグループの中央機関「Genossenschaftliche Zentralbank」が設立された。この中央機関は 1989 年にライファイゼン中央銀行 (Raiffeisen Zentralbank Österreich Aktiengesellschaft, RZB) と改称された。

2016 年 10 月、RZB とその 100% 子会社で海外事業を担当するライファイゼンバンク・インターナショナル (Raiffeisenbank International, RBI) の統合が決定され、2017 年 3 月に統合が実現し、RBI が存続会社となった。

グループとしてのライファイゼンバンクは、①各州・地方の個別ライファイゼンバンク (Raiffeisenbanks) とその支店、②地域内のライファイゼンバンクにより 100% 所有されているライファイゼン州・地方銀行 (Raiffeisen Regional Headquarters)、更に③中央機関である RBI の 3 層からなる。

なお、ライファイゼンの名を冠する協同組合は、酪農、貯蔵所、肉牛、豚、小規模ワイナリーなど金融以外の部門に多く見受けられるが、これらのライファイゼン系の協同組合はオーストリア・ライファイゼン連合会 (Österreichischer Raiffeisenverband) に属する。各協同組合は、地方ごとに設けられている地方連合会 (Revisionsverband) による監査を受けるが、ライファイゼンバンクの金融サービスを利用したり、RZB の出資を受けたりするという相互協力関係にある。

(5) 建築貸付組合 (building and loan associations)

建築貸付組合 (building and loan associations, Bausparkassen) は、個人向けに低利の住宅ローンを専門に提供する与信機関であり、主要リテール金融機関の傘下に、4 機関が存在する (2017 年 12 月末、図表 6)。建築貸付組合の特徴として、当該銀行への借主の預金額に対し 1.5~4.0% の補助金¹⁴を州政府が支払う (年あたり上限 1,200 ユーロ) 点が挙げられる。この補助金は資本投資課税の対象外となる。補助金率は毎年改訂され、2018 年の補助金率は前年同様 1.5% である。

¹⁴ この補助金は「state premium」(Staatliche Prämie) と呼ばれる。

AK Wien “Bausparen”

<https://wien.arbeiterkammer.at/beratung/konsumentenschutz/geld/sparen/Bausparen.html>

図表 6：建築貸付組合一覧

名称	概要
Raiffeisen Bausparkasse	ライフアイゼンバンクグループの住宅部門として、1961 年に設立。国内に約 160 万人の顧客を有し、現在は住宅だけでなく教育・介護への融資も手掛ける
Wüstenrot Bausparkasse	金融グループである Wüstenrot に属する建築貸付組合で、1925 年設立
Bausparkasse der österreichischen Sparkassen (s Bausparkasse)	貯蓄銀行のエアステ・グループ・バンクに属する住宅（新規、建替）、教育、介護等に融資する与信機関。一人当たり 18 万ユーロを原則に貸付を行う
start bausparkasse	1929 年に設立された建築貸付組合「Allgemeine Bausparkasse (ABV)」が 2014 年に改称。2016 年 12 月にオーストリア労働・経済・郵便貯金銀行が買収した

（出所）Förderportal “Bausparvertrag – welche Banken bieten die besten Konditionen beim Bausparen?”
及び各行ウェブサイトをもとに作成（閲覧日 2019 年 12 月 13 日）

2. 監督官庁と指導体制

欧州諸国の金融規制、監督制度を概観するにあたっては、各国別の規制のほか、地域機関である EU レベルの規制にも注意する必要がある。オーストリアにおいては、国内の金融機関根拠法のオーストリア銀行法（Austrian Banking Act、Bankwesengesetz, BWG）に加え、EU の資本要求規制（Capital Requirement Regulation, CRR）が重要な役割を果たしている。

BWG は「銀行」（与信機関：Credit institutions）と銀行には分類されない「金融機関」（financial institutions）の定義、許可（第 1 条）、欧州経済地域（European Economic Area, EEA）内での銀行設立及びサービス提供の自由（the freedom of establishment and the freedom to provide services within the EEA：第 9 条）等を規定し、CRR は最低資本やレバレッジ比率に関する量的規制、ディスクロージャー要求等を規定している。

また、行政的な銀行監督・規制の局面でも国内当局と EU 当局が権限を分有する。2008 年のリーマンショックを発端として欧州に波及した世界金融危機や、2009 年のギリシャ債務危機を端緒とする欧州債務危機を経て、EU では金融機関に対する規制監督の制度改革が行われた。欧州委員会（European Commission, EC）が発表した金融規制改革の全体的な構想を銀行同盟（Banking Union）といい、①単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism, SSM）、②単一破綻処理メカニズム（Single Resolution Mechanism, SRM）及び③預金保険制度（Deposit Guarantee Scheme, DGS）の 3 つが具体的な政策の柱として位置付けられる。

EUにおける銀行の規制監督体制は、2014年11月4日からSSMへと移行した。これは、従来国内当局が行ってきた銀行監督権限を、EU構成国の中央銀行が参加する欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）に委譲するものである¹⁵。

SSMの下では、EU全体の経済に及ぼす影響力が大きく重要度の高い金融機関（significant institutions）についてはECBが直接監督し、重要度の低い金融機関（less significant institutions）については国内の独立行政機関であるオーストリア金融市場機構（Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht, FMA）が監督することとされた（図表7）。但し、実務上は、FMAが中央銀行のオーストリア国立銀行（Österreichische Nationalbank, OeNB）と分担して監督業務を行う。

FMAは2002年4月1日に金融市場機構法（Act on the institution and organisation of the Financial Market Authority, FMABG）により設立された独立行政機関である。FMAは銀行のみならず保険会社、年金会社、証券会社の監督官庁でもあり、629の与信機関、86の保険会社、10の年金会社、111の投資会社及び投資サービスプロバイダー（investment firms, investment service providers）等を監督している（2017年12月末）¹⁶。

銀行に対する営業許可の発出や取消については、銀行の重要性にかかわらずECBと国内規制当局の両者が関与する「共通の手続き」（common procedures）が適用される。この手続きの下では、まず銀行免許の申請者はFMAに設立を申請する。それを受けてFMAは国内法に基づく審査を経てECBに申請を上げ、ECBがFMAの決定と関連するEU法や当該国内法に基づき審査を行い、許可を出すか否かを決定する¹⁷（図表8）。なお、申請に対する決定結果はFMAにより申請者に通知される。

¹⁵ EUR-Lex（EU法令に関する公式ウェブサイト）

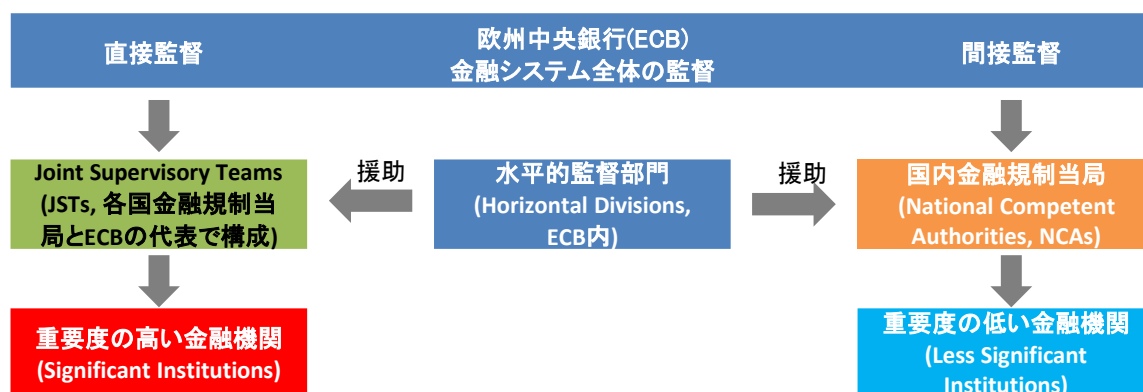
“COUNCIL REGULATION (EU) No 1024/2013 of 15 October 2013 conferring specific tasks on the European Central Bank concerning policies relating to the prudential supervision of credit institutions”
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32013R1024>

¹⁶ FMA “Annual Report 2017” Supervised companies 2013-2017

¹⁷ EUR-Lex 「SSM 枠組規則」

(REGULATION (EU) No 468/2014 OF THE EUROPEAN CENTRAL BANK of 16 April 2014 establishing Bank and national competent authorities and with national designated authorities (SSM Framework Regulation)) 第73条ほか
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014R0468>

図表 7：銀行監督の体制



(出所) 金融市場機構 (FMA) “Annual Report of the Financial Market Authority” (2016) をもとに作成

図表 8：銀行設立における ECB・国内当局の共通手続

	管轄	作業内容
①	FMA (国内当局)	申請者より設立申請を受け、15営業日以内に申請内容をECBへ通知。
②	FMA (国内当局)	申請に不備があった場合、自ら、又はECBからの要請を受けて、申請者に追加情報の提供を要求。追加情報を15営業日以内にECBへ通知。
③	FMA (国内当局)	FMAは自国の国内法へのコンプライアンスの観点から申請内容を審査し、申請を拒否する場合はその旨をECBに通知する。 申請を承認する場合は、仮決定 (draft authorization decision) を最長審査期間の到来する20営業日より前にECB及び申請者に通知する。 必要に応じて、仮決定に対し推薦 (recommendation) や条件、制限を付してもよい。
④	ECB(欧州中央銀行)	申請内容について関連EU法へのコンプライアンスの観点から独自に審査。必要に応じて申請者に意見論述、異議申立の機会を与えたり、審査期間を延長することができる。
⑤	ECB(欧州中央銀行)	FMAの仮決定、自行の審査、申請者からの意見陳述をもとに申請承認の可否を決定。仮決定受領後10営業日以内に決定しない場合、仮決定が受け入れられたものと見なす。

(出所) SSM 枠組規則 (SSM Framework Regulation) をもとに作成 (閲覧日: 2019 年 12 月 13 日)
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0468&from=EN>

(1) 重要度の高い金融機関に対する監督制度

EU 経済全体に及ぼす影響力の大きな銀行は重要性の高い金融機関 (significant institutions) と位置付けられ、それに対しては欧州中央銀行 (European Central Bank, ECB) が直接規制監督を行う。ECB は各国の金融規制当局スタッフと共同監督チーム (Joint Supervisory Teams, JSTs) を組織して、総資産額等の基準 (図表 9) を満たす重要度の高い金融機関 (significant institutions) に対し資産の健全性に関する包括的評価等を行

う¹⁸。

現在 ECB の直接監督下にある銀行グループは 118 である（2018 年 1 月 1 日）¹⁹。このうち、オーストリアの銀行は Raiffeisen Bank International AG 等 6 銀行グループが該当する（図表 9）。

図表 9：ECB の直接監督対象となる銀行と該当するオーストリアの銀行

要件	概要	該当する銀行（グループ）
規模	総資産300億ユーロ以上	・ BAWAG Group AG ・ Erste Group Bank AG ・ Volksbank Wien AG ・ Raiffeisenbankengruppe OÖ Verbund eGen ・ Raiffeisen Bank international AG ・ Sberbank Europe AG
経済的重要性	特定の ¹ か国またはEU全体の経済にとって重要である	
事業の越境性	総資産が50億ユーロ以上、かつ ² 国以上のEU加盟国に対するクロスボーダー資産（或いは負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が20% 超	
直接公的金融支援	欧州安定メカニズム(European Stability Mechanism)又は欧州金融安定ファシリティ（European Financial Stability Facility）からの援助を要求した、もしくは受けたことがある	

（注）「経済的重要性」は、ECB が各国の経済にとっての各行の①重要性②相互接続性③代替性、ならびに各行の④複雑性を判断して決定する。

（出所）ECB, 単一監督メカニズム（SSM）ウェブサイトをもとに作成（閲覧日：2019 年 12 月 13 日）
<https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/list/criteria/html/index.en.html>

（2）重要度の低い銀行に対する監督制度

図表 9 の基準を満たさない銀行は、業務の種類にかかわらずオーストリア金融市場機構（Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht, FMA）に監督されることがオーストリア銀行法（Austrian Banking Act, Bankwesengesetz, BWG）に規定されている。

組織構造は規制する業種ごとに分かれ、銀行に対する規制監督は FMA の「Banking Supervision」が管轄する²⁰。

銀行の監督は、BWG 等に基づき FMA とオーストリア中央銀行（Österreichische Nationalbank, OeNB）とが協力して実施してきた。2008 年 1 月から、両者間の機能重複を避けるため、監督の内容を事実確認機能（fact-finding function：リスク評価）と意思決定機能（decision-making function）に分け、OeNB は前者を、FMA は後者を担当することとなった

¹⁸ ECB は、図表 9 の基準を満たさない銀行に対しても、必要に応じて直接監督を行うことが可能である。

¹⁹ ECB list of supervised entities

https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.list_of_supervised_entities_201802.en.pdf

²⁰ オーストリア金融市場機構（FMA）“Organisation Chart of the FMA”

<https://www.fma-li.li/en/fma/organization/organizational-chart.html>

(図表 10)。すなわち銀行の実地検査は OeNB が担当し、FMA は独立行政機関として、銀行を含む金融全体を統括する監督機能を保有する。

図表 10：銀行規制における FMA と OeNB の分業体制

	実地検査 (On-Site inspection)	オフサイトモニタリング (Off-site analysis)	報告 (Reporting)	行政手続き (Administrative procedures)
新制度 (2008年1月～)	OeNB	OeNB	OeNB	FMA
旧制度	FMA/OeNB	FMA/OeNB	OeNB	FMA

(出所) OeNB "BANKING SUPERVISION IN AUSTRIA" (2009) (閲覧日：2019 年 12 月 13 日)

但し、上のような分業体制が構築された以降も FMA と OeNB は密に連携を取っている。例えば 2010 年、両機関は銀行の外貨借入や中欧・南東欧 (Central Europe and Southeastern Europe, CESEE) 諸国における営業に関して、共同のガイドラインを発出した²¹。

更に、連邦財務省 (Federal Ministry of Finance, Bundesministerium für Finanzen, BMF) は銀行に対する追加の検査やアドホックの検査を要請できる。また、連邦財務大臣は総資産 10 億ユーロ以上の銀行に対して、正副 2 名のコミッショナー (state commissioner) を任命する。コミッショナーは監査役会等、当該金融機関の内部監査にかかわる会合に出席し、そこでの決議に対する拒否権を持つ (BWG 第 76 条)。更に、銀行内の文書や情報メディアの検査権を持ち、資産の健全性等に関する情報を FMA に報告する²²。

2011 年、欧州資本規制指令 III (European Capital Requirements Directive III, CRD III) の改定に伴い、国内法の改定が実施された。同指令の導入によって、FMA と欧州銀行監督機構 (European Banking Authority, EBA) との間の円滑な協力関係を確保するためにオーストリア銀行法を新しい欧州の監督構造に適合させることに加え、取引や証券化に応じた資本増強の必要額を特定することが要求されることとなった。また、資金洗浄 (マネーロンダリング) が疑われる場合における FMA の調査権限が BWG において追加的に規定されることとなった。

EU のマクロ健全性規制や EU 経済全体への重大なリスク (システムミックリスク) 軽減を任務とする欧州システムミックリスク委員会 (European Systemic Risk Board, ESRB) の勧告を受け²³、2014 年にマクロ健全性の分野における関係機関の協力関係の強化と、金融市場の安定化促進のため独立行政機関の金融市場安定性委員会 (Financial Market Stability Board,

²¹ オーストリア国立銀行 (OeNB) "Facts on Austria and its Banks" (2016 年 10 月) 及び 2016 年 11 月の FMA, OeNB へのヒアリングに基づく。

²² オーストリア国立銀行 (OeNB) "Banking Supervision in Austria" (2009 年)

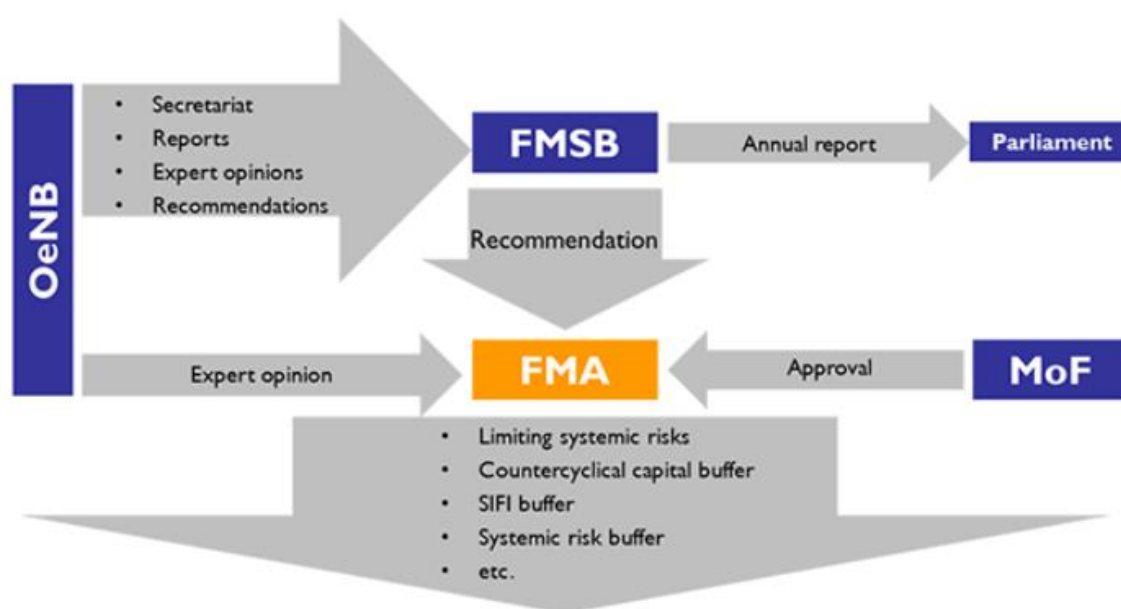
²³ 2016 年 11 月の FMA, OeNB へのヒアリングに基づく。

Finanzmarktstabilitätsgremium, FMSB) が発足した。

FMSB は BMF、独立行政機関の財務アドバイザー評議会（Fiscal Advisory Council, Fiskalrat）、FMA、OeNB、学識者の代表者からなる会合を開催する²⁴。FMSB 自体に行政上の決定権限は無いが、金融規制に関する機関の議論を行い、銀行に対するマクロ経済的な側面からの勧告を行う役割を持つ。

このように、金融危機後のオーストリアでは EU 全体の金融規制体制との整合や、金融システム全体の規制と各機関への規制を所管する国内当局との連携を強化している²⁵（図表 11）。

図表 11：国内当局の連携体制



（出所）FMSG “Institutional framework”（閲覧日：2019 年 12 月 13 日）

<https://www.fmsg.at/en/macprudential-supervision/institutional-framework.html>

FMSB はマクロプルーデンスの観点からシステミックリスクを軽減するために FMA に対して資本バッファーについて勧告を行うことができる（Systemic Risk Buffer (SyRB)、Countercyclical Capital Buffer、Capital Buffer for Global Systemically Important Institutions (G-SII)、Capital Buffer for Other Systemically Important Institutions (O-SII)等）。2018 年 7 月時点では SyRB として 13 行、O-SII バッファーとして 14 行に対して資本バッファー積み増しを勧告している。

²⁴ オーストリア金融市場機構（FMA） “Financial Market Stability Board”

<https://www.fma.gv.at/en/about-the-fma/responsibilities/financial-market-stability-board.html>

²⁵ 2016 年 11 月の FMA, OeNB へのヒアリングに基づく。

なお 2016 年 5 月の大統領選挙において左派である「緑の党」(Die Grünen) のアレクサンダー・ファン・デア・ベレン候補 (Alexander Van der Bellen) が、極右政党の「オーストリア自由党」(Freedom Party of Austria, Freiheitliche Partei Österreichs, FPÖ) のノルベルト・ホーファー (Norbert Hofer) 候補に僅差で勝利したものの、憲法裁判所により開票手続の不備を理由に再選挙が命じられた。FPÖ のホーファー候補は EU 加盟に関する国民投票を実施すべきと発言するなど EU に懐疑的で、EU と歩調を合わせた銀行規制にも影響する恐れがあった。2016 年 12 月 4 日の大統領選の再選挙で、ベレン氏が再びホーファー氏を破り当選したことで、オーストリアの EU に対する動きは、ひとまず落ち着いた。ところが、2017 年 10 月 15 日の下院選挙では、中道右派の「国民党」が第 1 党となり、極右政党の「オーストリア自由党」が第 2 党に躍進、ケルン首相率いる「社会民主党」は第 3 党に転落した。これを受け、12 月 18 日「オーストリア国民党」のセバスティアン・クルツ党首が「オーストリア自由党」と連立政権を樹立、首相に就任した。クルツ新首相は、EU との連携を継続する方針を打ち出し、懸念されていた EU 加盟に関する国民投票の実施を否定した。

その後、オーストリア自由党党首のシュトラッヘ氏がロシア人投資家と称される人物に対して、選挙支援の見返りに利益供与を申し出たスキャンダルが浮上したことで、2019 年 9 月 29 の下院選挙で「オーストリア自由党」は大敗を期した。中道右派の「国民党」が 71 議席と前回比で 9 議席を増やすなか、極右の「オーストリア自由党」は 40 議席に留まり、前回より 12 議席減と大きく減らした。また、左派「緑の党」が環境問題への関心の高まりを受けて 26 議席を獲得する躍進を見せた。2020 年 1 月 7 日には「国民党」と「緑の党」の連立政権が発足し、クルツ氏が首相に再任している。なお、オーストリアの国政で「緑の党」が政権入りするのは史上初となる。

3. オーストリアの金融制度の特徴

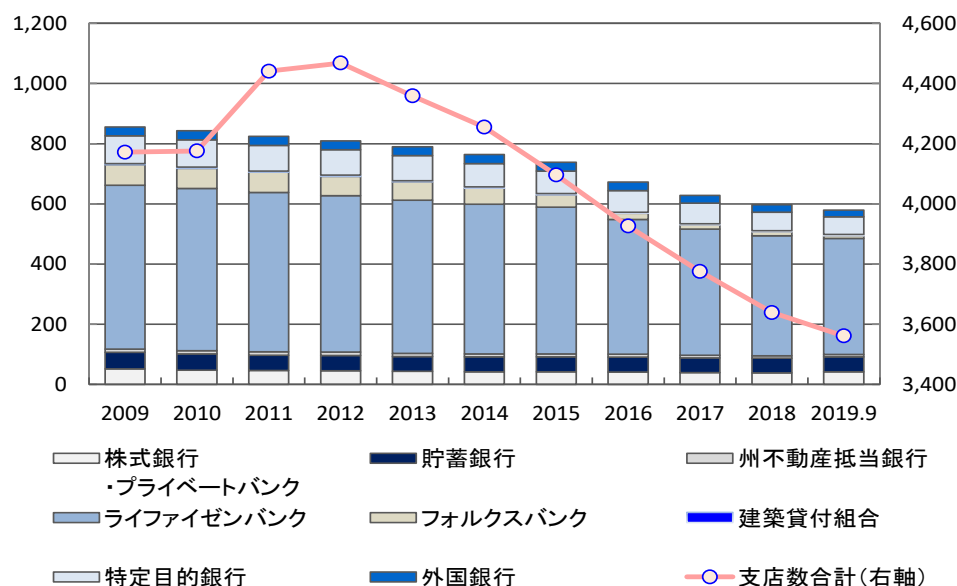
銀行全体を概観すると、地方を基盤とした中小の銀行が多く残されていることや、異種類の銀行が同種の金融サービスを提供しながら併存していることがオーストリアの金融制度の特徴であるといえる。一方で、近年は競争激化によって銀行の合併が進み、銀行数は緩やかではあるものの減少している。銀行本店数、支店数 (外国銀行支店を含む) は 2011 年末の 824、4,441 から 2019 年 9 月末にはそれぞれ 579 (245 行減)、3,639 (880 支店減) へと減少した。

機関数で多くを占める、貯蓄銀行、フォルクスバンク、ライフアイゼンバンクの本店数も同様に 2011 年時点で 648 行から 2019 年 9 月末には 444 行となり 204 行減少している (3 業種合計、図表 12-1、12-2)。店舗のスリム化に伴い銀行セクターの従業員数も 2011 年対比 2017 年では 5,994 人 (7.5%) 減少している (図表 13-1、13-2)。

一方でユーロ圏諸国と比較すると、成人人口 10 万人あたりの銀行支店数は元々少ない部類に入るものの、10 年間でほぼ横ばい程度の減少に止まっ

ている（図表 14）。過大な銀行数（over-banking）による競争の激化や収益獲得の難化は同国銀行セクターの課題であるとされる²⁶。

図表 12-1：オーストリアの銀行拠点数の推移



（注）棒グラフが本店数（左軸）、折れ線グラフが支店数の全業種合計を指す（右軸）
各年 12 月末 2019 年のみ 9 月末（閲覧日：2019 年 12 月 13 日）

（出所）オーストリア国立銀行（OeNB）統計をもとに作成
<https://www.oenb.at/isaweb/report.do?report=3.1.1>
<https://www.oenb.at/isaweb/report.do?report=3.1.2>

図表 12-2：オーストリアの銀行拠点数の推移（詳細）

	株式銀行・プライベートバンク	貯蓄銀行	州不動産抵当銀行	ライファイゼンバンク	フォルクスバンク	建築貸付組合	特定目的銀行	外国銀行	支店数合計 (右軸)
2008	51	55	11	551	68	4	94	33	4,251
2009	51	55	11	545	68	4	92	29	4,172
2010	47	54	11	539	67	4	91	30	4,176
2011	46	51	11	530	67	4	85	30	4,441
2012	45	51	11	520	64	4	85	29	4,468
2013	43	49	11	509	61	4	83	30	4,359
2014	42	49	10	498	53	4	78	30	4,255
2015	42	49	10	488	41	4	75	29	4,096
2016	41	49	10	448	20	4	72	28	3,926
2017	39	49	9	419	14	4	68	26	3,775
2018	38	49	8	399	13	4	61	25	3,639
2019.9	42	49	8	386	9	4	59	22	3,561

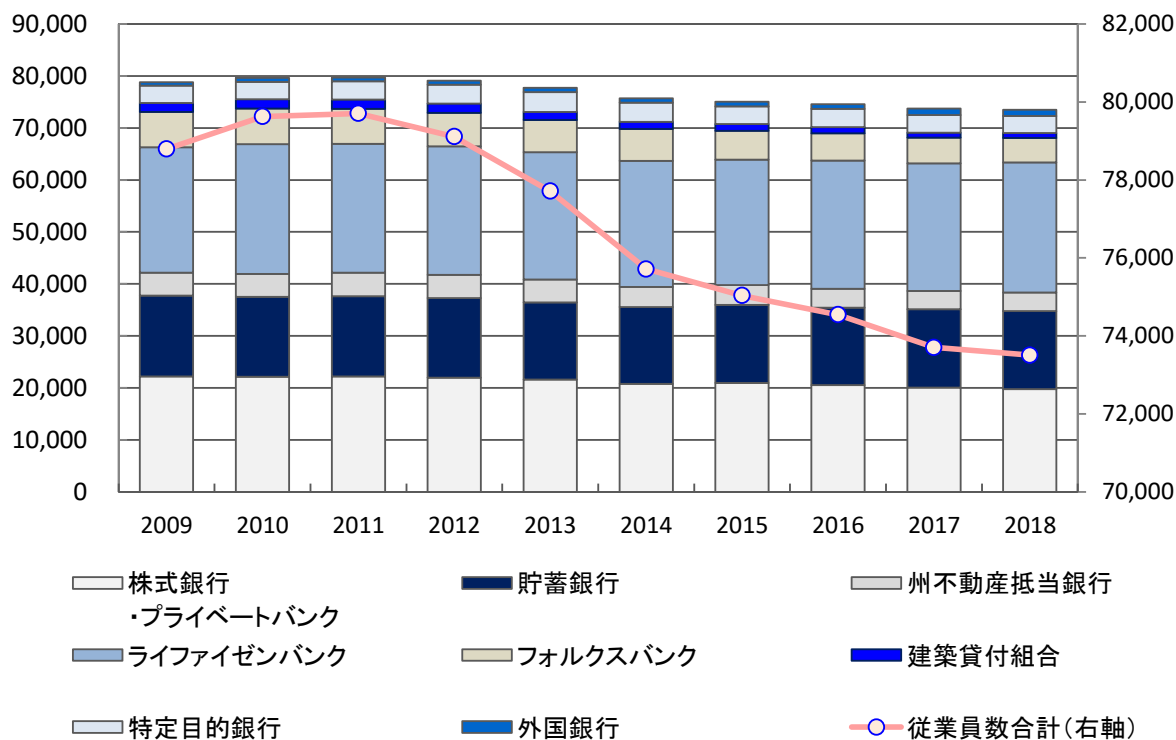
（注）各年 12 月末、2019 年のみ 9 月末（閲覧日：2019 年 12 月 13 日）

（出所）オーストリア国立銀行（OeNB）統計をもとに作成

<https://www.oenb.at/en/Statistics/Standardized-Tables/Financial-Institutions/Banks/Number-of-Banks.html>

²⁶ 同上

図表 13-1：従業員数の推移



(注) 各年 12 月末 (閲覧日: 2019 年 12 月 13 日)

(出所) オーストリア国立銀行 (OeNB) 統計をもとに作成

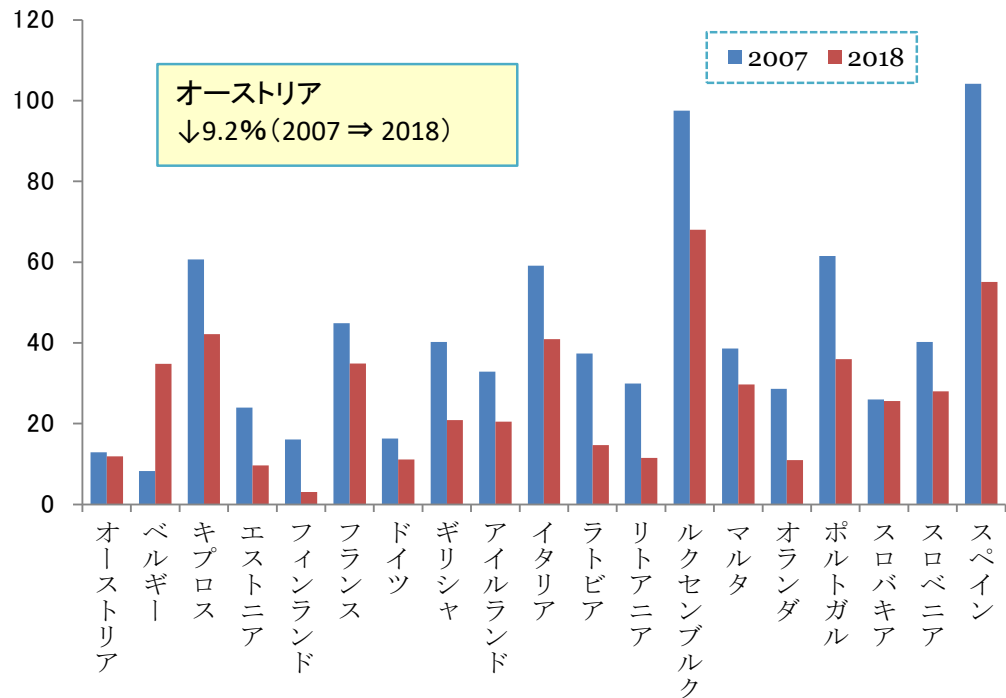
図表 13-2：従業員数の推移 (詳細)

	株式銀行・ プライベートバンク	ライフアイゼン バンク	貯蓄銀行	フォルクス バンク	州不動産 抵当銀行	建築貸付組合	特定目的銀行	外国銀行	合計
2011	22,209	15,452	4,477	24,786	6,741	1,813	3,472	756	79,706
2012	21,995	15,268	4,465	24,732	6,466	1,739	3,657	788	79,110
2013	21,638	14,784	4,423	24,464	6,248	1,548	3,810	797	77,712
2014	20,784	14,770	3,843	24,245	6,166	1,390	3,683	833	75,714
2015	20,982	14,985	3,791	24,155	5,562	1,299	3,400	860	75,034
2016	20,536	14,912	3,628	24,641	5,264	1,158	3,511	893	74,543
2017	20,057	15,046	3,573	24,503	4,968	960	3,367	1,232	73,706
2018	19,749	15,050	3,527	25,034	4,704	949	3,283	1,212	73,508
減少数 (11-18)	-2,152	-406	-904	-283	-1,773	-853	-105	482	-5,994

(注) 各年 12 月末 (閲覧日: 2019 年 12 月 13 日)

(出所) オーストリア国立銀行 (OeNB) 統計をもとに作成

図表 14：ユーロ圏諸国の人口 10 万人あたりの商業銀行支店数



(出所) 世界銀行グループ “World Development Indicators”
<http://wdi.worldbank.org/table/5.5>

また、自治体等の補助や出資による金融機関が多いこと、連邦財務大臣による銀行へのコミッショナーの派遣制度が残されていること、金融危機時には国による資本注入や国有化が国内大手のヒポ・アルペ・アドリア銀行（Hypo Alpe-Adria-Bank International AG, HBInt）等の複数の銀行に行われたことから、中央政府・自治体による金融システムへの関与が欧州諸国の中でも強いと考えられる。

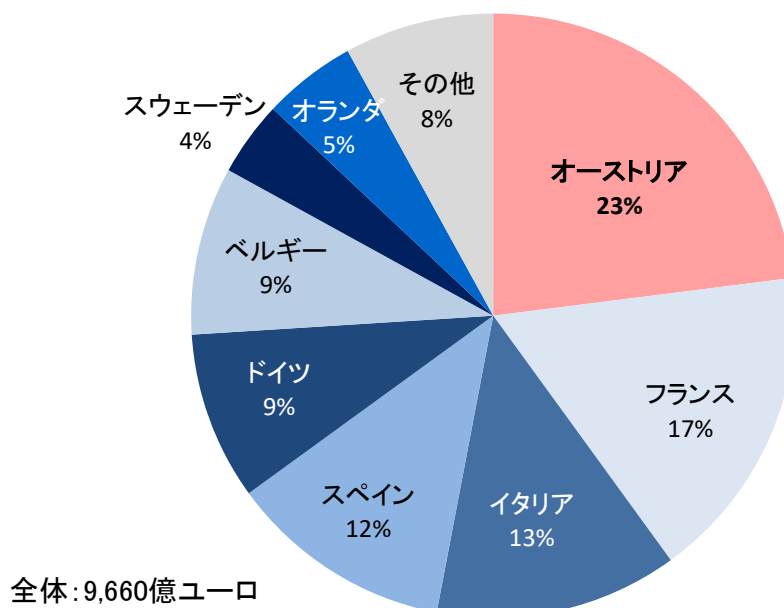
更に中欧・南東欧（Central Europe and Southeastern Europe, CESEE）諸国²⁷が銀行の主要な進出先及び利益源となっていることが特徴である。2018 年 3 月末のオーストリアの銀行の対外総資産は約 3,260 億ユーロであったが、そのうち CESEE 諸国の割合は 2/3 にのぼった²⁸。2016 年 10 月にオーストリア銀行(Unicredit 傘下)の CESEE 諸国所在子会社の資産が親会社のイタリア Unicredit S.p.A.に移管されたため、国別でオーストリアの銀行の対外総資産残高も約 5,000 億ユーロから 40%に相当する約 2,000 億ユ

²⁷ CESEE 諸国に該当する国は、チェコ・エストニア・ハンガリー・ラトビア・リトアニア・ポーランド・スロバキア・スロベニア・ブルガリア・ルーマニア・アルバニア・ボスニアヘルツェゴビナ・クロアチア・コソボ・マケドニア・モンテネグロ・セルビア・トルコ・CIS 諸国（アルメニア・アゼルバイジャン・ベラルーシ・ジョージア・カザフスタン・キルギス・モルドバ・ロシア・タジキスタン・トルクメニスタン・ウクライナ・ウズベキスタン）の 30 カ国である。

²⁸ オーストリア国立銀行（OeNB）“Facts on Austria and Its Banks”（2019 年 1 月）
<https://www.oenb.at/en/Publications/Financial-Market/Facts-on-Austria-and-Its-Banks.html>

一口が減少することになった。それでも、同地域におけるオーストリアの銀行全体のプレゼンスはなお高く、**2019 年 3 月末の CESEE 諸国におけるオーストリアの銀行の資産は EU15 カ国の銀行による同地域の総資産の 23%を占める（図表 15）。**

図表 15：CESEE 地域に対するヨーロッパ諸国の国別エクスポージャー（2019 年 3 月末）



（出所）オーストリア国立銀行（OeNB）“Facts on Austria and Its Banks”（2019 年 10 月）22 ページ
<https://www.oenb.at/en/Publications/Financial-Market/Facts-on-Austria-and-Its-Banks.html>

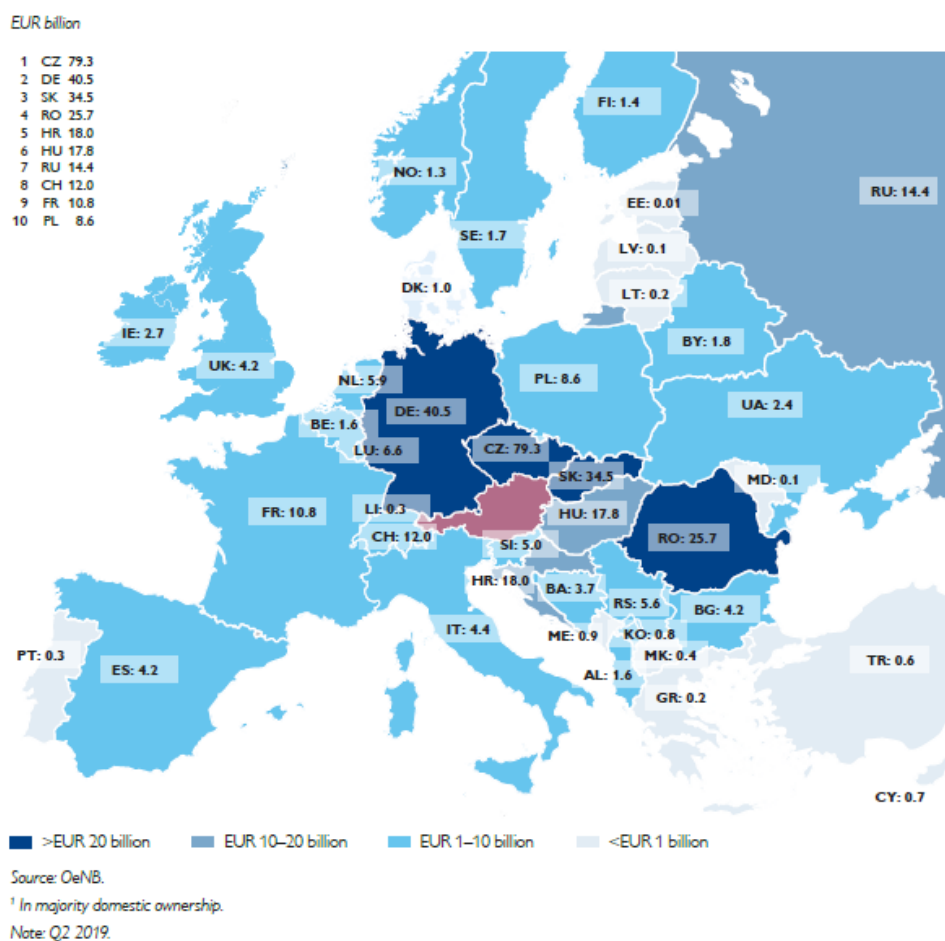
2012 年、オーストリア金融市場機構（Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht, FMA）とオーストリア国立銀行（Österreichische Nationalbank, OeNB）はオーストリアの銀行の資金調達に関する共同の手引きとして、「持続可能性パッケージ」（「国際的に活動するオーストリアの大銀行のビジネスモデルにおける持続可能性を強化するための監督の手引き」^{29）}を発表した。具体的には、中長期的に資本ベースを改善させること、適切な再建・破綻処理計画を策定すること、海外子会社のバランスのとれた調達構造を実現すること、を目的としている。

その後、監督上の検証・評価プロセス（Supervisory Review and Evaluation Process, SREP）やマクロプルーデンス資本バッファの導入により銀行の資本ベースは改善された。また、欧州での再建・破綻処理指令（Bank Recovery and Resolution Directive, BRRD）や単一破綻処理委員会（Single Resolution Board, SRB）の設立により再建・破綻処理計画は強化された。

²⁹ 英文名は Supervisory guidance on the strengthening of the sustainability of the business model of large internationally active Austrian banks, 通称「sustainability package」（オーストリア国立銀行（OeNB）“Facts on Austria and its Banks”（2017 年 10 月））

調達構造の改善については、過度な貸出を抑制するために地場貸出安定調達比率（Loan-to-Local Stable Funding Ratio, LLSFR）によるモニタリングが実施されている³⁰。この手引きにより CESEE 諸国で活動する銀行には、調達や再建計画においてより慎重なリスク管理が求められるようになったことで、同地域で活動するオーストリアの銀行支店の預貸比率は、**2011 年の 106% に対して 2019 年半ばには 79% に低下した**³¹。

図表 16：オーストリアの銀行の国別対外資産状況（2019 年 6 月末）



（出所）オーストリア国立銀行（OeNB）“Facts on Austria and Its Banks”（2019 年 10 月）21 ページ
 （閲覧日：2019 年 12 月 13 日）
<https://www.oenb.at/en/Publications/Financial-Market/Facts-on-Austria-and-Its-Banks.html>

³⁰ オーストリア国立銀行（OeNB）Sustainability of large Austrian bank's business models
<https://www.oenb.at/en/financial-market/financial-stability/sustainability-of-large-austrian-banks-business-models.html>

³¹ オーストリア国立銀行（OeNB）“Facts on Austria and its Banks”（2019 年 10 月）24 ページ

4. 預金保険制度の枠組み

(1) 制度の概要

個人及び法人の預金は、オーストリア預金保険制度（Austrian Deposit Guarantee Scheme）によって保護される。付保限度額はリーマンショック後、預金保険に関する EU 指令を受けて 2008 年に 2 万ユーロから 10 万ユーロ（1 金融機関・1 預金者当たり元利合計）まで引き上げられた（銀行法第 103 条 h）。

預金保険制度は 1979 年に創設され、1994 年 5 月 30 日の預金保護制度（deposit protection schemes）に関する EU 指令（EU Directive 94/19）の実施に伴い 1996 年 8 月 22 日に銀行法（Austrian Banking Act：施行日 1996 年 8 月 1 日）が改正され、預金を受け入れる与信機関の属するそれぞれの銀行業界（trade association）は預金保険制度を構築しなければならなくなった（銀行法第 93 条）³²。

現在、預金を受け入れる銀行の業態ごとに下記 5 つの預金保険機構が存在する³³。

- Einlagensicherung der Banken und Bankiers GesmbH（Deposit Protection Company of the Austrian Commercial Banks）：商業銀行
- Sparkassen-Haftungs GmbH：貯蓄銀行
- Hypo-Haftungs-Gsellschaft m.b.H：抵当銀行
- Österreichische Raiffeisen-Einlangensicherung eGen：ライフアイゼンバンク
- Volksbank Einlagensicherung eG：フォルクスバンク

保険料の支払いは、加盟機関が破綻した際に保険料を徴収し預金者に支払を行う後払方式（ex-post system）を採用し、破綻発生前年の 12 月 31 日の付保総預金額に対する自行の付保預金額の比率により保険料を算定していた³⁴が、2015 年から事前に保険料を積立てる前払（ex-ante）方式に変更された。

(2) EU レベルの預金保険制度と国内対応

現在、EU では銀行同盟の柱の一つとして統一的な預金保険制度（Deposit Guarantee Scheme, DGS）の整備が進められ、現在では 30 営業日以内とさ

³² Francesco Pistelli “International Deposit Insurance Systems” (1999)
<http://fitd.it/en/activities/publications/essays.htm>

³³ International Association of Deposit Insurers, Deposit Insurance Systems Worldwide
<http://www.iadi.org/en/deposit-insurance-systems/dis-worldwide/#2>

³⁴ Francesco Pistelli “International Deposit Insurance Systems” (1999)
<http://fitd.it/en/activities/publications/essays.htm>

れている支払までの期間が漸進的に短縮され、2024 年までに 7 営業日以内になる予定である。

各国に DGS 制度の導入を求める EU の預金保険制度指令 (Deposit Guarantee Scheme Directive, 2014/49/EU, DGSD) を受け、2015 年 8 月にその内容を包含した国内法の「預金保険制度及び投資家補償法」(Act on Deposit Guarantee Schemes and Investor Compensation, Einlagensicherungs-und Anlegerentschädigungsgesetz, ESAEG) が成立し施行された。

因みにライファイゼンバンク等に見られる、協同組合金融機関の倒産を防ぐためグループ内で相互に資金を援助する制度 (機関保証制度 : institutional protection schemes, IPS) ³⁵も ESEAG により預金保険と認められている³⁶。

また、DGS の導入に向け、オーストリア金融市場機構 (Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht, FMA) は 2015 年、預金保険のために事前に積立てるべき拠出額の算定式について承認した。同年の積立額合計は 8,600 万ユーロであった。DGS ファンドへの積立額は 2017 年末には 4 億 6,900 万ユーロまで増加した。2024 年に向けての目標金額は保険対象預金の 0.8% である 20 億ユーロとされている³⁷。また 2019 年以降、現在 5 つある預金保険機構を統合し、1 つの機関が国内の預金保険を管轄する予定である³⁸。

2015 年 11 月、欧州委員会 (European Commission, EC) は単一の欧州預金保険制度 (European Deposit Insurance Scheme, EDIS) に関するプロポーザルを発表した。EDIS は IPS を含む各国の預金保険の統合度を高めることを目的としており、構築は次の 3 段階で行われる予定である。

フェーズ①： 2017 年以降、各国の預金保険は自国の基金が尽きた場合のみ、EDIS の管理する EU の預金保険基金 (Deposit Insurance Fund, DIF) を利用可能 (再保険)

フェーズ②： 2020 年以降は、自国の基金が尽きる前でも DIF から拠出が可能になる (共同保険)

フェーズ③： DIF が加盟国の対象預金をカバーする割合を高め、2024 年以降は各国の預金保険基金 (IPS を含む) に代わって DIF が全対象預金を保障する (フル保険)。DIF の積立金額は総額 430 億ユーロと計算される。

EDIS に関する法律の施行と公布は 2016 年度第 4 四半期又は 2017 年度第 1 四半期以降を予定 (当時)。

オーストリア国立銀行 (Österreichische Nationalbank, OeNB) は、預金

³⁵ 機関により名称は異なるものの、「相互保証制度」 (cross guarantee scheme) や「機関保証制度」等と呼ばれることが多い。なお、ESEAG によって預金保険制度と見なされるのは、EU 指令 (REGULATION (EU) No 575/2013) に基づく「機関保証制度」である。

³⁶ ESAEG 第 7 条 1 項

³⁷ オーストリア金融市場機構 (FMA) “Facts and Figures, Trends and Strategies 2018” 57 ページ

³⁸ オーストリア金融市場機構 (FMA) “Annual Report of the Financial Market Authority” (2015) 及び 2016 年 11 月の FMA, OeNB へのヒアリングに基づく。

保険の統一自体は歓迎されるべきとしながらも、統一的な破産法（insolvency law）が無いことに触れつつ、EDIS の構築のために必要な作業が数多く残っている点を指摘し³⁹、また預金保険制度を後払方式から前払方式に変更したのは EU の制度との調和を優先したものであって、それまでの方式に問題があったとは考えていない、という見解を示した⁴⁰。

EDIS については、ドイツ等が EDIS 構築後の自国から預金が出流することを懸念していた。これに対し 2017 年 10 月 11 日に欧州委員会は、概要以下の修正案を提示した。即ち、フェーズ③で DIF を各国の DGS に置き換えるという提案を取り下げるとともに、段階を 1) reinsurance と 2) coinsurance の二段階としてより漸進的に実施することとした。1)段階では、銀行が破たんした場合 EDIS から各国の DGS に対し流動性を供給し、1)から 2)への移行は、不良債権の削減が進捗した場合のみ行われることとした⁴¹。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

個人に対する利子・配当等所得に対しては、所得種類に応じ、一律の源泉分離課税が適用される（課税年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日）。なお、キャピタル・ロスが発生した場合には、翌年以降への繰越し及び損益通算が可能であるが、前年に遡る繰戻しはできない。一方、その他の所得に対しては、累進課税が適用される（図表 17）。

³⁹ オーストリア国立銀行（OeNB）“Facts on Austria and its Banks”（2016 年 10 月）。なお、銀行破綻に伴う経済的損失を銀行預金者、株主等に求めるバイルイン（bail-in）を原則とする EU の制度に対しては、国による預金者への保障を失わせるものとして反発する論調も散見される。例として、GoldCore “Bank Deposits No Longer Guaranteed By Austrian Government”（2015 年 4 月 9 日）
<http://www.zerohedge.com/news/2015-04-09/bank-deposits-no-longer-guaranteed-austrian-government>

⁴⁰ 2016 年 11 月の FMA, OeNB へのヒアリングに基づく。

⁴¹ http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-17-3722_en.htm

図表 17：オーストリアの個人所得税率（2017 年度）

給与・事業所得（資本投資以外）		参考：2015年度	
課税所得額（ユーロ）	税率（％）	課税所得額（ユーロ）	税率（％）
～11,000	0（非課税）	～11,000	0（非課税）
11,000～18,000	25.0	11,000～25,000	36.5
18,000～31,000	35.0	25,000～60,000	43.2
31,000～60,000	42.0	60,000～	50.0
60,000～90,000	48.0		
90,000～1,000,000	50.0		
1,000,000～	55.0		

資本投資による所得		参考：2015年度	
所得種別	税率（％）	所得種別	税率（％）
銀行預金利子	25.0	銀行預金利子	（一律）25.0
配当	27.5	配当	
債券利子	27.5	債券利子	
キャピタルゲイン	27.5	キャピタルゲイン	
デリバティブから生じる所得	27.5	デリバティブから生じる所得	

（出所）KPMG ウェブサイト“Austria- income tax”をもとに作成

<https://home.kpmg.com/xx/en/home/insights/2011/12/austria-income-tax.html>

Ministry of Finance “The Tax Book 2018”

https://english.bmf.gv.at/services/publications/The_Tax_Book_2018_-_Web.pdf?6b2qzg

図表 18：オーストリアの税制改正

種別	2015年度	2016年度
所得税 （給与・事業所得）	累進課税の税率レンジ： 0%～50%	少額所得に対する税率引き下げ （例：課税所得1.1～1.8万ユーロの場合36.5%から25%に） 最高税率が55%に引き上げ （最短2020年まで。課税所得100万ユーロ以上）
資本投資課	一律25%	銀行預金利子を除き、27.5%に引き上げ
不動産の売却収入に 対する課税	25%	30%に引き上げ
付加価値税（VAT） 軽減税率	VATの基準税率は20% で、軽減税率として10%と 12%（ワイン）が存在	下記品目につき、軽減税率を13%に引き上げ ①2016年1月1日以降：ワイン、家畜、種子、芸術及び映画 ②2016年5月1日以降：文化的サービス （劇場、博物館、動物園等）及び宿泊 ※食品と医薬品、公共交通等については10%で据え置き

（出所）欧州委員会 “VAT Rates Applied in the Member States of the European Union”（閲覧日：2019 年 12 月 13 日）

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/taxation/vat/how_vat_works/rates/vat_rates_en.pdf

Deloitte “Austrian reduced VAT rates 10% and 13% applying from 2016”（閲覧日：2019 年 12 月 13 日）

<http://www.deloittetax.at/2016/01/07/austrian-reduced-vat-rates-10-and-13-applying-from-2016/#.WbZBVU-Qxz>

M オプティ「オーストリア VAT」をもとに作成

オーストリアの税金は徴収主体によって 3 種類に分かれ、そのうち連邦共同税（*gemeinschaftliche Bundesabgabe*）⁴²が大宗を占め、残る連邦税と地方税（州税及び市町村税）のシェアはごく小さい。連邦共同税には所得税、法人税、酒税、自動車税等が含まれ、連邦政府により徴収されたのち連邦、州、市町村へ税種ごとに異なる比率で配分される。2017 年度における資本投資所得税（利子・配当収入等）の配分比率は連邦 60.4%、州 18.9%、市町村 11.6%であった⁴³。

2015 年度から 2016 年度にかけて、オーストリアでは主要な税について税率の改正が行われた（図表 18）。具体的には事業・給与に対する所得税について少額の課税所得については最大 10%税率が引き下げられた。他方、100 万ユーロ以上の課税所得については税率が 50%から 55%に引き上げられ、銀行利子を除く資本投資に対する税率、不動産売却収入に係る税率が 25%からそれぞれ 27.5%、30%へと引き上げられた。付加価値税（*value added tax, VAT*）に係る一部品目の軽減税率についても、食品等を 10%で据え置きつつ、多くの費目で 13%へ引き上げられた。

この税制変更の背景には、政権与党による経済活性化を目的とした 50 億ユーロ規模の減税措置がある。2015 年 3 月、左派「オーストリア社会民主党（*Social Democratic Party of Austria, Sozialdemokratische Partei Österreichs, SPÖ*）」と中道右派「オーストリア国民党（*Austrian People's Party, Österreichische Volkspartei, ÖVP*）」からなる連立政権は上の措置について合意した。

⁴² 訳語については、財団法人自治体国際化協会「オーストリアの地方自治」（2004）に拠った。

⁴³ オーストリア連邦財務省 “Budget 2017 at a Glance”

https://english.bmf.gv.at/budget-economic-policy/Budget_2017_at_a_Glance.pdf?67rqew

第3章 郵便貯金の概要

オーストリアにおいて郵便貯金を提供している機関は、株式銀行のオーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）である。

1. 郵便貯金の設立目的・沿革概要

1882 年、英国の郵便貯蓄銀行に倣ってオーストリア郵便貯蓄銀行（Austrian Postal Savings Bank, Österreichische Postsparkasse, P.S.K.）を設立する法案が成立し、同行は翌 1883 年に業務を開始した。同行はオーストリア＝ハンガリー帝国の約 4,000 の郵便局で貯蓄サービスを提供したが、1919 年の第一次世界大戦終戦後、同帝国の消滅によって同行の活動範囲がオーストリア共和国内に限定されたことで郵便局数も約 2,000 局へと大きく減少した。

1926 年に P.S.K の法的地位は政府直轄の機関から、貿易省（Außenhandelsministerium）に付属する公企業（öffentliche Gesellschaft）に変更された。第二次世界大戦時、ナチス政権下のドイツが 1938 年にオーストリアを併合したことで P.S.K.は解体され、その資産は 1945 年までドイツ政府に移管された。

1945 年にドイツの降伏に伴いオーストリアが独立すると、P.S.K.は連邦財務省（Federal Ministry of Finance, Bundesministerium für Finanzen, BMF）傘下の金融機関としてサービスを再開した。

P.S.K.は同行の法的地位の再構成に関する 1969 年 11 月 26 日付連邦法（Bundesgesetz vom 26. November 1969 zur Neuordnung der Rechtsverhältnisse der Österreichischen Postsparkasse, Postsparkassengesetz 1969）の施行⁴⁴により、戦前と同じく独立した公的法人のステータスを獲得した。

1990 年代後半からは民営化が進行した。1996 年構造改革法（Strukturanpassungsgesetz 1996）に基づき P.S.K.は 1997 年に株式会社（joint-stock company, Aktiengesellschaft）に転換し、同時に銀行としての免許を受けたことで個人向けローンの提供が許可された。同年、P.S.K.とオーストリア・ポスト（Austrian Post）との間で郵便局が金融サービスを提供し続けることについて合意が成立した。

一方、オーストリア労働・経済銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft AG, BAWAG）は、1922 年に首相のカール・レナー（Karl Renner）によりオーストリア労働銀行（Austrian Workers Bank, Arbeiterbank）として創設され、社会主義労働組合（Socialist trade unions）と消費者協会物資購入会社（Austrian consumer associations procurement company）がそれぞれ 40%

⁴⁴ 施行は 1970 年 1 月。

の株式を有していた。その後、ファシスト政権により 1934 年に廃止され、第二次世界大戦終了後の 1947 年に再び銀行が創設され、その後数十年に亘り、「普通の人の銀行」(bank for the ordinary man)として労働者や小規模個人業主に人気を博してきた。

1963年に、銀行名を労働・経済銀行(Bank für Arbeit und Wirtschaft, Bank for Labour and Business, BAWAG)と変更し、社会民主党(Social Democratic Party)及び労働組合(unions)との緊密な関係を有してきた。オーストリア労働組合連合会(Austrian Trade Union Federation, ÖGB)が株式の70%を保有し、残り30%はコンサム小売協同組合チェーン(Konsum retail cooperative chain)が保有した。1995年に株主のコンサム小売協同組合チェーンが破たんし、その株式をドイツのバイエルン州立銀行が購入し、その株式保有割合を46%まで拡大したが、2004年にその株式をÖGBに売却し、ここにÖGBがBAWAGの唯一の株主となった。

2000年にBAWAGは政府からP.S.K.の株式の74.82%を取得し、更に2003年11月には残りの25.18%を取得した。

2005年10月1日にP.S.K.とBAWAGの組織統合が実行され、現在のオーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行(Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.)が成立した。しかし、2005年10月の4億2500万ユーロの回収不能債権に関するレフコ(米国先物取引会社)事件(Refco scandal)に巻き込まれ、BAWAG P.S.K.は、破産状態に陥り、保守政権に救済されたことから、社会主義主導の組合と銀行との関係の将来に暗雲が漂うことになった。そこで、株主のÖGBは、2006年3月に全株式を放出することを決定し、2006年12月にBAWAG P.S.K.の株式の殆どを米国の投資会社、サーベラス・キャピタル・マネジメント(Cerberus Capital Management, L.P.、サーベラス)に売却した。サーベラスは2012年12月にBAWAG P.S.K.が実施した増資に応じるとともに、同時に米国の投資会社であるゴールデン・ツリー(GoldenTree Asset Management L.P.)が株式の39.46%(サーベラスは51.78%)を保有するようになった。

BAWAG P.S.K.の持株会社BAWAG Holding GMBHは2017年8月BAWAG Group AGに名称変更し、2017年10月25日、ウィーン証券取引所にてIPOにより48億ユーロの資金調達を行なった。これはオーストリアで最大の金額であり、世界的にも2017年上位10社に入る金額であった。

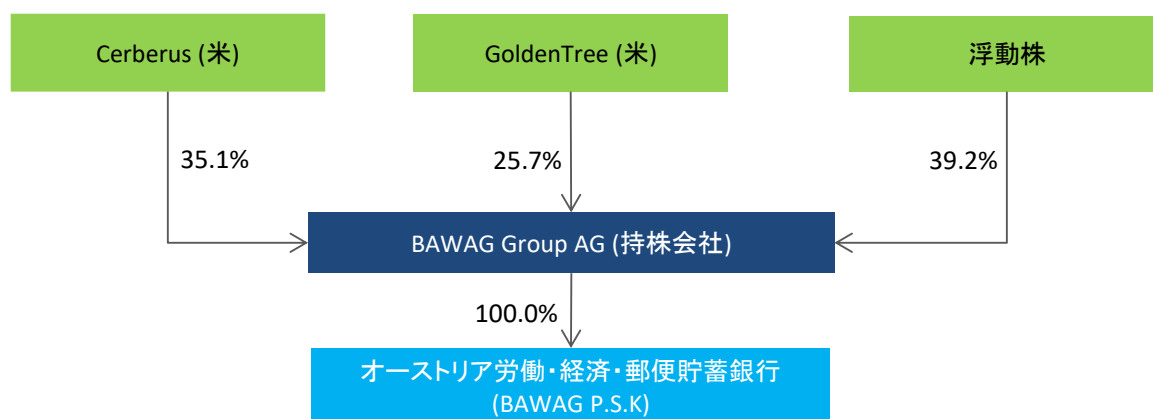
株式保有状況は図表19、20のとおりである。

2. 組織・経営形態

(1) 経営形態

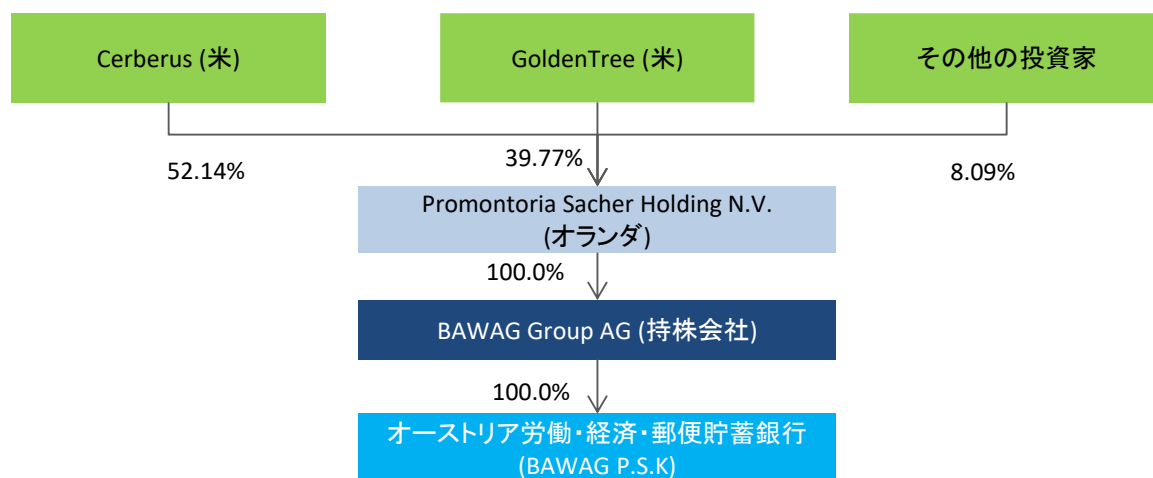
オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）は、非上場の株式銀行であった。持株会社の BAWAG Holding GmbH が実質株式の 100% を保有していた（2016 年 12 月末）が、BAWAG Group AG が上場後図表 19 の通りサーベラスとゴールデン・ツリーが合計で全株式の 60.8% を保有し、実質的なオーナーとなっている。

図表 19： BAWAG Group AG の株式保有構造（2017 年 10 月上場以降）



（出所）BAWAG Group AG “CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2018”をもとに作成

図表 20： BAWAG Group AG.の株式保有構造（2017 年 10 月上場以前）



（出所）オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.） “CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2016”をもとに作成

BAWAG P.S.K.は、オーストリア・ポストとの間で郵便局を通じた金融サービスの提供について提携（partnership）し、郵便局において同行のサービスを提供している。

オーストリア・ポストの取締役会メンバー4人のうち、以前は1人同行の監査役を兼任していたが、現在はいない。

BAWAG P.S.K.のCEOはAnas Abuzaakouk氏である。2012年BAWAG P.S.K.入行、2014年からのCFOを経て2017年3月に同行のCEOに就任した⁴⁵。同氏は2017年3月にBAWAG Group AGのCEOに、8月には同グループのchairmanに各々就任した⁴⁶。2018年12月31日現在、David O'Leary氏がBAWAG P.S.K. Retail(セグメントの名称)のHeadを務めている。同氏は2017年4月BAWAG P.S.K.Holding GMBHのmanaging directorを務め、8月からBAWAG Group AGのmanaging boardの1名である。

(2) 金融サービス提供の形態

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）の金融サービスは、オーストリア・ポスト（Austrian Post）と共同運営する形態の共同店舗（BAWAG PSK Branch and Post, BAWAG PSK Filiale und Post 又は bank branches）481支店及び2郵便局（post office branches）で提供される。共同店舗の大半はオーストリア・ポストの保有又は賃借する物件であるが、一部はBAWAG P.S.K.が所有等する支店も含まれる⁴⁷。

また、同行の提携するオーストリア・ポストでも国内1,802郵便局の全て（2017年12月末、postal partner offices1,359を含む）で銀行サービスを含む金融サービスが提供されている。

トピックス：フランチャイズ局での金融サービス

オーストリア・ポストは約500の直轄局のほか、街中の食品店、タバコ屋、市町村、ガソリンスタンド等の小売店に郵便局カウンターを設置した「postal partner offices」（フランチャイズ局）を展開する。1,306のフランチャイズ局が存在し、遠隔地でも営業している（2014年12月末）。直轄局及びフランチャイズ局で基本的な金融サービスを受けることができる。

フランチャイズ局は、オーストリア・ポストとフランチャイズ契約を結

⁴⁵<https://www.bawagpsk.com/linkableblob/BAWAGPSK/364262/fdf4b65a6f54dceobdd9a8803b3c072e/20170309-anas-abuzaakouk-appointed-ceo-of-bawag-p-s-k---byron-haynes-to-retire-at-year-end-data.pdf#search=%27BAWAG+P.S.K.+CEO%27>

⁴⁶ Bawag Group AG annual report 2018

⁴⁷ 2016年11月のオーストリア・ポストへのヒアリングに基づく。

び、必要な研修を受けてから郵便・銀行業務を受託することになる。フランチャイズ局に支払われる手数料は月額平均 2,000 ユーロ程度である。提供すべき最低限の郵便・金融サービスは契約上定められているが、金融サービスでは 1,000 ユーロまでの支払決済や、預金の受払に限定される。多額の送金や決済を行う場合や、コンサルティングサービスを受ける場合などは BAWAG P.S.K. との共同店舗等に行く必要がある。

フランチャイズ局の設置の背景には、オーストリア・ポストに課せられたユニバーサル・サービス提供義務 (universal service obligation, USO) を遵守するという目的と、遠隔地の自治体が住民に対して郵便・金融サービスへのアクセスを提供したいという要請がある。

(2016 年 11 月のオーストリア・ポストへのヒアリング、同社アニュアルレポートに基づく)

BAWAG Group AG は、オーストリア国内において最大規模の支店ネットワークを持ち、個人、中小企業あわせて約 250 万以上の顧客を有する (うち easybank ブランドの顧客は 90 万人以上)⁴⁸。フルタイム従業員数は 4,141 人である (2018 年 12 月末)。

こうしたオーストリア・ポストとの提携関係の強化は、2010 年に両社の共同戦略として発表された。これは 2012 年末までにフィナンシャル・アドバイザーを配置することで顧客に本格的な金融サービスを提供できる共同店舗 (BAWAG PSK Branch and Post) を 500 店舗以上、その他日常的な金融・郵便サービスを提供する郵便局を 1,500 店舗以上とする内容のものであった。

共同店舗ではカウンターの色によって銀行窓口と郵便窓口を区別することになっており、赤色が銀行カウンター、黄色が郵便カウンターである。さらに有人窓口に加えて 24 時間受付のセルフサービスエリアを設け、預金残高の確認、送金、預け入れと引出しが可能である⁴⁹。

また、対面サービスを行う店舗の他に各種銀行取引や振替伝票の取扱いが可能な約 1,500 のセルフサービス拠点がある。

他にも、預金口座への預入ができる「預金端末」 (deposit terminals) が 151 か所に整備されており、年間取引数は約 120 万件であった⁵⁰ (いずれも

⁴⁸ BAWAG Group AG “Annual Report 2017”

⁴⁹ オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (BAWAG P.S.K.) “Die BAWAG PSK und die Post starten mit neuem Filialkonzept in ganz Österreich durch” (2010 年 10 月 13 日)

https://www.bawagpsk.com/BAWAGPSK/Ueber_uns/Presse/Pressearchiv/216788/post-kooperation.html、

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (BAWAG P.S.K.) “Eröffnung der 400. gemeinsamen Filiale von BAWAG P.S.K. und Post” (2012 年 9 月 25 日)

https://www.bawagpsk.com/BAWAGPSK/Ueber_uns/Presse/PresseAktuell/206922/eroeffnung-400--filiale.html

及び Post and Parcel “Austrian Post and BAWAG P.S.K launch banking strategy” (2010 年 10 月 14 日)

<http://postandparcel.info/34968/news/austrian-post-and-bawag-psk-launch-banking-strategy/>

⁵⁰ オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (BAWAG P.S.K.) “Annual Report 2013”

2013 年 12 月末）。

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行は支店や各種端末といった物理的なチャネルに加え、パソコンやモバイル端末を活用したオンラインサービスも重視している。デジタルチャネルへのシフトは順調に進んでおり、2017 年 12 月は決済取引数の 86%がオンラインチャネルを通じて行われた（店頭チャネルは 14%）⁵¹。また、兄弟会社の easybank を通じてダイレクトバンキングサービスを提供している。

(3) 窓口取扱時間

店舗の窓口取扱時間は店舗によって様々であるが、平日 08:00～18:00 のものが比較的多い⁵²。中央郵便局等の中核支店は、郵便業務を中心に夜 22 時まで開いていたり、土日にも営業していたりと、取扱時間が長い。また、店舗に設置されているセルフサービス端末は年中無休・24 時間利用可能である⁵³。

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）が提供している預金商品は“KontoBox”と呼ばれており、「スモール」、「ミディアム」、「ラージ」、「X ラージ」という 4 つの基本的な商品が利用可能となっている。

同行の店舗では、預金商品がパッケージの形で取り扱われており、パッケージを店舗内のカウンターに持っていくと、口座を開設できる⁵⁴。いずれの預金サービスにおいても預金金利は一律 0.0625%で、ATM やインターネット経由で口座へアクセス可能である。各商品の比較は図表 21 の通りである。

<https://www.bawagpsk.com/BAWAGPSK/IR/EN/Financial-Results>

⁵¹ オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）“Annual Report 2017”, p32

⁵² オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）ウェブサイトでのウィーンの支店を検索した結果から推定した。

⁵³ 2016 年 11 月のオーストリア・ポストでの視察に基づく。

⁵⁴ 2016 年 11 月の BAWAG P.S.K.とオーストリア・ポストの共同運営店舗での視察に基づく。

図表 21：オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の預金商品

	商品名			
	KontoBox Small	KontoBox Medium	KontoBox Large	KontoBox X Large
口座維持費 (月/ユーロ)	4.9	6.9	9.9	12.9
借入金利(%)	12.0%	8.5%	7.0%	7.0%
預金金利(%)	0.0625%			
口座カード	含まれる			
電子決済	含まれる			
クレジットカード	含まれない	含まれる	含まれる (ゴールドカード)	含まれる (ゴールドカード 2枚まで)
記帳手数料 (ユーロ)	月1回まで無料 (以降1回につき 0.39)	月5回まで無料 (以降1回につき 0.39)	回数限度なく無料	
追加サービス	DANKESCHÖN*			

(注) 「DANKESCHÖN」とは、「THANKYOU Loyalty Program」(DANKESCHÖN Loyalitätsprogramm)という、同行のクレジットカード・デビットカード支払額の一定割合をポイントとしてキャッシュバックするキャンペーンに基づく特典である

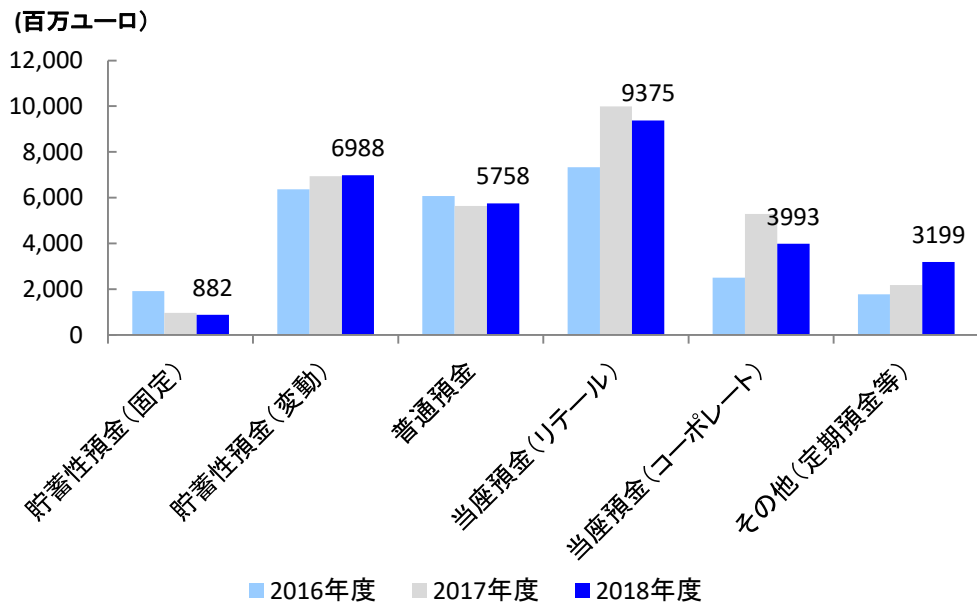
(出所) オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (BAWAG P.S.K.) ウェブサイトをもとに作成

(閲覧日：2019 年 12 月 13 日)

この他にもオンラインのみの口座 (Einfach Online Konto)、14 歳から 19 歳までの未成年顧客向けの商品 (B4-19 KontoBox) や、学生向け (27 歳以下) の商品も提供されている。また、ビジネス向けには顧客タイプ別に「ビジネススマート」「ビジネスエクストラ」「ビジネスエコノミック」「X ラージビジネス」の 4 つの商品展開がなされている。

2018 年はリテールとコーポレートの当座預金残高が減少し、同年 12 月末の預金残高は前年末対比 8 億ユーロ (3%) 減の 302 億ユーロとなった (図表 22)。

図表 22 : BAWAG P.S.K.の預金残高内訳



(出所) オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (BAWAG P.S.K.)
 “Consolidated ANNUAL REPORT” をもとに作成

(2) 資金運用方法

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.) は、特別な外部制約を受けることなく自行の裁量で資産を運用している。

BAWAG P.S.K.の資産構成においては貸出の比重が高く、461 億ユーロの総資産に対してその 67%に相当する 308 億ユーロが顧客への貸出である (図表 24、2017 年 12 月末)。

(3) 貸付業務概要

貸付業務においては、オーストリア国内の顧客がほとんどである。オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.) は、顧客が国内で事業開始のニーズや国際的活動の拡大のためのニーズに合致する幅広い商品を提供している。このほか、リテール向けに消費者ローンや住宅ローンの提供も行っている。

(4) 送金・決済業務概要

個人顧客に対してデビットカードやクレジットカードを提供しているほか、法人顧客に対して決済サービスを提供している。

(5) 国際業務概要

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）は海外におけるコーポレートバンキング、不動産事業を行っており、国際業務の成長を更に強化するべく 2014 年 10 月ロンドンに支店（BAWAG P.S.K. International）を新設した。フルタイム従業員数 22 人という小規模な支店であり、2017 年 12 月末の当期純利益は 1,570 万ユーロと全体の 3%程度であった⁵⁵。同行の海外の主要収益源は第一に西欧諸国、次いで北米であり、オーストリアの他のリテール金融機関が強みを持つ中欧・南東欧（Central Europe and Southeastern Europe, CESEE）諸国には注力していない。

(6) 付随業務概要

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）は銀行業以外に、リテール顧客向け保険商品、投資商品の販売や不動産業務、投資銀行業務等を手掛けている。保険事業については、ドイツの保険大手 Generali Group と共同出資する子会社 BAWAG P.S.K. Versicherung AG（BAWAG P.S.K. の株式持分は 25%）を通じて、オーストリア国内での保険の販売を手掛けている。

2014 年 10 月、同行はアセットマネジメント子会社の BAWAG P.S.K. INVEST の全株式をフランスのクレディ・アグリコル（Credit Agricole）とソシエテ・ジェネラル（Societe Generale S.A.）が共同出資する資産運用会社であるアムンディ（Amundi S.A.）に売却し、2015 年 2 月に同社と長期的なパートナー関係を締結した。

その背景として、同行が伝統的なリテール金融に重点的に取り組みながら、グローバルなアセットマネジメント会社であるアムンディとの提携でより顧客に求められる投資商品を自行の支店ネットワークにて提供したいとの方針が挙げられている。このようなファンド販路の拡大努力と資産アドバイザー業務への注力の結果、2015 年の同行のファンド販売額は 12 億ユーロと、前年比で 4%成長した⁵⁶。

また、2015 年 10 月に BAWAG P.S.K. はフォルクスバンク・グループのリース事業会社（VB Leasing Finanzierungsgesellschaft m.b.H.）の買収を完了した。これによって同行のリース事業はリース資産 7.1 億ユーロとなり自動車リースでは国内第 3 位、11%の市場シェアを獲得する見込みであると発表された⁵⁷。なお、2016 年、VB Leasing は BAWAG P.S.K. Leasing と合

⁵⁵ オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）“CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2017”

⁵⁶ オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）“CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2016”

⁵⁷ オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）“Sale of VB Leasing Finanzierungsgesellschaft m.b.H. to BAWAG P.S.K. Leasing GmbH by immigon portfolioabbau ag successfully closed”
(2015 年 10 月 5 日)

<https://www.bawagpsk.com/linkableblob/BAWAGPSK/298176/68e375d4eaf822d07480ecf65ad071d8/20151005-sale-of-vb-leasing-to-bawag-leasing-closed-data.pdf>

併した⁵⁸。2017 年には easygroup⁵⁹の中で easyleasing として国内自動車リースで第 3 位の地位を維持している。

更に、2016 年 10 月に easybank が再生可能エネルギー供給事業を行う「Unsere Wasserkraft」社と共同で「easy green energy GmbH & Co」社を設立し、顧客ネットワークを通じた電力やガスの供給事業に参入した⁶⁰。

4. 会計基準と財務諸表

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）は、国際会計基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）に基づいて会計報告を行っている。

⁵⁸ オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行(BAWAG P.S.K) “CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2016”

⁵⁹ easygroup は BAWAG GroupAG のセグメントの一つで、オーストリア初のダイレクトバンキンググループ。
国内ダイレクトバンキングの easybank、国内自動車リースの easyleasing、国内クレジットカードの easypay
西欧の個人向け住宅貸付部門からなる。2017 年末時点の顧客数 90 万人以上、口座数 130 万超。

⁶⁰ オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）” CONSOLIDATED INTERIM REPORT Q3 2015”
及び e@sygreenenergy GmbH & Co 社ウェブサイト (<https://www.easygreenenergy.at/>)

図表 23：オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）の損益計算書

	(million euro)	2017	2018
Interest income		1084.9	1141.4
thereof calculated using the effective interest method		835.4	870.4
Interest expense		299.8	309.5
Dividend income		8.0	8.6
Net interest income		793.1	840.5
Fee and commission income		303.6	372.9
Fee and commission expense		(86.7)	(90.1)
Net fee and commission income		216.9	282.8
Gains and losses on financial assets and liabilities		11.7	19.5
thereof gains from the derecognition of financial assets measured at amortized cost		31.6	24.1
thereof losses from the derecognition of financial assets measured at amortized cost		(0.7)	(0.7)
Other operating income		286.0	64.1
Other operating expenses		(218.0)	(72.3)
Operating expenses		(531.6)	(521.9)
thereof administrative expenses		(491.7)	(477.2)
thereof depreciation and amortization on tangible and intangible non-current assets		(39.9)	(44.7)
Risk costs		(61.8)	(45.1)
thereof according to IFRS 9			(42.4)
Share of the profit or loss of associates accounted for using the equity method		4.1	5.1
Profit before tax		500.4	572.7
Income taxes		(51.2)	(136.2)
Profit after tax		449.2	436.5
Thereof attributable to non-controlling interests		0.1	0.0
Thereof attributable to owners of the parent		449.1	436.5

（出所）オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）各年アニュアルレポートをもとに作成

図表 24：オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）の貸借対照表

(million euro)	2017	2018
Assets		
Cash reserves	1,180	1,069
Financial assets at fair value through profit or loss	448	504
Financial assets at fair value through other comprehensive income		3,039
Available-for-sale financial assets	4,480	
Held-to-maturity investments	2,274	
Financial assets held for trading	458	351
At amortized cost		38,334
Customers		30,482
Credit institutions		4,340
Securities		3,512
Loans and receivables	35,742	
Customers	30,793	
Credit institutions	3,660	
Securities	1,289	
Valuation adjustment on interest rate risk hedged portfolios		1
Hedging derivatives	517	401
Property, plant and equipment	103	116
Investment properties	120	118
Goodwill	59	59
Brand name and customer relationships	272	264
Software and other intangible assets	157	182
Tax assets for current taxes	12	15
Tax assets for deferred taxes	116	75
Associates recognized at equity	44	45
Other assets	146	125
Total Assets	46,056	44,698
Liabilities		
Total liabilities		
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	726	576
Financial liabilities held for trading	345	301
Financial liabilities at amortized cost	39,894	38,325
Customers	30,947	30,195
Issued bonds, subordinated and supplementary capital	4,938	3,849
Credit institutions	4,009	4,281
Financial liabilities associated with transferred assets		150
Valuation adjustment on interest rate risk hedged portfolios	116	156
Hedging derivatives	94	104
Provisions	450	465
Tax liabilities for current taxes	14	8
Tax liabilities for deferred taxes	5	11
Other obligations	835	597
Total equity	3,577	4,005
Equity attributable to the owners of the parent (ex AT1 capital)	3,576	3,706
AT1 capital		298
Non-controlling interests	1	1
Total Liabilities and equity	46,056	44,698

（出所）オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）各年アニュアルレポートをもとに作成

第4章 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

オーストリアにおける主要なリテール金融機関としては、①オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）、②貯蓄銀行（Savings Banks, Sparkassen）、③フォルクスバンク（Volksbank credit cooperatives, Volksbanken）、④ライファイゼンバンク（Raiffeisen credit cooperatives, Raiffeisenbanken）の4銀行（グループ）が挙げられる。

1. オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行

(1) オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の特徴

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）はオーストリア・ポスト（Austrian Post）との協働によって、金融サービスと手紙・小包等の郵便サービスを同時に提供することができる点が最大の特徴である。共同店舗とは別に同銀行独自の店舗として、ウィーン首都州には約90支店、その他の州にも5つ以上の支店を展開し、国内を広くカバーしている⁶¹。

2018年2月に2010年から続いたオーストリア・ポストとの提携の最終的な解消を公表した（2018年1月に遡り有効）。これにより2019年末までにオーストリア・ポストの店舗でのBAWAG P.S.K.による金融サービスの提供はなくなることとなる。パートナーシップを調印以来、モバイルやオンラインでの取引増加により店頭での取引は60%減少していることや2016年より実施している店舗コストの最適化による戦略の見直しが背景にある。2017年決算で提携契約解消に係るコストとして95.2百万ユーロに加え関連資産8.6百万ユーロを減損処理している。Moody'sによると顧客離れによる収入減を十分に埋め合わせるコスト削減になるとの見解である⁶²。今後はBAWAG P.S.K.保有の約100店舗でのサービス展開となる⁶³。

一方、オーストリア・ポストでは2016年から2018年にかけての郵便局における店舗サービス（Branch Services：共同店舗の金融サービスを含む）収入は1.18億ユーロから1.15億ユーロ、さらに0.94億ユーロへと減少傾向にある⁶⁴（図表25）。しかしながら、BAWAG P.S.K.との提携解消後も金融サービス提供は不可欠なサービスとして継続していく方針であり、2018年9月にはドイツのFinTech Group AGとのパートナーシップを発表した。当初は銀行ライセンスを保有し銀行サービスを提供するJVを設立するはずであったが、11月にJV設立の計画は取り下げられた。

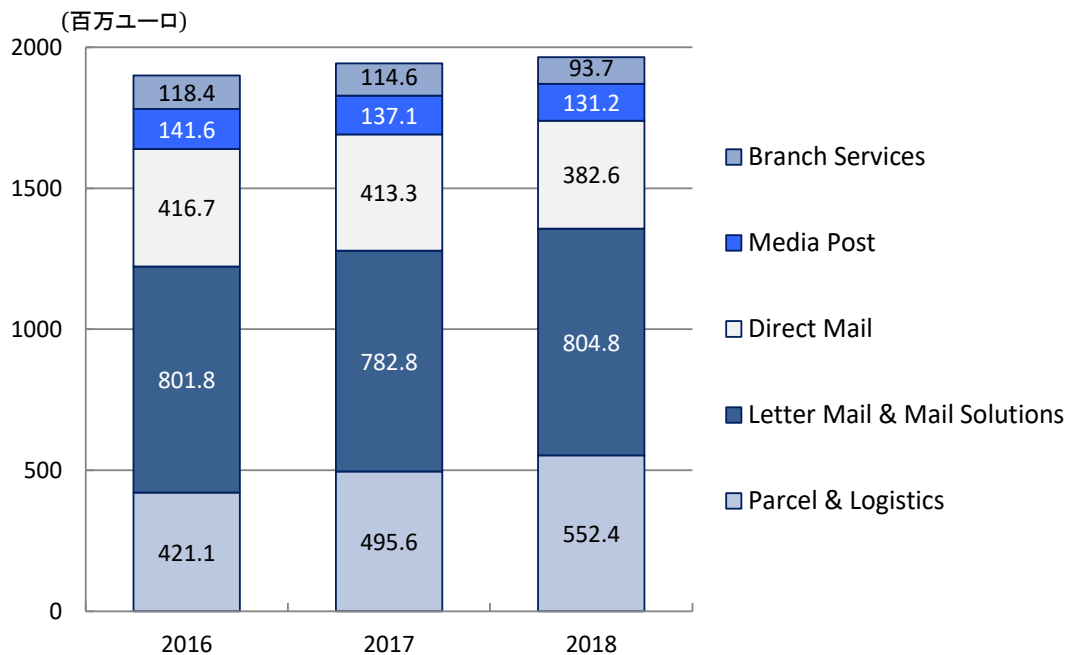
⁶¹ 2016年11月のBAWAG P.S.K.へのヒアリングに基づく。

⁶² Moody's Investors Service Credit Opinion "BAWAG P.S.K."（2018年7月4日）

⁶³ オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）“CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2017” 32、100、102 ページ <https://www.bawaggroup.com/BAWAGGROUP/IR/EN/Financial-Results>

⁶⁴ オーストリア・ポスト（Österreichische Post）“Annual Report 2018”

図表 25：オーストリア・ポストの事業別収入



(出所) オーストリア・ポスト “ANNUAL REPORT 2018” 70 ページをもとに作成
https://www.post.at/en/footer_about_us_investor_relations_online_annual_report.php

また他の主要なリテール金融機関と比べて、BAWAG P.S.K.は中欧・南東欧（Central Europe and Southeastern Europe, CESEE）諸国にほとんど注力していないことも特徴として挙げられる。現在約 250 万人の顧客の大半がオーストリア国内に集中している。これは他のオーストリアの主要行と異なる特徴で、BAWAG P.S.K.の CESEE 諸国の展開が遅かったため市場シェアが低く（2-3%程度）、競争上不利であることや同地域へのエクスポージャーのリスクが高いと認識したことが原因である⁶⁵。

BAWAG P.S.K.の CEO である Byron Haynes 氏（当時）は 2015 年のインタビューにおいて、リスクの高い CESEE 諸国から撤退し、代わりに低リスクのドイツ、フランス、英国、米国等に注力すると述べた⁶⁶。

実際、同行のリテール金融部門に CESEE 諸国の資産は存在せず、同行全体の貸出、債券投資ポートフォリオにおける CESEE 諸国へのエクスポージャーは極めて低く（2016 年末時点で貸出 0%、債券投資 1%であったが 2017 年末にはその他へ包含）、貸出や債券投資の大半は自国を含む西欧諸国に集中している⁶⁷（図表 26）。

⁶⁵ 2016 年 11 月の BAWAG P.S.K. へのヒアリングに基づく。

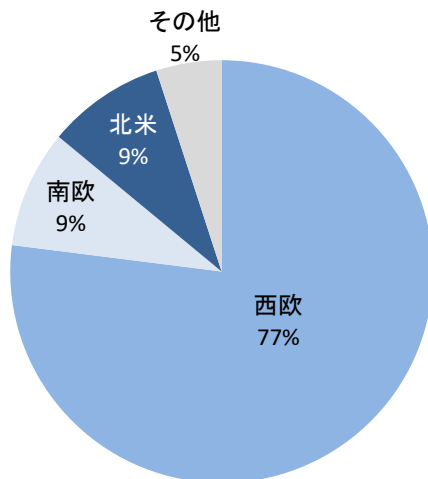
⁶⁶ THE BANKER 誌 2015 年 12 月号掲載のインタビュー記事

“BAWAG P.S.K. strengthens its position as the leading multi-channel retail bank in Austria”

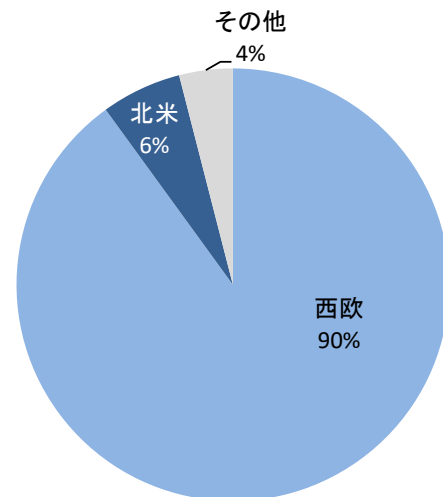
⁶⁷ オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.） “CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2016”

図表 26 : BAWAG P.S.K. の地域別エクスポージャー (2018 年 12 月末)

債券ポートフォリオ



貸出ポートフォリオ



(出所) オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (BAWAG P.S.K.) “ANNUAL REPORT 2017” 181 ページをもとに作成

現在の BAWAG P.S.K. はデジタル化 (digitalization) に積極的に取り組んでおり、子会社を通じたダイレクトバンキングの提供にとどまらず、ビッグデータ活用など先端技術の導入にも熱心である。

BAWAG P.S.K. の顧客ロイヤリティは概して高く、25 年以上取引のある顧客が、全体の 19% を占める (15-25 年 : 22%、10-15 年 : 17%、5-10 年 : 18%、0-5 年 : 24%)⁶⁸。

(2) 金融市場の中でのオーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の競争力

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.) は単体の銀行としてはリテール金融分野において高いプレゼンスを有する。

2018 年度の同行のリテール部門 (BAWAG P.S.K. Retail と easygroup の合計) のコア収益 (core revenues) は 7.7 億ユーロ (前年比 5.2% 増)、同部門の税引前利益は 3.9 億ユーロ (同 10.7% 増) であり、それぞれ銀行全体のコア収益・税引前利益の 68.1%、67.8% を占めた。

リテール部門の国内住宅ローン (mortgage loans) 残高、消費者ローン (consumer loan) 残高、顧客預金 (customer deposit) 残高は各々 101 億ユーロ、35.9 億ユーロ、301.9 億ユーロである⁶⁹。

⁶⁸ 2016 年 11 月の BAWAG P.S.K. へのヒアリングに基づく。

⁶⁹ オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (BAWAG P.S.K.) “CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2018”, <https://www.bawaggroup.com/linkableblob/BAWAGGROUP/395404/600a46d2286d1cacbdd08254c860dc>

銀行全体での業績も好調であり、2017年度はコア収益は10.1億ユーロ、税引前利益は5.2億ユーロで、それぞれ前年比9.0%増、12.3%増となった。ROEは15.3% (2017年目標>15%)、Cost-income ratioは41.6% (同<43%)、CET1 ratioは13.5% (同>12%)といずれも目標を達成している。2018年度も、コア収益は11.2億ユーロ、税引前利益は5.7億ユーロで、それぞれ前年比11.4%増、10.7%増となった。ROEは17.1% (2018年目標>15%)、Cost-income ratioは44.2% (同<46%)、CET1 ratioは14.5% (同>12%)と引き続き目標を達成している

図表 27 : BAWAG P.S.K. の事業別損益計算書と資産・負債 (2018 年 12 月末)

(million euro)	BAWAG P.S.K. Retail	easygroup	Südwest- bank	DACH Corporates & Public Sector	International Business	Treasury Services & Markets	Corporate Center	Total
Net interest Income	386.5	164.1	82.5	58.7	134.0	48.1	-33.4	840.5
Net fee and commission income	156.9	58.4	32.4	36.7	0.3	0.6	-2.5	282.8
Core revenues	543.4	222.5	114.9	95.4	134.3	48.7	-35.9	1,123.3
Gains and losses on financial instruments	16.7	0.0	0.0	0.6	10.1	27.6	-35.5	19.5
Other operating income and expenses	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	26.0	27.9
Operating income	562.0	222.5	114.9	96.0	144.4	76.3	-45.4	1,170.7
Operating expenses	-252.3	-70.1	-69.2	-51.2	-28.1	-31.5	-15.5	-517.9
Regulatory charges	-11.7	-3.9	-2.1	-	-	-	-22.4	-40.1
Total risk costs	-54.8	-3.4	5.8	1.3	6.6	0.2	-0.8	-45.1
Share of the profit or loss of associates accounted for using the equity method							5.1	5.1
Profit before tax	243.2	145.1	49.5	46.1	122.9	45.0	-79.1	572.7
Income taxes	-	-	-	-	-	-	-136.2	-136.2
Profit after tax	243.2	145.1	49.5	46.1	122.9	45.0	-215.3	436.5
Non-controlling interests	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
Net Profits	243.2	145.1	49.5	46.1	122.9	45.0	-215.3	436.5
Business volumes								
Assets	9,547	5,682	3,821	5,581	6,284	10,192	3,591	44,698
Liabilities	18,771	6,472	4,952	6,411	7	2,460	5,625	44,698
Risk-weighted assets	3,354	3,254	3,184	1,951	5,303	1,703	1,716	20,465

(出所) オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (BAWAG P.S.K.) “ANNUAL REPORT 2018” をもとに作成

図表 28 : BAWAG P.S.K. の地域別コア収益 (2018 年 12 月末)

(million euro)	BAWAG P.S.K. Retail	easygroup	Südwest- bank	DACH Corporates & Public Sector	International Business	Treasury Services & Markets	Corporate Center	Total
DACH	540.0	176.0	110.9	91.9	1.8	22.9	-35.9	907.6
thereof Austria	538.3	172.1	0.0	82.4	0.0	22.5	-37.3	778.0
thereof Germany	1.4	3.8	110.6	9.2	1.8	0.1	1.4	128.3
Western Europe	0.3	46.9	3.3	0.5	76.0	15.9	0.0	142.9
thereof UK	0.1	21.9	0.1	0.1	32.4	5.4	0.0	60.0
thereof France	0.1	25.0	0.1	0.0	3.9	0.7	0.0	29.8
thereof Ireland	0.0	0.0	0.0	0.0	24.1	2.9	0.0	27.0
North America	0.2	0.0	0.1	0.1	37.2	1.8	0.0	39.4
thereof USA	0.2	0.0	0.1	0.1	36.1	1.8	0.0	38.3
Southern Europe	0.4	0.1	0.1	0.1	15.7	7.2	0.0	23.6
Others	2.5	-0.5	0.5	2.8	3.6	0.9	0.0	9.8
Total	543.4	222.5	114.9	95.4	134.3	48.7	-35.9	1,123.3

(出所) オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (BAWAG P.S.K.) “ANNUAL REPORT 2018” をもとに作成

同行は 2015 年 12 月、BAWAG.P.S.K.は国際的な銀行専門誌であるザ・バンカー（THE BANKER）の「Bank of the Year 2015」のオーストリア国内部門に初めて選出された。オーストリアの金融誌「DerBörsianer」の選ぶ「Best Banks in Austria」でも 2 部門（総合部門、ユニバーサル・バンク部門）で 1 位に選ばれ、外部から評価されている。ザ・バンカー誌においては、長引く低金利環境と銀行規制の強化という逆境にあるオーストリアの銀行の中で増益を達成し、同時に不良債権比率も 2.0%（2016 年 12 月末）とするなど、健全かつ高収益な経営状況を実現したことが評価された⁷⁰。2016 年、BAWAG.P.S.K.はユーロモニターの「Austria's Best Bank 2016」に選出され、ザ・バンカーからは三年連続で「Bank of the Year」に選ばれた⁷¹。2017 年にも再度「Bank of the Year」を受賞した。2018 年 7 月にはユーロマネー誌により「Western Europe's Best Bank Transformation」と「Austria's Best Bank」に選ばれた。

2. 貯蓄銀行

(1) 貯蓄銀行の特徴

貯蓄銀行グループ（Savings Banks Group, Sparkassen Gruppe）は、持株会社のエアステ・グループ・バンク（Erste Group Bank AG）、グループの中核銀行であるエアステバンク・オーストリア（Erste Bank Österreich, Erste Bank der österreichischen Sparkassen AG）及び全国 7 つの地域協会の傘下に組織される 46 の貯蓄銀行並びにソーシャルファイナンス機関の第二貯蓄銀行（Second Savings Bank, Zweite Sparkasse）の合計 49 行、866 支店から構成される。グループ全体として、1,620 万人の顧客、47,397 名の従業員、国内外に 2,507 の支店を有する（2018 年 12 月末）⁷²。

エアステ・グループ・バンクは、グループの財務部門機能を持ち、オーストリアのほかチェコ、スロバキア、ルーマニア、ハンガリー、セルビア及びクロアチアの子会社の持株会社でもある。一方で、商業銀行機能も有しており、大企業向け金融、国際業務も担当する。

貯蓄銀行は地元や地域経済への関わりが深く、金融に限らずスポーツ、教育、研究、文化活動の支援をしている。全ての貯蓄銀行が加盟し、貯蓄銀行の利益代表や法務・税務面の支援を行う組織である「オーストリア貯蓄銀行協会」（Austrian Association of Savings Banks, Österreichischer Sparkassenverband）もこのような社会的活動を実施している。

エアステ・グループ・バンクはウィーン証券取引所（Vienna Stock Exchange, Wiener Börse AG）に上場しているが、株式の約 60%を海外投資家が保有し、国内投資家や従業員等の保有割合は 39.0%であった（2018 年

⁷⁰ THE BANKER “The Banker Awards 2015”（2015 年 12 月）

⁷¹ オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）
“CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2016”

⁷² Erste Group “Annual Report 2018”

12 月末)⁷³。現在の発行済株式時価総額は約 144 億ユーロである⁷⁴。

(2) 金融市場の中での貯蓄銀行の競争力

貯蓄銀行は、オーストリア国内及び近隣諸国において巨大な店舗ネットワークを有する。エアステバンク・オーストリア (Erste Bank Österreich) 及び全国の貯蓄銀行は、国内の総資産・リテール貸付・預金においてそれぞれ 22%、20%、23% のシェアを持つ⁷⁵(2018 年 12 月末)。

国内外の支店数は、オーストリア：917、チェコ：517、スロバキア：271、ルーマニア：507、ハンガリー：115、セルビア：85、クロアチア：153 である (2017 年 12 月末)。顧客数は国内約 360 万人に対して、これら中欧・南東欧 (Central Europe and Southeastern Europe, CESEE) 諸国では合計約 1,250 万人にものぼる。近年の順調な経済成長に加え、国内事業に比べて CESEE 諸国での事業は収益に対する経費率も低く、事業の効率性が高い⁷⁶。

エアステ・グループ・バンクは、個人や事業主の資産管理、預金、ローン等のリテール業務から中小企業、大企業向けまで幅広い金融サービスを提供しているが、経常収益、経常利益の観点からはリテール業務 (retail) の収益が高い。2018 年度のグループ全体の当期純利益は 17.9 億ユーロの黒字であった。そのうちリテール部門は前年比 1.0 億ユーロ増の 10.6 億ユーロであり、グループ全体の 56.4% を占めた。総資産ではリテール部門はグループ全体の 2,368 億ユーロに対して 624 億ユーロであり 26.3% を占める。国別当期純利益を見ると、CESEE に区分される 6 カ国の中ではチェコが 5.8 億ユーロとオーストリアに並ぶ水準であり、そのあとにルーマニア、スロバキア、ハンガリーと続く⁷⁷。

また、2015 年にオーストリア国内でデジタルバンキングプラットフォームである「George」が導入され、モバイルアプリである「George Go」とともに普及し、2017 年末時点でのユーザー数は 1.5 百万人にのぼり、これはオーストリアのオンラインバンキングユーザーの 1/3 を占める。また、2018 年にはチェコ、スロバキア、ルーマニアへと展開し、その後もその他 CESEE 諸国コアマーケット (ハンガリー、クロアチア、セルビア) へと拡大する計画である。

⁷³ 同上

⁷⁴ ウィーン証券取引所 (Vienna Stock Exchange)

https://www.wienerborse.at/en/market-data/shares-others/quote/?ID_NOTATION=1534068&ISIN=AT0000652011 (閲覧日：2020 年 1 月 22 日)

⁷⁵ Erste Group “Annual Report 2018” P31

⁷⁶ 2016 年 11 月のエアステ・グループ・バンクへのヒアリングに基づく。

⁷⁷ Erste Group “Annual Report 2018”

<https://www.erstegroup.com/en/investors/reports/financial-reports>

図表 29：エアステ・グループの事業別損益計算書・資産負債（2018 年 12 月末）

	Retail		Corporates		Group Markats		ALM&LCC	
	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018
(million euro)								
Net interest income	2,155.7	2,267.5	993.9	1,032.2	196.8	252.6	-55.4	-91.6
Net fee and commission income	1,003.8	1,054.4	256.2	283.1	223.0	226.5	-87.4	-102.8
Net trading result	114.0	118.0	91.6	70.6	123.8	60.1	-74.3	-206.8
Operating income	3,304.4	3,467.8	1,469.9	1,524.0	554.1	533.7	-191.2	-178.5
Operating expenses	-1,995.8	-2,030.9	-577.0	-572.3	-229.5	-241.3	-86.0	-67.8
Operating result	1,308.6	1,436.9	892.9	951.8	324.6	292.4	-277.2	-246.3
Impairments and risk provisions	-0.3	-35.4	-96.5	57.2	4.7	-0.4	-68.3	-46.9
Pre-tax result from continuing operations	1,257.7	1,359.3	743.7	1,018.2	316.7	270.7	-428.4	-365.1
Net result attribute to owners of the parent	960.7	1,064.9	580.3	801.5	245.7	215.7	-359.3	-289.1
Total assets	58,952	62,434	49,661	52,710	31,106	46,257	58,619	49,155
Total liabilities excluding equity	80,446	86,252	28,032	27,044	28,592	37,207	49,041	47,746

	Saving Banks		Group Corporate Center		Intragroup Elimination		Total Group	
	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018
Net interest income	982.0	1,016.4	74.9	77.9	5.2	27.0	4,353.2	4,582.0
Net fee and commission income	446.2	459.8	13.0	-12.5	-3.2	0.0	1,851.6	1,908.4
Net trading result	10.2	1.9	-41.5	-0.8	-0.9	-44.5	222.8	-1.7
Operating income	1,492.9	1,497.4	73.1	124.2	-34.1	-52.9	6,669.0	6,915.6
Operating expenses	-1,051.2	-1,073.3	-996.4	-980.4	777.6	784.6	-4,158.2	-4,181.1
Operating result	441.7	424.1	-923.3	-856.2	743.5	731.9	2,510.8	2,734.6
Impairments and risk provisions	0.2	20.2	-24.7	-37.0	0.0	0.0	-184.9	-42.3
Pre-tax result from continuing operations	416.3	439.4	-228.2	-227.5	0.0	0.0	2,077.8	2,495.0
Net result attribute to owners of the parent	51.9	53.6	-163.2	-53.0	0.0	0.0	1,316.2	1,793.4
Total assets	60,108	63,364	2,797	5,178	-40,583	-42,305	220,659	236,792
Total liabilities excluding equity	55,486	58,648	1,328	3,380	-40,555	-42,354	202,371	217,923

（出所）Erste Group "Annual Report 2018" 182、183 ページをもとに作成

図表 30：エASTE・グループ の地域別個別損益計算書・資産負債（2018 年 12 月末）

	Austria		Central and Eastern Europe		Other		Total Group	
(million euro)	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018
Net interest income	1,985.4	2,049.6	2,262.3	2,418.7	105.5	113.7	4,353.2	4,582.0
Net fee and commission income	1,016.6	1,070.8	865.0	896.1	-30.0	-58.4	1,783.0	1,908.5
Net trading result	79.7	-16.8	263.4	270.8	-120.3	-255.6	222.8	-1.6
Operating income	3,254.6	3,233.8	3,449.6	3,656.1	-35.2	25.8	6,669.0	6,915.7
Operating expenses	-2,104.6	-2,121.6	-1,784.0	-1,823.2	-269.6	-236.3	-4,158.2	-4,181.1
Operating result	1,150.0	1,112.2	1,665.6	1,832.9	-304.8	-210.5	2,510.8	2,734.6
Impairments and risk provisions	-14.0	105.9	-141.0	-111.3	-30.0	-37.0	-185.0	-42.4
Pre-tax result from continuing operations	1,086.7	1,215.7	1,346.0	1,599.8	-354.9	-320.6	2,077.8	2,494.9
Net result attribute to owners of the parent	533.8	644.9	1,039.3	1,270.2	-256.8	-121.6	1,316.3	1,793.5
Total assets	143,757	156,325	101,036	107,377	-24,134	-26,910	220,659	236,792
Total liabilities excluding equity	118,263	126,772	90,816	96,790	-6,708	-5,639	202,371	217,923

	Czech Republic		Slovakia		Hungary		Romania	
	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018
Net interest income	942.3	1,062.2	434.3	438.7	198.4	198.8	365.5	394.5
Net fee and commission income	334.4	332.9	112.7	128.8	157.4	170.2	153.4	151.9
Net trading result	103.9	83.8	13.8	9.7	37.7	50.4	77.3	92.0
Operating income	1,393.4	1,501.4	568.7	586.1	395.0	418.4	611.5	660.6
Operating expenses	-692.8	-714.5	-281.1	-279.6	-220.8	-212.4	-338.0	-354.6
Operating result	700.6	786.9	287.6	306.6	174.2	206.0	273.5	306.0
Impairments and risk provisions	-29.1	-36.8	-37.4	-24.2	89.8	32.2	-46.1	-49.0
Pre-tax result from continuing operations	664.2	726.2	218.0	242.8	180.8	175.1	177.5	261.5
Net result attribute to owners of the parent	532.9	582.8	166.2	189.4	164.9	166.8	120.7	219.9
Total assets	52,055	55,455	16,338	17,435	7,151	7,987	15,228	15,340
Total liabilities excluding equity	47,317	50,685	14,807	15,930	6,057	6,872	13,631	13,546

（出所）Erste Group "Annual Report 2018" 184、186 ページをもとに作成

3. フォルクスバンク

(1) フォルクスバンクの特徴

フォルクスバンク（Volksbank credit cooperatives, Volksbanken）は、8 の個別フォルクスバンク（regional Volksbanks）、1 つの特定目的銀行（specialized banks）、の計 9 のプライマリー・バンク（primary banks）からなるフォルクスバンク協会（Association of Volksbanks）を構成する⁷⁸（図表 31）。総資産は 253 億ユーロ、支店数は 343 支店、従業員は 4,121 人である⁷⁹（2017 年 12 月末）。個別フォルクスバンクの中で最大規模（総資産: 106 億ユーロ、支店数: 78 支店、従業員: 1,327 人、2017 年 12 月末⁸⁰）

⁷⁸ フォルクスバンク “Association of Volksbanks, Vienna, November 2018” の分類による。オーストリア国立銀行による分類（図表 3）とは異なる。

⁷⁹ フォルクスバンク “Annual Report 2017” 1 ページ

⁸⁰ フォルクスバンク・ウィーン “Annual Report 2017” 1 ページ

のフォルクスバンク・ウィーン（Volksbank Wien AG）がフォルクスバンク協会全体の中央機関の役割も果たしている。

グループ内で EU の預金保険制度（Deposit Guarantee Scheme, DGS）⁸¹に準拠する連邦法の「預金保険制度及び投資家補償法」（Act on Deposit Guarantee Schemes and Investor Compensation, Einlagensicherungs-und Anlegerentschädigungsgesetz , ESAEG）に基づく預金保険制度（Schulze-Delitzsch Haftungsgenossenschaft reg.Gen.m.b.H.）のほか、強制的な預金保険とは別に無制限の債務保証⁸²や財務健全性に関する監査/早期警戒システムを共有する。

2015 年 12 月末に 29 存在した個別フォルクスバンクと 5 つの特定目的銀行は、2018 年 6 月には更に個別フォルクスバンク 8 行と特定目的銀行 1 行にまで集約された。

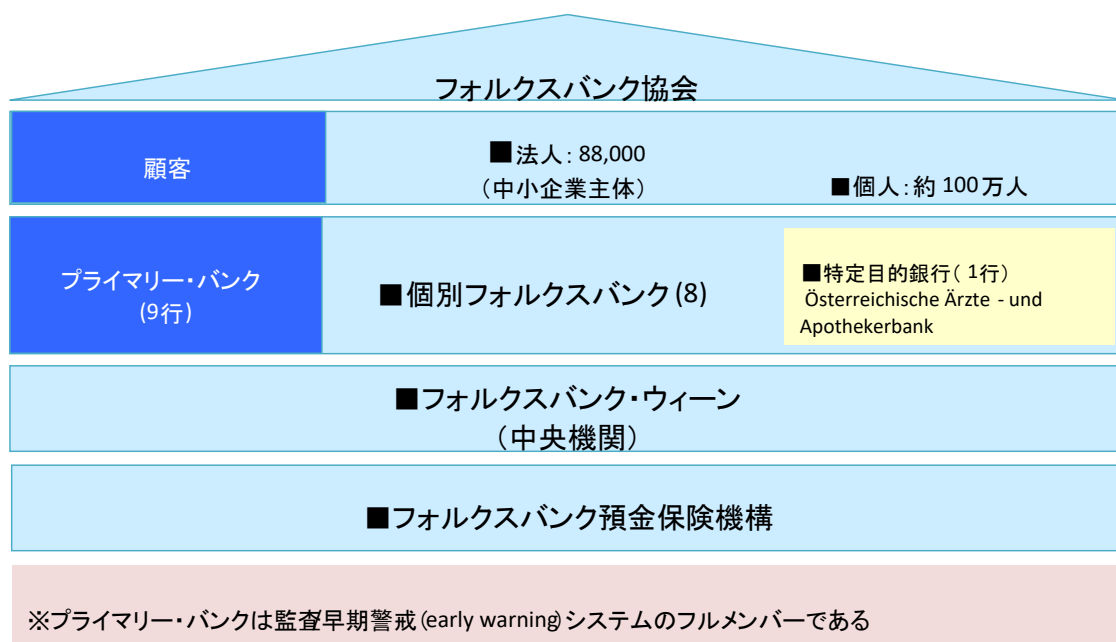
フォルクスバンク協会再編後においても、リテールバンキングに焦点を当てる方針は継続されている。特に、販売プロセスのデジタル化を促進することでの強化を目指すこととしている。2017 年度の顧客別ポートフォリオではリテール部門（Retail と SMEs 合算）が 77.5%を占めている。一方、営業経費率が 84.1%と高くデジタル化推進による一層のコスト削減が必要であろう。また、地域別ポートフォリオではオーストリアが 90.1%であり（続いてドイツ 3.5%）、国内が主要マーケットである。従業員構成を見ても 97.9%が国内に配置され、国内に特化した事業展開となっている⁸³。

⁸¹ 預金保険制度については、第 2 章 4. を参照のこと。

⁸² こうした基金として、フォルクスバンクコミュニティ基金（Volksbanken Community Fund, Der Volksbank-Gemeinschaftsfonds）、偶発資本基金（Contingent Capital Fund, Volksbanken-Beteiligungsgesellschaft）が存在する。出典：IMF “Austria: Financial System Stability Assessment—Update”（2008）

⁸³ Association of Volksbanks, Vienna, December 2017, page1,5, 106,108
https://www.volksbank.at/m101/volksbank/zib/downloads/ir/association_q3_2017.pdf

図表 31：フォルクスバンク協会の組織構造（2019 年 9 月末）



(注) 上記他、業務提携先であり主に契約に係る内部調整機能を持つ Volksbank Vertriebs-und Marketing eG が存在
(出所) フォルクスバンクウェブサイト“[Volksbank Wien & Verbund Ergebnis H1 2019](#)”をもとに作成

(2) 金融市場の中でのフォルクスバンクの競争力

フォルクスバンクの中央機関であったオーストリア・フォルクスバンク (Österreichische Volksbanken-AG, VBAG) は 1991 年から中央機関機能に加えて商業銀行としても機能するようになった⁸⁴。国際業務にも注力しており、1990 年代以降子会社であるフォルクスバンク・インターナショナル (Volksbank International AG, VBI) 経由で中欧・南東欧 (Central Europe and Southeastern Europe, CESEE) 諸国に進出したが、収益を上げると同時にリスクのある貸付の割合が増加していった。

2008 年 11 月、VBAG は当時 50.78% の株式を保有していたオーストリアのインフラ開発銀行の「Kommunalkredit AG」倒産の影響を受け、オーストリア連邦政府が Kommunalkredit AG の保有株式を 1 ユーロで購入したことで、結果的に VBAG は 42 万ユーロ⁸⁵の損失を被った。

2008 年の金融危機は CESEE 地域にも悪影響を及ぼした。特に、VBAG は 2009 年には中東欧地域での貸付・不動産の損失により 110 億ユーロの損失を計上し、オーストリア連邦政府から 10 億ユーロの劣後債発行の支援を受けた。2011 年には、VBAG 不動産部門の Europolis をオーストリアの

⁸⁴ オーストリア・フォルクスバンク自体の商業銀行機能は、2001 年に子会社の Volksbank Wien AG に移管された (“immigon portfolioabbau ag”社ウェブサイト)。

⁸⁵ Frances Coppola “The lesson behind the austrian co-op banking disaster” (2015 年 5 月 22 日)
<http://www.thenews.coop/95508/news/general/lesson-behind-austrian-co-op-banking-disaster/>

不動産会社の CA Immobilien anlagen AG に売却⁸⁶、2012 年にはオーストリア政府が公的資金を注入して 40%の株式を取得し、また CESEE 地域の資産の殆どをロシアの貯蓄銀行大手ロシア・ズベルバンク（Sberbank of Russia）に売却した。さらに近年では 2014 年にマルタ、2015 年にローマの子会社を売却したことで、フォルクスバンクの海外事業は縮小を余儀なくされた⁸⁷。

2012 年に VBAG は経営再建のため部分国有化された。欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）により 2014 年に行われたユーロ圏の大銀行 130 行に対する資産査定（asset quality review, AQR）において同行は不合格となり、8.65 億ユーロの資金調達を要請された⁸⁸。グループの収益性も落ち込んでおり、当期純損失として 2014 年度で 3.2 億ユーロ⁸⁹を計上した。2015 年には VBAG が清算のため解散し、中央機関の機能を承継したフォルクスバンク・ウィーン（Volksbank Wien）が中心となって経営再建に取り組んでいる。

2015 年に VBAG の分割・移管を実施したことに伴う金利・手数料収入の大幅減の影響により、2016 年度の当期損益は△51 百万ユーロに転落していたものの、その後フォルクスバンクは堅調に業績を回復している。再建動向を含む沿革については図表 5 をご参照。

4. ライファイゼンバンク

(1) ライファイゼンバンクの特徴

ライファイゼンバンクの特徴は、3 層を構成する銀行がそれぞれ独自に対外的な商業銀行機能を果たしているという点である。

銀行としてのライファイゼングループは、①個別ライファイゼンバンク（Raiffeisen banks）とその支店、②ライファイゼン州銀行（Raiffeisen regional headquarters, Raiffeisenlandesbank）、③中央機関のライファイゼンバンク・インターナショナル（Raiffeisen Bank International, RBI）の 3 層からなり、銀行のほか保険やリース、非金融事業の子会社等も傘下に持つ巨大な金融グループの Raiffeisen Banking Group (RBG) を構成する。オーストリアでの組合員数は約 170 万人、従業員は約 25,000 名で、グループとしては国内最大規模の金融機関である。国内 387 行ある個別ライファイゼンバンクはリテール業務を担当し、約 1,500 の拠点（outlets）を通じて顧客にサービスを提供する。同時に、自行の展開する州のライファイゼン州

⁸⁶ CA IMMO “Financial statements as at 31 December 2014” page 24

⁸⁷ European Commission “Country Report Austria 2015”
http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/csr2015/cr2015_austria_en.pdf

⁸⁸ ECB “Results of the 2014 comprehensive assessment”
<https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/comprehensive/2014/html/index.en.html>

⁸⁹ Volksbank AG “VBAG Group's Annual Report 2014”
http://volksbank.e-bk2.at/m101/volksbank/m074_40000/downloads/geschaeftsberichte/2014/vbag_ar_2014_e.pdf

銀行の所有者である⁹⁰（図表 32）。

ライフアイゼン州銀行は、国内に 9 州に対応する 8 行（ウィーン首都州、ニーダーエスターライヒ州のみ 1 行が 2 州を管轄）が置かれ、管轄州内の個別ライフアイゼンバンクが 100%所有する。州銀行は州内個別ライフアイゼンバンクに対する流動性の管理、決済業務、その他上部機関としての業務に加え、ユニバーサル・バンクとして商業銀行業務も行う。提供する業務・サービスは、リテール業務、プライベートバンキング、中小企業向け業務、コーポレートバンキング、プロジェクトファイナンス、財務管理、輸出入金融、外国為替取引、有価証券業務、技術支援、アドバイズ業務等広範である。

このうち、ニーダーエスターライヒ州及びウィーン首都州（Niederösterreich-Wien）のライフアイゼン州銀行・ニーダーエスターライヒ＝ウィーン（Raiffeisenlandesbank Niederösterreich-Wien）は、オーストリアの全人口の 40%に相当する 350 万人の人口を擁する地域を管轄する州銀行である一方で、ユニバーサル・バンクとしてリテール業務、プライベートバンキング、中小企業、コーポレートバンキング、市町村部門金融等に注力し、豊富な資金源を裏付けに多様性のある流動性を確保している。

同行は約 60 の個別ライフアイゼン銀行から出資を受け、各地域に密着した活動を展開している。また、中央機関の RBI の株式 22.6%を保有し、総資産は 257 億ユーロである。従来は、欧州中央銀行（ECB）の直接監督を受ける大銀行の一つであったが、2018 年 1 月から外れている。

なお、RBI はライフアイゼン中央銀行（Raiffeisen Zentralbank, RZB）の 100%子会社であったが、2016 年 10 月 5 日に統合を決定した。2017 年 1 月の臨時株主総会を経て、2017 年 3 月に RBI と RZB が統合され、RBI が存続銀行となった。RBI は 2005 年 4 月 25 日以来、ウィーン証券取引所に上場している。2018 年 12 月 10 日時点の時価総額は 76 億ユーロである。RBI が Raiffeisen Banking Group における中央機関及び監視組織としての役割を担い、統合後 RBI の連結子会社は 175 社増えて合計 281 社となった。なお、RBI は同国の重要な金融機関として位置付けられている⁹¹。

2018 年 10 月には RBI は子会社である Raiffeisen Bank Polska S.A. のコア事業を BNP Paribas S.A. の子会社である Bank BGZ BNP Paribas S.A. に売却した。残りの事業（外貨住宅ローンポートフォリオ）については RBI のポーランド支店が引き継ぐこととなった⁹²。

RBI の主要株主はライフアイゼン州銀行・ニーダーエスターライヒ＝ウィーン（Raiffeisenlandesbank Niederösterreich-Wien）をはじめとするライフアイゼン州銀行 8 行であり、合計約 58.8%を占めている。残りの約

⁹⁰ Raiffeisenlandesbank Niederösterreich-Wien AG “Company Presentaion June 2018” 7 ページ

⁹¹ ECB, List of Supervised Entities

⁹² Raiffeisen Bank International “Third Quarter Report 2018”
<http://investor.rbinternational.com/index.php?id=556&L=1>

41.2%はウィーン証券取引所の浮動株となっている。浮動株の株主は、目的により様々である。機関投資家はアジアやオーストラリア、北米、欧州等幅広い地域からと広域にわたり、中にはソブリン・ウェルス・ファンドなどの長期的な投資目的を持つ投資家も含まれている。その他浮動株の株主には、オーストリアの個人投資家も含まれる。

2018 年末時点で RBI は 1,401 億ユーロの総資産を保有し、従業員数は 47,000 人にのぼる。オーストリアの他に中東欧諸国を中心に 14 か国で事業を展開している。チェコ、スロバキア、ロシアのエクスポートジャーが大きい。

また、2018 年 6 月には、オーストリアの銀行で初めてとなるグリーンボンドを発行した（5 億ユーロ、3 年）。グリーンボンド発行は持続的事業活動に貢献していくという RBI の戦略に沿ったもので、RBI のネットワークを通して持続的なプロジェクトに使われることとなる。

図表 32：ライフアイゼン バンキング グループの組織構造

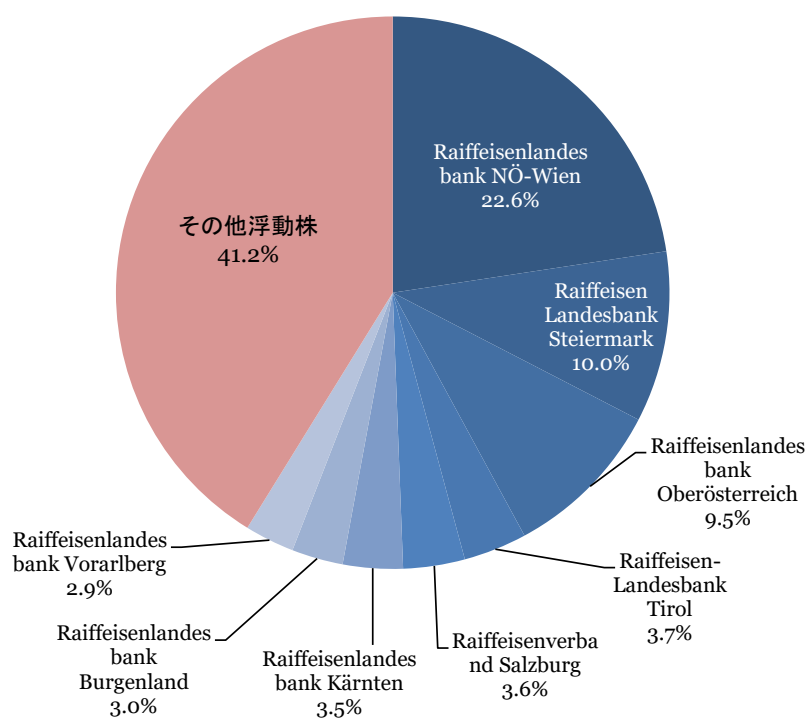


(注) 子会社、資本参加会社は出所資料に記載のある社名のみを示した

(出所) Raiffeisen Bank International ウェブサイト Structure of the Raiffeisen Banking Group をもとに作成

(閲覧日：2019年12月13日)

図表 33：RBI の株式保有構造



(注) グラフの青い箇所はライフアイゼン州銀行による出資を示す

(出所) RBI “Shareholder Structure”

<http://investor.rbinternational.com/index.php?id=575&L=1>

(閲覧日：2019 年 12 月 13 日)

図表 34 : RBI 概要 (2018 年 12 月末)

€ million	1/1-31/12 2018	1/1-31/12 2017	YoY Change absolute	YoY Change in percent
Net interest income	3,362	3,225	137	4.2%
Dividend income	51	35	16	46.1%
Net fee and commission income	1,791	1,719	72	4.2%
Net trading income and fair value result	17	35	-19	-52.4%
Net gains/losses from hedge accounting	-11	-16	4	-28.0%
Other net operating income	88	100	-12	-12.0%
Operating income	5,298	5,098	199	3.9%
General administrative expenses	-3,048	-3,011	-37	1.2%
Operating result	2,250	2,087	162	7.8%
Net modification gains/losses	-5	0	-5	>500.0%
Profit/loss before tax	1,753	1,612	141	8.8%
Profit/loss after tax	1,398	1,246	152	12.2%
Return on equity before tax	16.3%	16.2%	0.1 PP	0.6%
Return on equity after tax	12.7%	12.5%	0.2 PP	1.2%
Net interest margin (avg. interest bearing assets)	2.50%	2.48%	0.03 PP	1.1%
Cost/income ratio	57.5%	59.1%	-1.5 PP	-2.6%
Loan/deposit ratio	98.4%	95.4%	2.9 PP	3.1%
Provisioning ratio (avg. loans and advances to customers)	0.21%	0.41%	-0.20 PP	-49.1%
NPL ratio	3.8%	5.7%	-1.9 PP	-32.7%
NPL coverage ratio	77.6%	67.0%	10.6 PP	15.8%
Assets	140,115	135,146	4,969	3.7%
Liabilities	127,702	123,905	3,797	3.1%
Risk-weighted assets (total RWA)	72,672	71,902	770	1.1%
Equity	12,413	11,241	1,172	10.4%
Loans to customers	80,866	77,745	3,121	4.0%
Hereof non-financial corporations %	52.1%	—	—	—
Hereof households %	38.5%	—	—	—
Hereof FCY %	—	—	—	—
Deposits from customers	87,038	84,974	2,064	2.4%
Business outlets	2,159	2,409	-250	-10.4%
Number of employees	47,079	49,700	-2,621	-5.3%
Number of customers in million	16.1	16.5	-0.4	-2.7%

(出所) Raiffeisen Bank International “Annual report 2018” をもとに作成 (閲覧日 : 2019 年 12 月 24 日)

図表 35 : RBI 国別概要 (2018 年 12 月末)

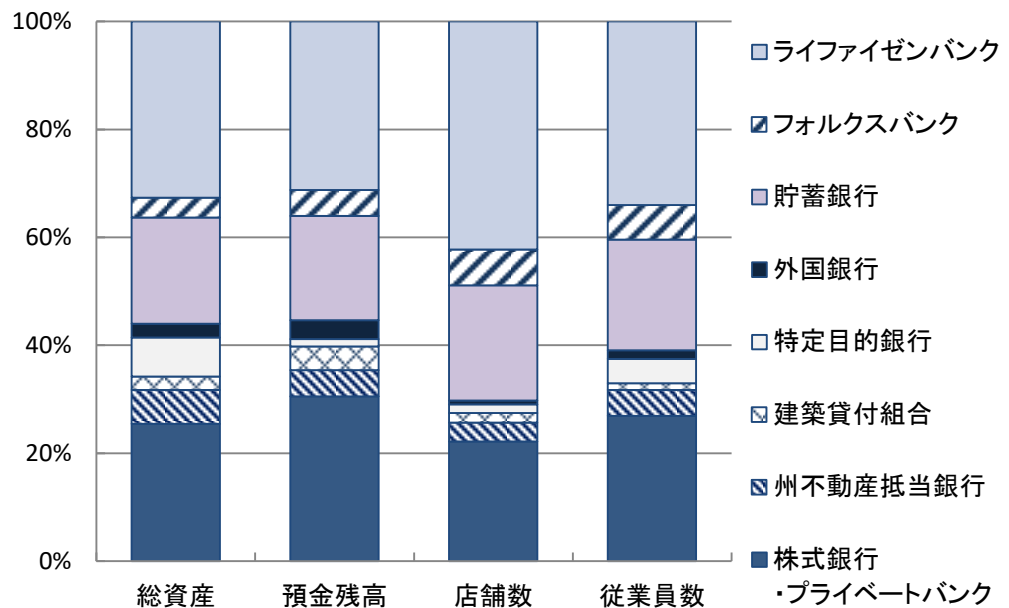
1/1-31/12 2018	Assets in € million	Share of Assets	Profit/loss after tax in € million	Business outlets	Number of employees	Loan/deposit ratio	Net interest margin	Provisionin g ratio	Loan growth YoY	NPL ratio	NPL coverage ratio
Czech Republic	16,883	12.0%	161	136	3,402	87.0%	2.11%	0.31%	9.8%	1.9%	99.0%
Hungary	7,528	5.4%	73	71	2,089	64.9%	1.92%	-0.77%	13.2%	5.6%	82.9%
Poland	3,267	2.3%	-17	1	196	—	2.23%	1.34%	-59.5%	10.8%	60.4%
Slovakia	13,301	9.5%	127	187	3,995	98.9%	2.33%	0.26%	7.7%	2.3%	88.9%
Reconciliation/other	-626	-0.4%	2	1	10	—	—	—	—	—	—
Central Europe	40,353	28.8%	346	396	9,692	98.9%	2.27%	0.41%	-8.4%	3.6%	78.6%
Albania	1,809	1.3%	27	78	1,226	47.8%	3.15%	-0.73%	4.1%	14.1%	84.7%
Bosnia and Herzegovina	2,296	1.6%	43	102	1,358	76.1%	3.48%	0.38%	9.4%	5.7%	99.6%
Bulgaria	4,119	2.9%	65	146	2,589	82.8%	2.79%	0.00%	14.6%	2.7%	111.7%
Croatia	4,755	3.4%	46	78	1,982	66.8%	2.93%	0.79%	0.0%	8.1%	78.5%
Kosovo	919	0.7%	21	48	839	85.9%	5.07%	0.54%	12.4%	3.1%	111.2%
Romania	8,966	6.4%	193	422	5,115	77.1%	4.21%	0.74%	18.7%	4.3%	85.1%
Serbia	2,498	1.8%	57	88	1,537	72.4%	3.99%	0.17%	11.0%	3.2%	98.8%
Reconciliation	-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Southeastern Europe	25,360	18.1%	452	962	14,646	73.7%	3.60%	0.45%	12.0%	5.1%	88.6%
Belarus	1,755	1.3%	65	87	1,829	88.7%	6.11%	-0.72%	13.1%	3.7%	99.2%
Russia	14,092	10.1%	455	191	8,998	79.4%	5.77%	0.72%	7.1%	3.0%	76.9%
Ukraine	2,347	1.7%	164	501	7,923	85.2%	11.49%	-1.47%	34.8%	11.1%	77.6%
Reconciliation	-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Eastern Europe	18,192	13.0%	684	779	18,750	81.0%	6.50%	0.31%	10.8%	4.2%	79.1%
Group Corporates & Markets	44,488	31.8%	393	22	2,879	147.1%	1.28%	-1.53%	18.0%	3.0%	66.0%
Corporate Center	35,331	25.2%	211	—	1,112	—	—	—	—	—	—
Reconciliation	-23,609	-16.8%	-688	—	—	—	—	—	—	—	—
Total RBI Group	140,115	100.0%	1,398	2,159	47,079	98.4%	2.50%	0.21%	4.0%	3.8%	77.6%

(出所) Raiffeisen Bank International “Annual report 2018” をもとに作成 (閲覧日: 2019 年 12 月 24 日)

(2) 金融市場の中でのライフアイゼンバンクの競争力

ライフアイゼンバンクは国内の金融機関として最大の規模を誇る。銀行の業種別に主要な指標を比較すると、図表 36 の通りライフアイゼンバンクが総資産 (32.7%)、店舗数 (42.3%)、従業員数 (34.1%)、のいずれも最大シェアを占める。預金については 31.2%であり、株式銀行・プライベートバンク (30.5%) とほぼ同程度のシェアである。

図表 36：銀行業種別の主要指標比較



(注)

- ・ 2019 年 9 月末。従業員のみ 2018 年 12 月末
- ・ 店舗数合計=国内の本店及び支店の計数
- ・ 預金残高=内外非銀行部門による預金（貯蓄性預金・定期預金・要求払預金の計数）
- ・ 総資産額=国内総資産及び外国総資産の計数
- (出所) オーストリア国立銀行（OeNB）をもとに作成

5. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け

オーストリアのリテール金融機関としては上述の通り、①オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行、②貯蓄銀行、③フォルクスバンク、④ライフアイゼンバンクの 4 銀行（グループ）が挙げられる。これらリテール金融機関の総資産の合計は 4,856 億ユーロであり、銀行の総資産 8,427 億ユーロのうち 59.6%を占める。同様に預金残高の合計は 2,469 億ユーロであり、銀行全体の預金残高 4,025 億ユーロの 61.3%を占め（2017 年 12 月末）、金融セクターにおいてリテール部門は大きな存在感を示している⁹³。

6. 家計の金融資産負債の動向

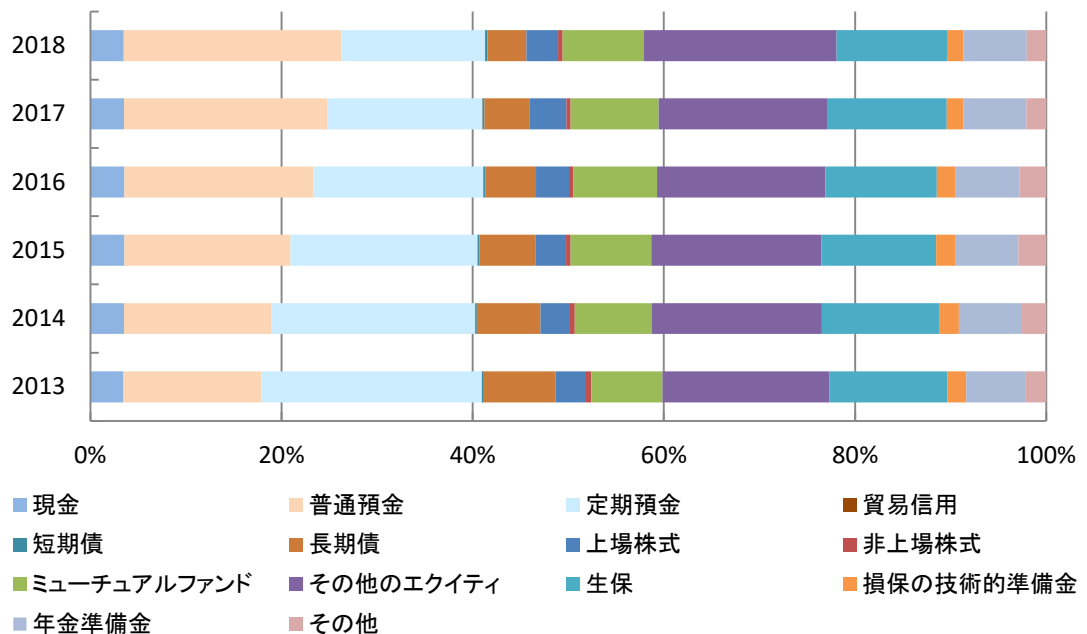
オーストリアの個人金融資産の総額は、2018 年 12 月末に 6,745 億ユーロであった。一人当たり個人金融資産は 73,278 ユーロで、個人金融資産の

⁹³ オーストリア国立銀行（OeNB）公表の統計情報及びオーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の公開データを基に計算。

うち預金が4割弱を占め、それ以外に有価証券、保険・年金の比率も高い。金融資産ごとのシェアは以下の通りである（2018年12月末：図表37）。

- ・現金（currency）：3.5%
- ・預金（transferrable deposits 及び deposits）：37.8%
- ・株式（listed shares、unlisted shares、other equity）：20.2%
- ・債券（short term debt securities 及び long term debt securities）：8.1%
- ・投資信託（mutual fund shares）8.5%
- ・保険（life insurance reserves、non life insurance technical reserves 及び trade credits）、年金準備金（pension entitlement）19.9%
- ・その他（貿易信用含む）：2.0%

図表 37：個人金融資産の保有残高構成比

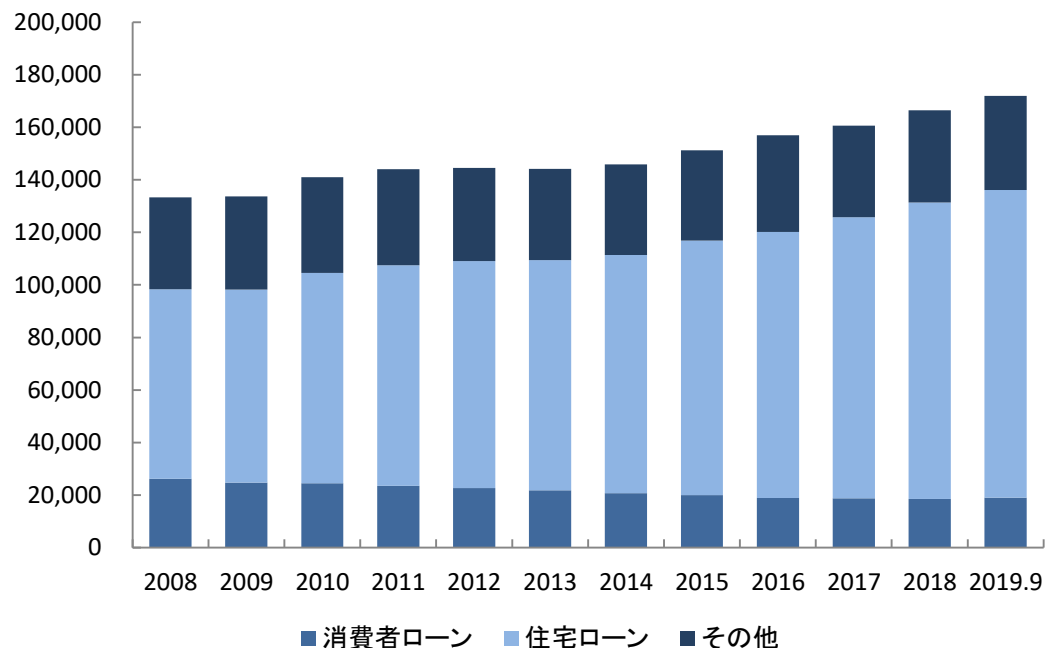


（注）各年12月末

（出所）オーストリア国立銀行（OeNB）統計をもとに作成（データ取得：CEIC）

与信機関の家計への貸出は2000年以降毎年増加しているが、近年の増加率は緩やかである（図表38）。2019年9月末での与信機関による家計のローン残高は1,719億ユーロと、前年比3.3%微減し、うち68.1%が住宅ローン（lending for house purchase）であった。

図表 38：家計向け貸出残高（百万ユーロ）



（注）各年 12 月末 2019 年のみ 9 月末

（出所）オーストリア国立銀行（OeNB）をもとに作成

第 5 章 最近の金融動向と今後の展望

1. 最近の金融動向

(1) マイクロファイナンス、ソーシャルファイナンス等の現況

① 協同組織金融機関の役割

貯蓄銀行やフォルクスバンク、ライフアイゼンバンクといった金融機関は、本来慈善運動をルーツとするものもあることからマイクロファイナンス機関をグループ内に持つ場合がある。その代表例が、「the bank for people without bank」を標榜する第二貯蓄銀行（Second Savings Bank, Die Zweite Sparkasse）である。

オーストリアには、経済的理由から銀行口座を保有できない者（the unbanked）が約 4 万人にのぼると言われる⁹⁴。こうした人々に基本的な金融サービスを提供することを通じ、他の銀行の口座を保有できるように支援する目的で設立されたのが非営利の第二貯蓄銀行である。

第二貯蓄銀行は 2006 年 10 月、エアステ財団（ERSTE Foundation, ERSTE Stiftung）により設立された。同財団はエアステ・グループ・バンク（Erste

⁹⁴ 第二貯蓄銀行ウェブサイト <https://www.sparkasse.at/diezweitesparkasse/Zweite-Sparkasse>（2016 年 3 月 4 日最終閲覧）。但し時期の記載がないため、現状は変化している可能性がある。

Group Bank AG) の株式の 19.5%を保有する (2016 年 11 月 24 日) ⁹⁵。

主なサービスとしては、まず当座預金口座の提供がある。この口座には当座貸越機能が付いておらず、他の銀行口座を持っていないこと・自身の財政的問題に対して自助努力を行っていること・カリタス団体 (Caritas) や ASB クレジット・カウンセリング (ASB Schuldnerberatungen GmbH) ⁹⁶といった支援組織から推薦されていること等を開設の条件とする。なお利用者には口座利用のために四半期ごとに 9 ユーロが課されるが、この額は預金として取り扱われ、他の銀行口座に移行する際に、利用者に返還される。

この口座の利用期間は 3 年間を上限とするが、利用期間が 3 年に満たない場合でも他の銀行の口座を持てるようになった時点で口座は閉鎖される。第二貯蓄銀行の利用者が他の銀行口座を持てるようになる率は 90%以上と非常に高いが、その代わり利用に際しての審査は慎重である。審査には地域の格付機関や NGO と協働し、利用者の正確な情報を得るように努めている。因みに、ここでの他の銀行の口座とは、必ずしも貯蓄銀行の口座でなくてもよい⁹⁷。

口座以外にも、保険サービスを利用できない人々に対して無料の生命保険サービス及び低料金での住宅保険サービスを提供している。また、有効期間 3 年のデビットカード (Maestro) を提供しており、金融機関とのアクセス再開までの橋渡しと決済機能を果たしている。更に、四半期毎に無料の法律相談を受けることもできる。

第二貯蓄銀行は自行の 7 支店 (グラーツ、インスブルック、クラゲンフルト、リンツ、ザルツブルク、フィラッハ、ウィーンに所在) 及び全国の貯蓄銀行との協力によりサービス提供を行っている。

同行は貯蓄銀行の現役スタッフと定年退職者で構成され、いずれもボランティアである。貯蓄銀行の現役スタッフが約 2/3、退職後のスタッフが約 1/3 で、退職後のスタッフの主業務は金融に関するアドバイスを行うことである。国内で約 15,000 人が同行のサービスを利用している。オーストリアのみならず、同様のサービスはチェコ、スロバキア、ルーマニアでも開始されており、エアステ・グループはルーマニアにおいてマイクロファイナンス銀行 (good.bee Credit) を保有する⁹⁸。小企業に対するマイクロファイナンスを提供することを目的に 2009 年に設立され、約 5,000 の顧客に対し 5,000 万ユーロの融資が提供されている。

2018 年 6 月にはエアステ・グループと欧州投資基金 (European Investment Fund, EIF) は、オーストリア、クロアチア、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、スロバキア、セルビアの社会的企業への融資に対する総額 5,000 万ユーロの保証契約に調印した。これは欧州委員会の雇用と社会

⁹⁵ Erste Group Bank “Shareholder Structure”

<https://www.erstegroup.com/en/investors/share/shareholder-structure>

⁹⁶ 借金に困っている人の相談にのり、負債を減らす手助けをする非営利組織。

⁹⁷ 2016 年 11 月のエアステ・グループ・バンクへのヒアリングに基づく。

⁹⁸ 2016 年 11 月のエアステ・グループ・バンクへのヒアリングに基づく。

エアステ・グループ “Social Banking brochure” “Social Banking infographic”

改革プログラム（EU Programme for Employment and Social Innovation, EaSI）下の少なくとも 500 の社会的企業や非営利団体に対し、低金利や緩和的担保基準での資金を提供するスキームである⁹⁹。

② 欧州投資銀行との連携

EU には各国の金融機関と連携して中小企業向けファイナンスを提供する欧州投資銀行（European Investment Bank, EIB）と呼ばれる政策金融機関があり、オーストリア国内の 14 金融機関（図表 39）と連携して国内中小・ベンチャー企業を中心に貸付、信用保証を行っている¹⁰⁰。EIB グループとオーストリアの連携は 1973 年に遡りこれまでに 459 件の案件で 266 億ユーロのファイナンスを提供している。2017 年、案件別では中小企業向け（SMEs）が 7.0 億ユーロ、インフラ向けが 3.9 億ユーロ、環境向けが 3.4 億ユーロ、イノベーション向けが 1.6 億ユーロである。

図表 39：欧州投資銀行と連携するオーストリアの金融機関

金融機関名	提供ファイナンス	融資限度
ライフアイゼン州銀行・フォアアールベルク (Raiffeisenlandesbank Vorarlberg)	ローン信用保証	～2,500万ユーロ
ライフアイゼン州銀行・チロル (Raiffeisen-Landesbank Tirol AG, RLB Tirol AG)		～2,500万ユーロ
ライフアイゼン州銀行・ザルツブルグ (Raiffeisenverband Salzburg eGen, RVS)		～1,250万ユーロ
ライフアイゼン州銀行・オーバーエスターライヒ (Raiffeisenlandesbank Oberösterreich AG)		～2,500万ユーロ
ヒポ チロル銀行 (Hypo Tirol Bank AG)		～2,500万ユーロ
オベル銀行 (Ober bank AG)		～2,500万ユーロ
ライフアイゼンバンク・インターナショナル (Raiffeisen Bank International AG)		～2,500万ユーロ
ライフアイゼン・リース株式会社 (Raiffeisen-Leasing GmbH)		～2,500万ユーロ
ライフアイゼン州銀行・ニーダーエスターライヒ=ウィーン (Raiffeisenlandesbank NÖ-Wien AG)		～2,500万ユーロ
オーストリア・アナディ銀行 (Austrian Anadi Bank AG)		～2,500万ユーロ
オーストリアホテル・観光銀行 (Österreichische Hotel und Tourismusbank GmbH, ÖHT)		～2,500万ユーロ

（出所）European Investment Bank “Financial Intermediaries List”,
European Union “Published on Access to EU Finance”（閲覧日：2019 年 12 月 24 日）
<http://www.eib.org/intermediarieslist/search/result?country=AT>

⁹⁹ エアステ・グループウェブサイト（閲覧日：2018 年 12 月 10 日）

<https://www.erstegroup.com/en/news-media/press-releases/2018/06/19/erste-eif-social-organisations-alias>

¹⁰⁰ EIB がファイナンスを提供する中小企業は従業員数によって、micro-enterprises (0-9)、small enterprises (10-49)、midium-sized enterprises (50-249)、mid-caps (250-3,000)に区分される。

(2) フィンテック技術の活用事例

① ブロックチェーンを活用した資金調達

オーストリア最大の電力会社であるフェアブント (Verbund AG) は、2018 年 4 月 17 日に世界初のブロックチェーン技術を活用した資金調達を行った¹⁰¹。用いられた調達スキームはデジタル・グリーン・シュルトシャイン (Digitaler Grüner Schuldschein) と呼ばれ、ESG 投資とフィンテックという金融市場の二大テーマを盛り込んだことで多くの投資家から注目を集めた。

シュルトシャイン (債務証券) は、証券の形で取引可能な融資形態であり、時価評価の対象から外れていることから特に機関投資家から選好される金融商品である。このシュルトシャインにブロックチェーンの技術を組み合わせることで、ステークホルダー間のやり取りの効率化や、事務処理の省力化を実現し、手作業が主体であった従来の資金調達プロセスを改善させた。

フェアブントはデジタル・グリーン・シュルトシャインのスキームを通じて 1 億ユーロ (2028 年 4 月 18 日満期) を調達し、約 25 万人と中小企業約 5 万社に電力を供給している 1940 年頃に建設され老朽化した送電線の補修・更新に充てる計画である。送電線更新事業は 2018 年から 2021 年までの計画であり、全長約 110 km の送電線の更新により送電ロスは約 70% 削減されると見込まれている¹⁰²。

このようにオーストリアで環境を意識した新たな手法での資金調達が進む背景には、国内に化石燃料の埋蔵量が少なく、水力やバイオマスといった再生可能エネルギーの活用を進めてきたことも影響しているとみられる。

今後のブロックチェーン技術の活用次第では、利用者にとって事務面およびコスト面で効率的な調達手段となることから、デジタル・グリーン・シュルトシャインのようなスキームを活用した資金調達手段は中小企業にとっても選択肢になり得るとみられる。また、SDGs やパリ協定といった環境保護に対する国際的な枠組みにより、環境に配慮した新たな資金調達手段や制度の充実が考えられる。

こうしたフィンテックに対する社会的要求を後押しするように、オーストリア財務省はフィンテック業界向けにサンドボックスの設置を検討している¹⁰³。サンドボックスは期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進する制度のこと

¹⁰¹ フェアブントウェブサイト (閲覧日: 2019 年 12 月 11 日)

<https://www.verbund.com/en-de/about-verbund/investor-relations/financing/schuldschein>

¹⁰² ヘラバウェブサイト (閲覧日: 2019 年 12 月 11 日)

<https://www.helaba.com/int/solutions-for/selected-projects/efficient-sustainable-and-digital.php>

¹⁰³ Austria Press Agency ウェブサイト (閲覧日: 2019 年 12 月 18 日)

https://www.ots.at/presseaussendung/OTS_20190425_OTSO006/regulatory-sandbox-fuer-fintechs-geht-in-begutachtung

である。政府が新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するという構造が徐々に整備されつつあるが、フィンテックの技術活用は未だ途上段階であり、SDGs や ESG 投資といったテーマとあわせて、今後の発展が注目される。

② ブロックチェーン技術の郵便事業への活用

オーストリアの郵便事業会社オーストリア・ポスト（Österreichische Post）は、2019 年 6 月 11 日に Crypto stamp と呼ばれるブロックチェーン技術を活用した世界初の暗号切手を、1 切手あたり 6.9 ユーロの券面で 15 万枚発行した¹⁰⁴。郵便配達に使用できることは勿論のこと、切手収集家のコレクション用途としての利用が期待されている。

Crypto stamp は 2 つの部分から構成される。左半分は券面と QR コードが記載され、郵便を送る際に通常の切手の機能を果たすとともに、QR コードがブロックチェーンの内容と連動する。右半分はスクラッチ仕様となっており、スクラッチ部分の下にイーサリアムウォレットにアクセスするための秘密鍵アドレスが書かれ、ブロックチェーン技術によって切手の取引情報が記載される¹⁰⁵。購入者が物理的な切手を手に入れるのにあわせて、所有権と取引記録を表す非代替性トークン（Non-Fungible Token）がイーサリアムのブロックチェーンに保存される。

コレクションの価値を高める工夫として、5 種類の絵柄（赤・黄・青・緑・黒）が用意され、それぞれ発行枚数が異なることが特徴となっている。最も希少性の高い赤色の切手は一時オンライン上で最大 1 万ユーロで取引されたこともあり、投機的な取引対象とみなされている¹⁰⁶。

Crypto stamp を切手として通常の使用をした場合、郵便配達の記録がブロックチェーンでやりとりされるわけではないが、ブロックチェーン技術を用いているためセキュリティ性が高く偽造防止に有効である。また、譲渡により所有者が変わった場合でも、ブロックチェーン技術によって取引情報が記録される点は画期的といえる。

2. 最近のリテール決済の動向

(1) キャッシュレス化の現状

世界銀行のグローバル・フィンデックスによるサーベイ調査によると、オーストリアでは 2017 年に 15 歳以上で金融機関に口座を保有している割合は 98.2%にのぼる。また、クレジットカードを保有していると答えた人の割合は 46.6%であるのに対し、デビットカードを所有していると答えた人の割合は 90.2%である。デビットカードは非常に幅広く普及している。

¹⁰⁴ Österreichische Post ウェブサイト（閲覧日：2019 年 12 月 19 日）

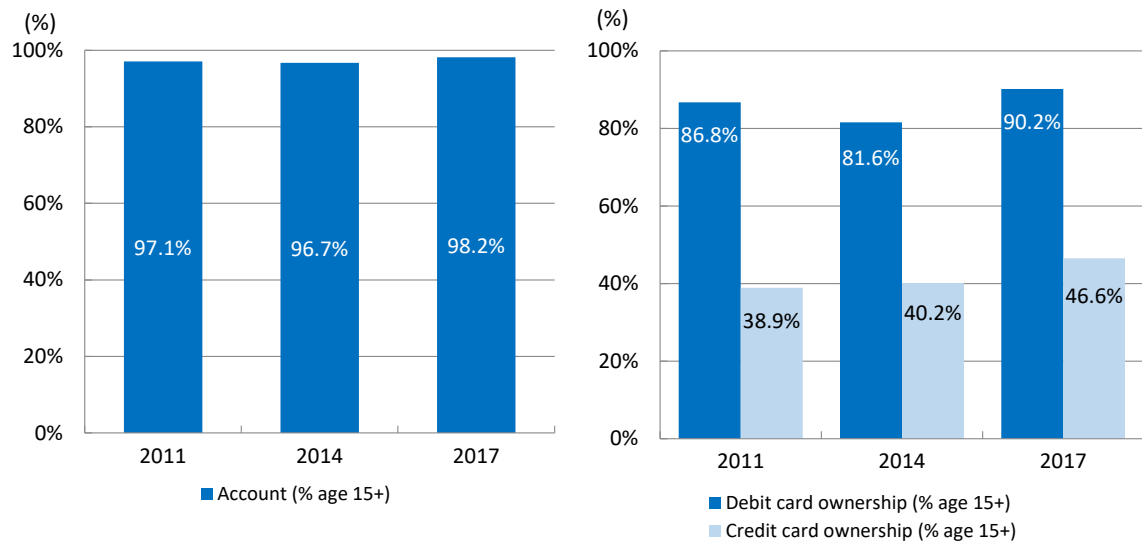
https://www.post.at/privat_briefmarken_und_philatelie_news_22737.php

¹⁰⁵ Österreichische Post ウェブサイト（閲覧日：2019 年 12 月 19 日）<https://crypto.post.at/>

¹⁰⁶ futurezone ウェブサイト（閲覧日：2019 年 12 月 19 日）

<https://futurezone.at/digital-life/crypto-stamp-bis-zu-10000-euro-fuer-blockchain-briefmarke-der-post/400533250>

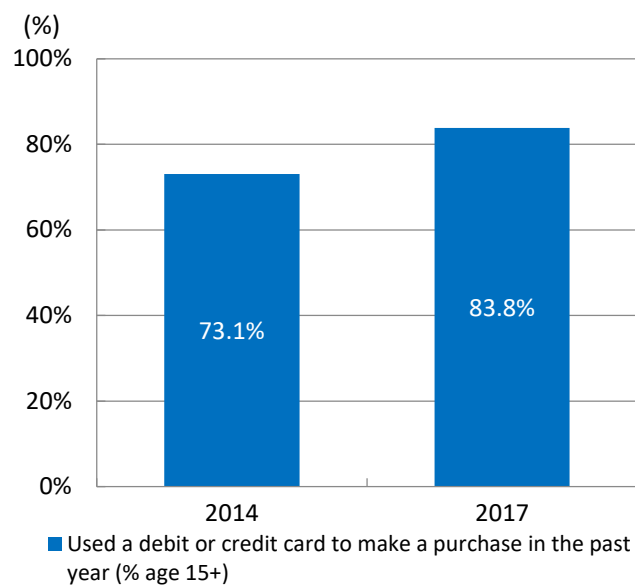
図表 40：オーストリアの口座保有割合とカード保有割合



（出所）世界銀行 “The Global Findex Database 2017” をもとに作成

過去 1 年でデビットカードかクレジットカードを買い物に使用した割合は 2017 年で 83.8%であり使用率も高く、2014 年対比 10%pt 以上上昇している。

図表 41：デビットカード・クレジットカード使用割合

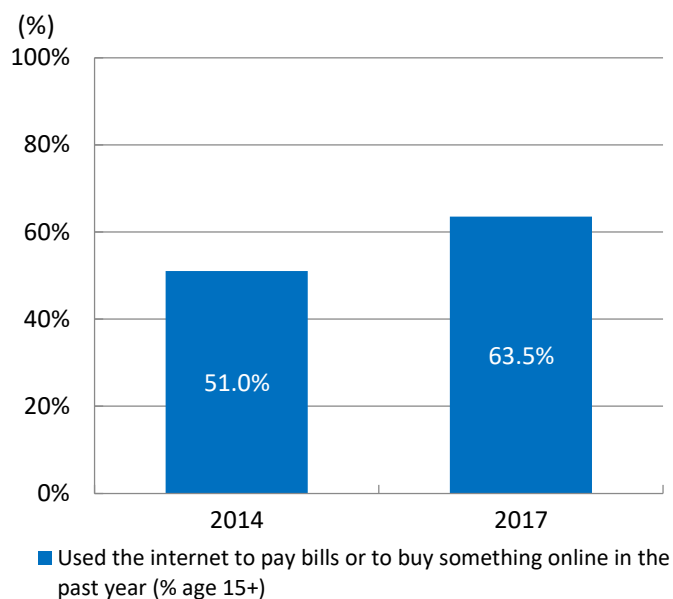


（出所）世界銀行 “The Global Findex Database 2017” をもとに作成

(2) モバイル決済の動向

同サーベイ調査では、過去 1 年間にオンラインでの買い物や支払いのためにインターネットを使った割合は、2017 年には 63.5%となっている。

図表 42：インターネット決済割合

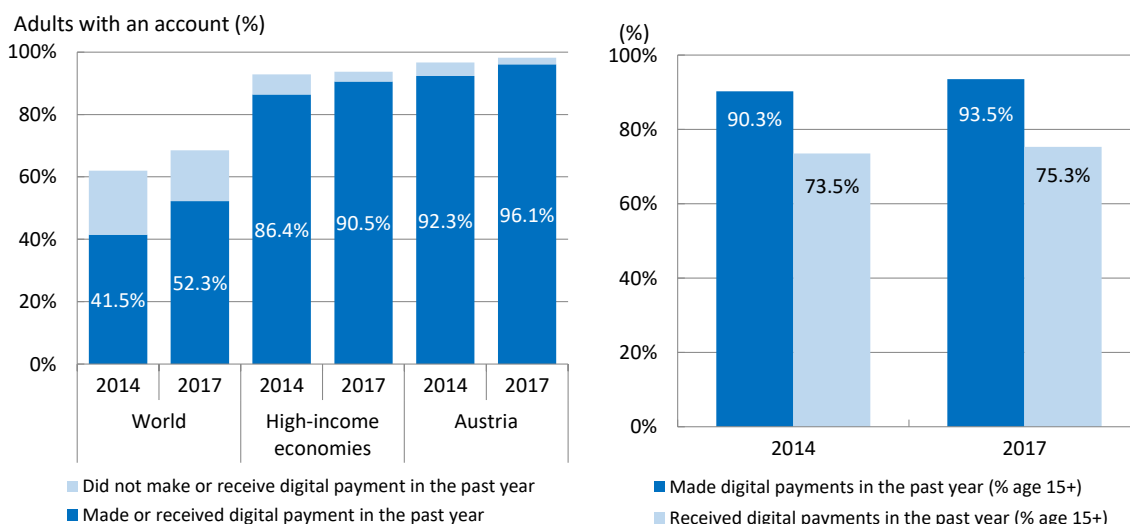


(出所) 世界銀行 “The Global Findex Database 2017”をもとに作成

過去 1 年間でデジタル決済（クレジットカード、デビットカード、モバイルマネー、モバイルフォン、インターネットを使用）を行った割合は、オーストリアでは 2017 年に 96.1%となり高所得国¹⁰⁷の平均よりも高い。2014 年からも上昇している。また、支払いに利用されることが受取りに利用されることより多い傾向にある。

¹⁰⁷ 1 人当たり GNI が\$12,236 以上と定義される。

図表 43：デジタル決済割合



(出所) 世界銀行 “The Global Findex Database 2017”をもとに作成

(3) リテール決済等に関する法規制の動向

① 銀行再建及び破綻処理に関する指令

2015 年 1 月 1 日、EU の「銀行再建及び破綻処理に関する指令」(Bank Recovery and Resolution Directive, BRRD) がオーストリア国内法の「銀行再建及び破綻処理に関する連邦法」(Federal Act on the Recovery and Resolution of Banks, Bundesgesetz über die Sanierung und Abwicklung von Banken, BaSAG) として施行された¹⁰⁸。

これによって EU レベルに統一された銀行破綻処理に関する制度 (Single Resolution Mechanism, SRM) が国内で効力を発揮するようになった。具体的には金融規制当局のオーストリア金融市場機構 (Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht, FMA) が国内破綻処理機関 (national resolution authority) として、銀行破綻の判断、再建や破綻処理に係る各種の行政決定 (administrative decisions) の発令や執行の権限を与えられた¹⁰⁹。

2015 年 3 月、FMA は国内破綻処理機関の権限に基づき、ヘタ・アセッ

¹⁰⁸ オーストリア金融市場機構 (FMA) ”Bank Resolution”
<https://www.fma.gv.at/en/special-topics/bank-resolution.html>

¹⁰⁹ オーストリア金融市場機構 (FMA) ”Austria’s Financial Market Authority additionally becomes national resolution authority as of 1 January 2015” (2015 年 1 月 8 日)
<https://www.fma.gv.at/en/about-the-fma/media/press-releases/press-releases-detail/article/oesterreichs-finanzmarktaufsichtsbehoerde-fma-uebernimmt-mit-112015-auch-die-funktion-als-national.html?F=o&cHas h=d6d99269822b760459a68dc95cad5ebd>

ト・レゾリューション（HETA ASSET RESOLUTION AG, Heta）の破綻処理を決定した。Heta は 2009 年にオーストリア政府によって国有化されたヒポ・アルペ・アドリア銀行（Hypo Alpe-Adria-Bank International AG, HBInt）の不良資産の保有及び処理を行うために整理会社（wind-down company）として設立されたが、2015 年 2 月に健全性リスク（insolvency risk）の面で問題がある旨を FMA やオーストリア政府に通知した。そこで FMA は Heta を管理下に置き、2016 年 5 月末まで同社の債務返済を一時停止させる決定を下した¹¹⁰。

また、2015 年 5 月 28 日のオーストリア・フォルクスバンク（Österreichische Volksbanken-AG, VBAG）の株主総会において、同行を中央機関としての業務とその他の業務（remainder of VBAG）に分け、中央機関としての業務はフォルクスバンク・ウィーン・バーデン（Volksbank Wien-Baden：現フォルクスバンク・ウィーン, Volksbank Wien）に移し、その他の業務は、BaSAG 第 162 条に基づき整理会社の「immigon portfolioabbau ag」が行うことになった¹¹¹。

2016 年 1 月より、銀行破綻の際のつなぎ資金の原資として、単一破綻処理基金（Single Resolution Fund, SRF）が創設され、銀行の規模とリスク状況に応じて拠出金が定められている。SRF は 2024 年までに EU 全構成国の対象預金額の 1% の積み上げを完遂することを目指している。同じく 2016 年 1 月から、EU レベルの破綻処理任務を所管する単一破綻処理委員会（Single Resolution Board, SRB）が再建計画策定や破綻行の処理に関する業務を担当することとなり（SRB 自体の稼働は 2015 年 1 月から）¹¹²、EU レベルの単一破綻処理制度という目標は達成されたといえる。

② 第二次金融商品市場指令

2018 年 1 月、EU の第二次金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive II, MiFID II）が EU 域内で施行された¹¹³。同指令は、複雑化する金融商品市場のリスクから投資家を保護するため、2007 年の第一次金融商品市場指令の改正指令として 2014 年に欧州連合理事会で可決されたものであり、アルゴリズム取引や商品デリバティブ市場への規制、金融商品取引業者に対する厳格な情報開示義務等を定める¹¹⁴。オーストリアの銀行はグループ内で金融商品を取り扱っている場合が少なくない

¹¹⁰ オーストリア金融市場機構（FMA） ”FMA orders resolution of “Heta Asset Resolution AG” by administrative ruling in accordance with the Federal Act on the Recovery and Resolution of Banks （BaSAG） and enforces a temporary moratorium on its debts.”（2015 年 3 月 1 日）

<https://www.fma.gv.at/en/about-the-fma/media/press-releases/press-releases-detail/article/fma-ordnet-per-bescheid-die-abwicklung-der-heta-asset-resolution-ag-gemaess-dem-bundesgesetz-z.html?cHash=9bb97877034b22d147432b97c1925584&F=2> 及び

オーストリア国立銀行（OeNB） ”Facts on Austria and Its Banks”（2015 年 10 月）

<https://www.oenb.at/en/Publications/Financial-Market/Facts-on-Austria-and-Its-Banks.html>

¹¹¹ Volksbank AG, annual report, page 4, immigon portfolioabbau ag, annual report 2015, page 6

¹¹² OeNB “Facts on Austria and its Banks”（2016 年 4 月）

¹¹³ Reuter 「UPDATE 1-EU、新金融規制『MiFID II』導入の 1 年延期を検討」（2015 年 11 月 10 日）

<http://jp.reuters.com/article/eu-markets-regulations-idJPL3N13539P20151110>

¹¹⁴ 大橋善晃（日本証券経済研究所） 「第 2 次金融商品市場指令（MiFID II）の概要」（2014 年 11 月 27 日）

http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/1411_01.pdf

ことから、本規制の国内適用により影響を受けると考えられる。

例えばオーストリア労働・経済・郵便貯金銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）は低金利で利鞘を稼ぎにくい中、リテール部門における投資商品のクロスセルに重点を置き、社債に強みを持つ仏系投資会社のアムンディ（Amundi）と協力して主にバランス型のファンドを取り扱っている。個別株は取り扱っていないが、その背景には、同行の顧客が元々リスク回避的であることに加え、MiFID IIにより顧客の属性や選好に応じた商品選択を慎重に行わなければならないと予想されることがある¹¹⁵。

③ EU 一般データ保護規則

2018 年 5 月 25 日より EU 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, GDPR）が適用された。GDPR は、EU を含む欧州経済領域（EEA）域内で取得した「氏名」や「クレジットカード番号」などの個人データを EEA 域外に移転することを原則禁止し、個人の権利を強化することを目指している。EU 規則は加盟国に直接適用される。オーストリアにおいては、2018 年データ保護適用法（2018 Data Protection Adaptation Act）が制定された。これは 2000 年データ保護適用法（2000 Data Protection Adaptation Act）を EU 法に沿って改定した附則としての位置づけである¹¹⁶。

④ 第 2 次決済サービス指令

2015 年 11 月に EU は、決済の安全性・安定性向上、利用者保護、決済サービス市場の効率化、フィンテック企業も含めたレベル・プレイング・フィールド（競争上の公平性）の確保等の観点から、決済サービス指令を改正し、第 2 次決済サービス指令（Payment Services directive 2, PSD2）を採択、2018 年 1 月 13 日期限で各国が法制化しすることとなった。オーストリアでは決済サービス指令を受け支払サービス法（Payment Services Act, Zahlungsdienstegesetz, ZaDiG）として法制化されていたが、第 2 次決済サービス指令に沿う形で 2018 年支払サービス法（Payment Services Act 2018, ZaDiG2018）として施行された¹¹⁷。

⑤ 信頼できる AI への倫理指針案

2018 年 12 月に欧州委員会は、人工知能（AI）の倫理指針案（Draft Ethics guidelines for trustworthy AI）を公表した。今後は意見公募を経て 2019 年 3 月には最終的な倫理方針がまとめられる。指針案では透明性や説明責任を提示しつつ、デザインの初期段階からプライバシー保護や差別の防止、人間による監視などを組み込むことを推奨している。また、GDPR 同様に欧州での基準がグローバルスタンダードとなることを展望して EU の競争力を高める狙いもある¹¹⁸。

¹¹⁵ 2016 年 11 月の BAWAG P.S.K. へのヒアリングに基づく。

¹¹⁶ オーストリア金融市場機構 “Facts and Figures, Trends and Strategies 2018” 114 ページ
<https://www.fma.gv.at/en/publications/facts-and-figures-trends-and-strategies/>

¹¹⁷ オーストリア金融市場機構 “Facts and Figures, Trends and Strategies 2018” 59 ページ

¹¹⁸ EU 欧州委員会 “Draft Ethics guidelines for trustworthy AI”

⑥ 金融規制当局の動向

オーストリア金融市場機構（Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht, FMA）は 2017 年に監督改革パッケージを纏め上げ 2018 年より実施している。これにより監督業務の透明性、管理プロセスの簡易化、法的保護の改善、リスクベースに見合った管理監督体制の向上や強化を目指している。また、連邦財務省（Federal Ministry of Finance, Bundesministerium für Finanzen, BMF）やオーストリア国立銀行（Österreichische Nationalbank, OeNB）との統合監督体制の最適化も志向している。

FMA は中期戦略である FMA Strategy 2018-2023: “Transparent, proportional and European supervision. Increase synergies and take advantage of digitalisation!” を公表するとともに、年次で監督検査焦点（supervisory and inspection focuses）を掲げ透明性を高めている。2018 年の焦点は資本ベースの強化、内部コントロールシステムとガバナンス構造の最適化、危機管理の改善、消費者保護の強化、マネーロンダリング回避への取り組み、デジタル化によるリスク管理強化を挙げている¹¹⁹。

3. オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の今後の動向

(1) 新たな個人金融サービスの提供の動向

オーストリア労働・経済・郵便貯金銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）の持株会社である BAWAG GROUP AG は、4 つの戦略を掲げている。コアマーケットである DACH 地域（ドイツ・オーストリア・スイス）での顧客ビジネスの成長、デジタル化や店舗網を駆使しての良好かつ長期的な顧客リレーション構築による顧客サービスの提供、外部環境変化に対応したあらゆるビジネスと機能の効率化、強固な資本・財務ベース構築を柱とする。BAWAG P.S.K. が 2019 年末までに完遂するオーストリア・ポストとの提携解消も上記戦略の一環と言える。

BAWAG Group では、事業特性によって 5 つの部門に分類している。BAWAG P.S.K. Retail 部門、easygroup 部門、International Business 部門、DACH Corporate & Public Sector 部門、Südwestbank（2017 年に合併したドイツの地域銀行）部門である。リテール金融サービスでは、成長対面チャネル、無人端末、オンラインサービスなどのオムニチャネル強化に取り組んでいる。特に同行が注力するのが、セルフサービスチャネルやデジタルチャネルの整備である。2014 年、同行のダイレクトバンキング子会社 easybank は石油元売り大手のシェル（Shell）と戦略的パートナーシップ関係を結び、国内 125 ヶ所以上のガソリンスタンドに ATM を設置した。また 2015 年 6 月に新しい本人認証システム（identity verification system）を導入し、消費者ローンの申し込み手続きは 100%オンラインで行われるよう

¹¹⁹ オーストリア金融市場機構 “Facts and Figures, Trends and Strategies 2018” 11~17 ページ

になった。これは国内銀行としては唯一の例である¹²⁰。

オムニチャネル強化とともに DACH 地域ではクロスボーダー成長戦略を積極化させている。2017 年にはドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州シュトゥットガルトに本店を置く Südwestbank を合併し約 9 万のリテールとコーポレート顧客へのアクセスを獲得した。また、クレジットカードビジネスの PayLife の合併により約 60 万の顧客ベースを獲得した。さらに、ドイツのハンブルグの建築組合である Deutscher Ring Bausparkasse の合併契約に調印した¹²¹。2018 年 1 月には、ベルリンに本拠地がある SMEs (small and medium-sized enterprises) に特化したオンライン貸出会社である Spotcap との戦略的パートナーシップを、5 月には家電販売店 MediaMarktSaturn や 10 月には小売企業の Metro Cash & Carry Austria とのリテール部門での戦略的パートナーシップを発表した¹²²。今後もインオーガニック、オーガニック両面より顧客ベースやマーケットシェア拡大による成長戦略を継続していくこととなる。

easygroup の中核会社がオーストリアで最大のダイレクトバンキングである easybank である。口座数は 130 万を超え、預金残高は 39.7 億ユーロ（前年比 0.9%増）に上り、総資産は 42.0 億ユーロである（2018 年 12 月末）。2018 年の当期利益は 5,682 万ユーロ（前年比 60.5%減）となった。¹²³。同行は質の面でもオーストリアの金融誌「Der Börsianer」の選ぶ「Best Direct Bank in Austria 2018」を受賞し、「Austrian Financial Marketing Association」からは 8 年連続で「#1 direct bank」として選ばれ、外部から高い評価を受けている。

¹²⁰ オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 “CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2015”

¹²¹ BAWAG Group “CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2017” 4~11 ページ

¹²² BAWAG Group プレスリリース

¹²³ Easybank annual report 2018

(2) その他の郵便貯金の動向

2016 年 6 月 22 日、BAWAG P.S.K. は、フォルクスバンク協会 (Volksbanken-Verbund) と共同会見し、フォルクスバンク・グループが 100% 保有する start:bausparkasse (建築貸付組合) と IMMO Bank (フォルクスバンク・グループの特定目的銀行) の 2 行の株式を買い取り、グループ傘下に置くことを発表した。買収の背景には、BAWAG P.S.K. のリテール金融部門強化における次のステップとして、住宅・不動産金融を強化するという目標がある。2016 年 12 月 1 日、買収手続きが完了したことで 2 行は BAWAG P.S.K. グループ傘下に入り、一部の経営陣は BAWAG P.S.K. や easybank から派遣された¹²⁴。

2016 年 4 月にムーディーズ (Moody's) は同行への発行体格付を Baa1 から A3 に一段階引き上げた。その理由として、(1) 収益性の回復、(2) ローン担保証券の売却によるバランスシートの改善、(3) Tier1 資本等にみられる経営健全性の向上が挙げられている¹²⁵。2017 年 4 月には更に一段階引き上げ、オーストリアの銀行の中では最上級の A2 となった¹²⁶。

¹²⁴ BAWAG P.S.K. プレスリリース “BAWAG P.S.K. GROUP TO ACQUIRE START:BAUSPARKASSE AND IMMO-BANK FROM VOLKSBANKEN-VERBUND” (2016 年 6 月 22 日)
<https://www.bawagpsk.com/linkableblob/BAWAGPSK/313284/a635f3cdb568d9a5aoded5e774167f22/20160622-bawag-p-s-k--group-to-acquire-start-bausparkasse-and-immo-bank-from-volksbanken-verbund-data.pdf>

及び BAWAG P.S.K. プレスリリース “BAWAG P.S.K.: ACQUISITION OF START:BAUSPARKASSE AND IMMO-BANK FROM VOLKSBANKEN-VERBUND SUCESSFULLY CONCLUDED” (2016 年 12 月 1 日)
<https://www.bawagpsk.com/linkableblob/BAWAGPSK/350532/9fd6c446d301cb067c6892a298bc6418/20161201-acquisition-of-start-bausparkasse-concluded-data.pdf>

¹²⁵ Moody's Investors Service “Moody's upgrades BAWAG P.S.K.'s ratings to A3, outlook remains positive” (2016 年 4 月 12 日)

¹²⁶ BAWAG Group “CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2017” 10 ページ

<出所資料一覧>

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- ・ CEIC Global Database
- ・ Centre for European Policy Studies, “Investigating Diversity in the Banking Sector in Europe, Key Developments, Performance and Role of Cooperative Banks” (2010 年)
- ・ Centre for European Policy Studies, Investigating Diversity in the Banking Sector in Europe, The Performance and Role of Savings Banks (2009 年)
- ・ アメリカ合衆国中央情報局 (CIA) ”The World Factbook”
- ・ 欧州委員会 (European Commission) ” Country Report Austria 2015”
- ・ 欧州委員会 (European Commission) ウェブサイト
- ・ 欧州投資銀行 (European Investment Bank) ウェブサイト
- ・ IMF World Economic Outlook October 2018
- ・ 日本国外務省ウェブサイト
- ・ 預金保険機構
- ・ 日本貿易振興機構 (ジェトロ)

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- ・ オーストリア国立銀行 (OeNB)
- ・ オーストリア金融市場機構 (FMA)
- ・ 欧州中央銀行 (ECB)
- ・ 世界銀行 (WB)
- ・ 国際決済銀行 (BIS)
- ・ 国際通貨基金 (IMF)

【論文・雑誌・業界紙】

- ・ 大橋善晃 (日本証券経済研究所) 「第 2 次金融商品市場指令 (MiFID II) の概要」
(2014 年 11 月 27 日)
- ・ 財団法人自治体国際化協会「オーストリアの地方自治」(2004)
- ・ 農林中金総合研究所「欧州の協同組合銀行グループの 相互援助制度と一体性ーオランダ, ドイツを中心にー」(農林中金総合研究所『農林金融』2008 年 6 月)
- ・ THE BANKER
- ・ Förderportal “Bausparvertrag – welche Banken bieten die besten Konditionen beim Bausparen?”
- ・ Frances Coppola “The lesson behind the austrian co-op banking disaster”
- ・ Post and Parcel “Austrian Post and BAWAG P.S.K launch banking strategy”
(2010 年 10 月 14 日)

- Reuter
- Bloomberg

【郵政公社・郵貯等】

- オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 (BAWAG P.S.K.)
- オーストリア・ポスト (Österreichische Post)

【民間金融機関等 HP】

- AK Wien
- オーストリア銀行 (Bank Austria)
- 第二貯蓄銀行
- easybank
- エアステ・グループ (Erste Group)
- immigon portfolioabbau ag
- ムーディーズ (Moody's)
- ライフアイゼン・インターナショナル (RBI)
- ライフアイゼン州銀行・ニーダーエスターライヒ=ウィーン
(Raiffeisenlandesbank NÖ-Wien AG)
- オーバー銀行
- オーストリア・フォルクスバンク (VBAG)
- ウィーン証券取引所
- フォルクスバンク・ウィーン (Volksbank Wien AG)